

に翼を添ゆるが如く、遂に猛然として蹶起したるは實に一大壯觀に申す可し、以下先づ東胡派の諸族を説いて相互の關係を明にす可し。

十

慕容族 東胡破れて烏桓、鮮卑の二派を爲り、二派其の名を没して更に諸種の新派を生ぜり、此の中遼西に崛起して遼東北支に大勢力を揮ひたるものを慕容氏と爲す、故に先づ此の一派より記載す可し。

慕容氏の事蹟は晋書の載記——卷の百八以下——に載す、然れども最近馮家昇君と曰へるが慕容氏建國始末を題する一篇を雜誌再貢——第三卷第十一號——に掲載するを以て、彼れ是れを取り合せて其の要點を申述ぶ可し。

晋書卷の百八、載記第八、慕容廆傳に曰く

慕容廆、字は奔洛瓊、昌黎棘城の鮮卑人なり、其の先は有熊氏の苗裔、世々北夷に居りて、紫蒙の野に邑す、號して東胡と曰ふ、其の後、匈奴と並に盛んなり、控弦の士二十餘萬、風俗官號、匈奴と略ぼ同じ、秦漢の際、匈奴の爲めに敗られ、分れて鮮卑山を保つ、困りて以て號と爲す。

慕容廆の字を奔洛瓊と記するは恐らく事實ならんが、併し元來東胡には字なるもの無く、其の之れ有るは、一に漢族風習を眞似たるに相違なし、現在蒙古人の間に於ても字はなく、萬一右を用ゆるものあれば、夫れは特に支那風の模倣に出づる可き疑ふ可からず、併し晋時東胡族の一部に斯る風習の行

はれたるを見れば、其の年代は案外古き點を知るに足る可し。

次に昌黎、棘城の鮮卑人なりとある、昌黎は彼の山海關内の昌黎にあらずして、遼西の舊交黎縣、即ち大凌河城邊の後名なる由は、嘗て稻葉君山氏の記述されたる文あれば、左に其の一節を掲げて參考に供す可し。

滿洲歴史地理第一卷、漢代の滿洲、交黎縣の條、一四一頁に曰く

交黎縣が、後漢の昌黎縣なる可きは、諸種の方面より證明さる可きが、水經註卷十、白狼水の註には、白狼水、又東北逕昌黎縣、故城西、地理志曰、交黎也、東部都尉治、王莽禽虜也、應劭曰、今昌黎也、とあり、酈道元は慕容氏が咸康年中に徙したる昌黎郡を指して、誤りて漢代の昌黎と爲したれども、交黎の昌黎なる可きは、之れによりて證せらる可し、太平寰宇記卷七十は、交黎城、漢縣也、屬遼西郡、漢改爲昌黎、といひ、明かに前漢の交黎の昌黎と同一たる可きを記せり。

本縣の位置に就て、吾人は大凌河の下流域に沿へる地方ならんとの想像を下したるが、資治通鑑卷五に下の如きを語れり、曰く

壬午、魏、慕容皝帥其弟軍師將軍評等、自昌黎、東踐氷、而進、凡三百餘里、至麻口、捨輜重、輕兵趣平郭、去城七里。

昌黎、東踐氷、而進、とあるは、海水を踐みて進みしをいふ、知る可し、昌黎は當時海濱に近かりしことを顧炎武の説に、渝水下流、南當海口、とあるは従ふ可し。

右の文に據りて、昌黎の舊名が交黎と稱せられ、又其位置が大凌河の下流域に當る可き日は、



略ぼ推定し得らるゝが如し、然れども單に下流域を稱するは漠然たるにより、茲に予の所見を一言す可し。

大凌河の下流域にて晋代縣城を設置す可き地域を求むるに甚だ乏しきを知る、而も白雲山邊より青山の近傍は先づ最大の好地なる可し、夫れより南すれば古代は沮洳地にして安定を得ず、故に恐らく右の邊ならんが、就中青山は、後年慕容廆が居を移せり、曰ふ、徒河の青山に當てらるゝ場所にして、洵に申分のなき好位置なり、されば漢晋時代に於て昌黎を稱せられたる地點は恐らく此邊を推定して可ならんか。

次に棘城に於けるは、今の錦州邊に相當すは同書晋代の滿洲(二四八頁以下)中に、箭内互氏の説く所にして、其説又動かざる可し、然れども他に又反對の意見もあれば、次に其の一節を引用す可し。

滿洲歴史地理卷の一、晋代の滿洲、二五九頁以下棘城縣の條に曰く

棘城一名を大棘城、曰ひも一城の名なりしも、西紀二九四年、慕容廆の徒河青山より此地に移りてより、約五十年間、慕容氏の都たりし事實、後魏以前、昌黎郡の屬縣として存在したりし事實、により、前燕の時、已に棘城縣の建置ありて、昌黎郡の治下に在りしこと、すべて徒河縣の場合と同じかりしものと推定す。

棘城の位置に就きては、前項に於いて説き及べるが如く、吾人は通典の指示する所に従つて之を今の錦州附近に比定して疑はず、然れども太平寰宇記が通典を略ぼ同一なる記事を載録したる外には、爾來明末に至るまで、棘城の所在に關して説を爲すものなく、清代に入りて始めて之れが比定を

試むる者漸く現はれしも、而も吾人に全く所見を異にせり、即ち大清一統志(卷四十三)錦州府古蹟の條に「大棘城、在義州西北、古顯瑣之墟、慕容廆曾都此」あるを第一とし、歴代通鑑輯覽(卷三十三)大康十年の條に「大棘城、在錦州府義州」あるを第二とし、近年、楊守敬氏は、其著西晋地理圖に於て、大棘城の名を今の義州に表出せり、而して我國の學者皆な之に従はざるはなし(中略)通鑑輯覽の編者を始として棘城即ち義州説を持するの學者は、果して何の據る所ありて一統志の解説を認めたるか、是れ到底吾人の解する能はざる所なり、云々。

右の如く棘城義州説も世上に多し、雖も予は考古學的に見て錦州説を執らんを欲す、并は當城より六朝時代の文字ある古碑其他を出すが爲めなり、而も詳細は別記に譲りて爰には略せり。

斯く昌黎が今の青山邊、棘城が錦州城地とするも、廆が此地の産、曰ふにはあらずして、當地方に割據したりとの意味にて右の如く記したるなる可し、次に有熊氏の苗裔、曰へるは、多くの蠻族が其祖先を飾らんとする宣傳なれば、從ふ可からず、次に控弦の士二十餘萬、あるは他書に漏れたる點なれば、貴重す可く、匈奴の分は約三十萬、あり、顧ふに兩族互ひに二三十萬の兵を擁し居たることは確實なる可し。

次に風俗、官號、匈奴を略ぼ同じあるは洵に面白く、舊來の書には相互の一致を説く者なく、隨つて不同ならんかとの感を懐けども、此文に據て其の欠を補ふに足る可し、要するに前條の東胡、烏桓、鮮卑等の風俗は匈奴の條になし、雖も同一を推定す可く、又後文、匈奴の官號其他は東胡の間に於ても夙に行はれたり、見て不可なかる可し。



次に鮮卑山に據るが爲め其の名を得たりとの點は、既に前節に於て説くが如く、容易に信ず可からず。雖も魏書以來之を傳ふるにより、其の由來の古きこゝは確實に見て可なり。

次に又曰く

曾祖莫護跋は、魏の初め、其の諸部の人を率ひて、遼西に居り、宣帝に從つて、公孫氏を伐ちて功有り、率義王に拜す、始めて國を棘城の北に建つ。

爰に曾祖莫護跋の名出でたる序で、慕容氏建國始末の記事を左に擧ぐ可し。

慕容氏は鮮卑の一なり、廆十一世の祖を乾歸と名く——述異記には乾羅に作る——衆推して曾長と爲す、檀石槐の時、慕容司なる者有り、中部大人の一と爲る、(中略)

慕容氏の祖は果して十一世迄溯り得可きや否や、彼の蠻人間の例にしては信ず可からず、併し檀石槐時代に慕容司なる者ありとの説は、或は當れるやも圖られず、而して曾祖莫護跋が遼西に居り、晋の司馬懿に從つて、遼東の公孫氏を撃ちたりとの時代以下は信ず可きに似たり、但し此時國を棘城の北に建つとあるは恐らく今の義州邊なる可し、何となれば錦州を棘城と見て、其の北方は義州以外に好箇所を存せざればなり。

次に又曰く

時に燕代多く歩搖冠を冠す、莫護跋見て之を好み、乃ち髮を斂めて冠を襲ふ、諸部因て之を呼で歩搖と爲す、其の後、音訛りて遂に慕容と爲る、或は云く、二儀の徳を慕ひ、三光の容を繼ぎ、遂に慕容を以て氏と爲す。

右は慕容名に對する二説なるが、此中前説尤も適中し、後説は文化向上後の假托に出づるが如し、尙ほ同時に注意す可きは例の坊主風習を此際に廢したる點にて、東胡の華風轉向は實に此時代より始まれるなる可し。

次に又曰く

祖木延、左賢王と爲り、父、涉歸、柳城を全くするの功を以て進んで鮮卑の單于に拜し、邑を遼東の北に遷す、是に於て漸く諸夏の風を慕ふ。

廆の祖木延の左賢王と爲りたるは建國始末に、母邱儉に從つて、高句麗を征して功有り、と記せり、又其父の一名を奔落韓と記したるが、前文の例に徴すれば、右は字に似たれども、斯る名は寧ろ土語名に屬して、涉歸、廆等は漢名か、若くは譯名にはあらずるか、又柳城とあるは、即ち今の朝陽邊にて、其の柳城とあるは前漢時代の縣名なり、而して後漢時代に此縣治は廢せられたるが、晋の咸康七年に至りて、廆の子凱が、柳城の北、龍山の西に宗廟及び宮殿を築き、其の地を以て龍城と名け、柳城を改めて龍城縣と爲したりとのこゝなるが、廆の父は斯の地を全くする功績に依り、單于の位置に昇りたりと見へたり、次に邑を遼東の北に遷すとあるは如何なる譯か、又其の地點は不明なれども、爾後廆が夫餘を攻めて、其の國王を自殺せしめ、又晋朝側にて其の子を立てんとすれば、之を妨害する等の點より察すれば、恐らく夫餘領と接近する開原邊にあらずやとも考へらるゝなり。

次に又曰く

廆幼にして魁岸、美姿貌、身長八尺、雄傑大度有り、中略、初め涉歸、宇文鮮卑に憾みあり、廆將に先君の怨



みを脩めんとす、表して之を討んむ請ふ、武帝晋の許さず、嵬怒りて遼西に入寇し、殺略甚だ衆し、帝幽州の諸軍を遣はして、嵬を討ち、肥恕に戦ふ、嵬の衆大敗す、爾後復た昌黎を掠めて、毎歳絶へず。嵬は追がに慕容氏の太祖を仰がるゝ程ありて、其の身體容貌共に堂々たるが如く、又度量も人に優れ、而も智力ありたる點は實に斯の文に記するものゝ如くなりしなる可し、蓋し同人は父の歿後、叔父耐の爲めに謀殺されんむ爲したるも、避けて遼東に遁れ、國人耐を殺して迎へ立つに及び、其の衆を領して兵力を振ひたるが、彼の宇文鮮卑を恨みて、之を討んむ願ひたる裏面の消息に就ては、建國始末中に次の如く記せり。

當時、西喇木倫の上源を宇文氏に爲し、下流を慕容氏に爲す、灤河を大凌河を段氏に爲す、彼れ此れ角逐寧日あること無し、夫れ涉歸の死は、史に其の故を言はず、雖も然も十六國春秋前燕錄——卷の二三、晋書載記も亦た同じ——に謂く、初め涉歸、宇文鮮卑に隙あり、將に先君の怨を修めんとす、表して之を討んむ請ふ、則ち涉歸の死は宇文氏に關係なくんばあらず、或は太康二年、涉歸、昌黎に寇する時——今の大凌河附近——嚴詢——晋の大將なり——大に之を敗り、宇文氏其の後を躡で襲ひて之を殺すか、然らずんば二年冬來寇するに、何を以てして四年即ち率するか、且つ嵬表して之を討んむ請ふに、武帝又許さざるか、豈に嚴詢、宇文氏に預め之れが計を定むるか、云々。

右の西喇木倫の上流を宇文氏に爲し、下流を慕容氏に爲す、灤河を大凌河を段氏に爲す、この文は果して當れるや否や、現に慕容氏は涉歸の時、邑を遼東に遷すにあり、已に遼東に遷るものが、シラムレンの下流に居て、互ひに角逐を殊とす、曰ふことは何を以て之を證するや、且つ晋の武帝時代は山海關方面より遼陽に達する地域は漢族之を占領せり、其の爲め或は涉歸も遼東の北方に遷されたるならんが、而も段氏が灤河方面より大凌河流域を取れり、是は頗る不審なり、願ふに此邊の事情は記事不足の爲め、却つて疑團を生ずる次第なるが、併し武帝が嵬の請求を許さざりし點は前條の如き、裏面關係の伏在したる事柄なし、是は謂ふ可からざるなり、猶ほ嵬の父涉歸の遼東北部に遷りたるは、建國始末の説によれば、一に宇文氏の壓迫に堪へずして之を避けたり、この言なるが、其文は別に宇文氏の條に擧ぐ可し。

## 十一

慕容族の伸展状態 慕容嵬は爾後百姓の苦を想ひて晋に服事し、太康十年に至りて、徒河の青山に遷りたるが、此の地名に就ては日支の學者間に議論多く、一々右を列擧し難し、雖も茲には一二の説を俱に予の所見をも交へて略説す可し。

徒河の名は漢代遼西郡の縣名中に在り、其の位置は今の錦縣なり、曰へり——滿洲歴史地理第一卷漢代の滿洲、一四六頁、徒河縣の條——然れども右は晋代慕容嵬傳に見へたる徒河の青山とある徒河とは同じからず、此の嵬傳の記事に就ては同書晋代の滿洲と題する文中に筆者箭内互氏は次の如く説けり。(二四七頁)

徒河縣。今の義州附近。

茲に所謂徒河之青山は徒河城の傍なる青山とも、又徒河と名くる地方に存する青山とも解せられ



頗る曖昧なれども、吾人は第二の解釋を探り、且つ青山は山名には相違なきも、虜は此山の麓に一新城を築き、其の部民を率ひ來りて、此處に住せしものにて、後に徒河城トハカと曰へば、此青山の麓に築かれたる城を指すに至れるものと推測す、云々。

箭内氏の説は頗る穩當に似たれども、之を今の義州と推定するは當らざる可し、何となれば義州城の所在は平野にして、山岳なく、且つ地名もなし、併し前文予の記したる白雲山の近傍なる山岳には現在も雖も青山の名ありて、其の平地には青山溝シヤンサンクの名稱を附せり、且つ予の所見上にては今の大凌河なる此邊の流域を古代徒河トハカと稱し、青山は右の近傍なるが爲め、徒河の青山シヤンサンと記したるものと信ずるなり、元來慕容氏の舊居は孰れの土地なるや判然せざれども、恐らく大凌河の上流、殊に朝陽近傍にあらざるやと考へらるゝ點あり、而して此の種族は爾後右の河流に沿ふて下り、曾祖莫護跋の時に至りて居地を義州邊に移し、爾後更に下りて、青山に來りたるならん、尙ほ徒河の名は別に屠河トハカとも書して、古くは管子の小匡篇に出で、當時山戎の據る所と爲せり、併し此の屠河は大凌河邊を指すにあらずして、廣義の地名と解する方可ならんか。

次に虜傳の本文には、虜ル、以レ大棘城ダイセキシヤウ、即チ帝テイ、罽ケイ、瑁マウ之墟コ也ナリ、とありて、何やら前條の青山と同一様に感ずれども、其實棘城は今の錦州縣城なりとの説正しきに似たれば、右に従ひて不可なかる可し。

爾來虜は太安の初めに及んで宇文氏と戦ひて之を破り、追奔百里、俘斬萬餘人に達し、自ら鮮卑の大單于と稱せり、又其の子翰の意見を容れて晋室の爲めに忠勤を勵み、又賢者を擧げ、學者を重んじ、大に國政を振作して、傍ら其の子虜と共に儒經を聽講す、是に於て國家強固を致して、上下一致す、故に敵國

高句麗、宇文、段國等の大兵來り迫れども、虜を屈するこゝ能はず、尋で次第に擊破せられて和を請ふに至れり、されば晋室屢ば職官を進めて、賞賜を加ふも、雖も虜受けず、僅に車騎將軍の地位に安んじて死去せしも、其の子皝の時に至りて、國威益々揚り、遂に燕王と稱して、關内外の地に覇たりしは皝の力量自づから存するが爲めなり、雖も亦た先人の謙讓、德望、兵威、畫策、凡て宜しきに適したる賜物と稱せざるを得ず、皝の時代に移りて後、一時兄弟の不和あり、其爲め力を一にするこゝ能はざりしは洵に惜む可し、雖も而も勢威の愈よ熾なるを致したるは反者僅に一二に止まり、他の團結は極めて強固を呈し、且つ一族、臣僚共に世に傑出したる結果と謂はざるを得ず、當時東方には高句麗の勃興して、慕容氏を犯すあり、西北には宇文ありて、頻りに南下を圖り、殊に西方の石季龍に至りては最も強敵の恐れ有り、此の三面合圍の中に立ちて之を破り、而も自己の範圍を擴張し行くこゝは實に不世出の英雄にあらざれば能はざる點なり、史に皝を記して、龍顏、版齒、身長七尺八寸、雄毅多權略、尙經學、善天文、と曰へるは如何に彼が尋常人士に比して卓絶したるかを知るに足る可し、此の慕容氏は東方遼東を取りて高句麗の本據丸都を陥れ、勢威朝鮮の地に波及したるが爲め、朝鮮公に封ぜられ、北は朝陽地方を取りて、爰に宮室を營みたるが、彼の柳城の古名を改めて龍城と稱し、北敵宇文歸を擊破して、其根據を覆へし、一舉して地を開くこゝ一、千餘里、其部族五萬餘落を納めて之を昌黎の地に徙し、宇文歸は遠く漠北に遁れて再起の力を失ひたるは如何に慕容氏の徹底的擊滅を企てたるかを知るに足る可し。

爾後慕容氏の兵勢は次第に加はり、西方は今の山西地方に達し、南方は山東より、洛陽方面にまで及びたるも、斯る歴史事實は今一々之を説くの要なし、故に以下省略す可きも、何に致せ晋朝時代に於け



る南滿洲の覇者たる慕容氏の興廢は是非とも之を知る可き必要あり故に以上其の大略を述べたる譯なるが、爾後秦の符堅の爲めに亡ぼされて其の迹を絶ちたるは洵に悲む可き也。

附言。慕容氏は庚の創業によりて基を開き、其子皝に及んで高句麗、宇文、段、石氏等の勁敵を破り、且つ扶餘を滅ぼして其地を取り、遂に南北滿洲より、ラオハ、シラムレン河等の東蒙に達し、而して西方は關内の諸州に及びたれば、臣下勸めて燕王の位に即かしめたり、此の大範圍と強兵とを擁するが上に、皝の子尙の偉才を以てし、加ふるに皝尙の兄弟皆な英俊の資有り、俱に力を併せて之を助く、故に勢威の盛んなること殆んど天下に敵なく、初め錦州の地なる棘城より移りて薊に都し、尋で河南の鄴都に遷りて宮殿を修め、又往時の銅雀臺を重修して都城を飾り、遂に燕帝の位に登れり、顧ふに慕容氏の最盛期は爰に至りて極まれるならんか、是の時に當りて石季龍、秦の符堅等皆な降りて、北支滿洲、東蒙の地は盡く其の勢力範圍に歸せり、然れども恨むらくは尙年四十二にして死し、太子暉幼冲にして群下を統率する事能はず、而も叔父慕容恪、尙の依託を守りて之を輔佐し、功臣皆な職を奉じて無事を謀りたるが爲め、上下安穩、唯だ晋室江南に據て之れに抗するに過ぎざりし、然るに恪以下次第に没して、慕容評、慕容垂の二人相合はず、垂は遁れて符堅に歸し、評は貪婪厭くなき上、太后亦た政を専らす、殊に帝暉は庸弱なるが爲め、部下心服せず、遂に晋の太和五年符堅の爲めに鄴都を破られ、暉、后妃、王公以下鮮卑の族四萬餘戸皆な長安に徙され、皝の即位以來三十三四年にして前燕亡びぬ。前燕已に滅びて後、後燕興る、其始祖は即ち暉の叔父、垂其人なり、始め垂、恪評の一族と與に帝暉を輔く、恪死して後、晋の大司馬桓温、水陸の師を率ひて來り、伐つ、時に燕國震動し、評は帝都を和龍に遷さんと欲す、垂之れを諫止し、兵五萬に將として桓温を破る、評其功を妬みて之を害せんと欲す、故に

去つて符堅に歸す、然るに符堅、晋と戦つて肥水——今の安徽省、壽縣の境内——に大敗し、垂の一軍獨り全きを得、爾後更に兵數萬を聚めて自ら燕王と稱し、都を中山——今の河北省定縣の地に奠めて北は舊土を復し、南は秦地を取り、西は上黨を略して大に境土を開けり、太元十一年帝位を僭して元を建つ、後拓跋氏と戦ひて克たず、其の子寶、庸愚、兵を知らず、數ば拓跋氏に破られ、尋で部下、蘭汗の爲めに殺さる、而も寶の子盛、沈敏にして多謀あり、一時衰運を回復したるも、亦た殺さる、次に垂の少子熙立つ、雄果、英壯、世祖の風あり、而も弘略足らずと稱せらる、後驕奢を窮めて、大に龍騰苑を築く、廣袤十餘里、役徒二萬人、景雲山を苑内に起す、其の廣さ五百步、峰の高さ十七丈、又造遙宮、甘露殿を建つ、連房數百觀、相交はる、天河渠を鑿りて水を引き、宮に入れ、又其の昭儀苻氏の爲めに、典光、海、清、涼、池を鑿る、季夏盛暑も士卒休することを得ず、賜死者大半とあり、故に群臣怨みて之を殺す、而も慕容氏が鮮卑の舊俗を脱して漢族の物質文化を極度に取り入れたるは恐らく此時なる可し。

以上後燕は垂の即位より、熙の死に至るまで四世、約二十四年、晋の安帝、義熙三年に建んで滅びたるが、前燕と併せて、八世、一百九十年に達せり。

抑も鮮卑族が漢の文化を取り入れたることは相當時代の古きことならんが、慕容氏の一派は實に隋時代に及んで専ら之を模倣し、尙の鄴都に遷りたる頃盛大と爲り、後燕の熙に至りては殆んど其の極に達したる次第なる可し、猶ほ鮮時代の制度には周制を用ひたる點もあり。



吐谷渾 慕容氏の一派に吐谷渾有り其族遠く青海の邊に徙りて更に強盛を致したるは人類移動の如何に遠隔の地に達するかを知る一證左にもなり且つは風俗上の對照にも裨益あれば左に其傳を掲げて參考に供す可し。

吐谷渾傳は初めて宋書——卷の九十六——に見へ爾後魏書周書隋書等の類に載せ其の文の長短は不同なれども茲には古きに從つて宋書の分を取り其の足らざる點は他書に據て之を補ふ可し。宋書の鮮卑吐谷渾傳に曰く

阿柴廣吐谷渾は遼東の鮮卑なり父奔洛韓に二子あり長を吐谷渾と曰ひ少を若洛廐と曰ふ若洛廐は別に慕容氏と爲る渾は庶長廐は正嫡なり父在る時七百戸を分ちて渾に與ふ渾廐の二部と俱に馬を牧す馬鬪ひて相傷く廐怒りて信を遣はし渾に謂て曰く先公處分する時兄に異部の牧馬を與ふ何ぞ相遠ざけて鬪爭相傷けざるを致さざるを渾の曰く馬は是れ畜生草を食ひて水を飲む春氣發動鬪を致す所以なり鬪は馬に在り而して怒り人に及ぶか乖別甚だ易し今當に汝を去る事萬里なる可し是に於て馬を擁して西行す日に一頓を移す頓は八十里なり數頓を経たり廐悔悟して深く自ら咎責す舊父老及び長史乙那樓を遣はし渾を追ふて還らしむ渾の曰く我れ乃祖以來德を遼右に樹つ又卜筮の言に先公二子有り福祚並に子孫に流るる我は是れ卑庶理並び大なることなし今馬を以て別を致す殆んそ天の啓く所諸君試に馬を擁して東せしめよ馬若し東に還れば我れ當に相隨つて去る可しと樓喜び拜して曰く處可寒虜言の處可寒は宋言爾ちの官家なり即ち從ふ所の二千騎をして共に馬を遮りて回らしむ三百歩に盈ずして歎然悲鳴突として走る聲積山の若

し是の如き者十餘輩一向一遠樓力屈し又跪て曰く可寒此れ復た人事にあらず渾其の部落に謂て曰く我が兄弟子孫並に應に昌盛なる可し廐當に子及び曾孫玄孫に傳ふ可し其間百餘年ばかり我は乃ち玄孫の間始て當に顯る可きのみ是に於て遂に西して陰山に附く晋の亂に遭ひて遂に上隴を得たり後に廐渾を追思して阿干の歌を作る鮮卑は兄を呼で阿干と爲す廐の子孫竊かに號して此歌を以て輩後の大典と爲す渾既に上隴より罕开西零に出づ西零は今の西平郡罕开は今の枹罕縣枹罕より以東千餘里甘松の西に暨び河南の南界昂城龍洞に至る洮水より西南白蘭を極む數千里中水草を逐ひ廐の居肉路を以て糧と爲す西北の諸雜種之を謂て阿柴虜と爲す渾年七十二にして死す子六十人あり長は吐延嗣吐延は身長七尺八寸勇力人に過ぐ性刻暴昂城の姜魯姜聰の爲めに刺さる劍は猶ほ體に在るが如し子葉延を呼び其の大將絶拔渥に語て曰く吾れ氣絶ゆれば棺斂訖りて便ち遠く去りて白蘭を保て白蘭の地は既に峻遠又土俗懦弱控御を爲し易しと葉延小意乃ち餘人に授與せんを欲す恐らくは倉卒終に相制する可し能はず今葉延を以て汝に付す汝股肱の力を竭して以て之を輔けよ孺子立つを得ば吾れ恨み無しと劍を抽て死す位を嗣ぐこと十三年年三十五子十二人あり葉延少にして勇果年十歳草を縛して人々を爲し號して姜聰と曰ひ毎旦輒ち之を射る射て中れば則ち喜び中らざれば則ち號叫泣涕す其の母の曰く讎賊の諸將は已に之を屠膾にす汝年少なり何ぞ煩はしく朝々此の如くなると葉延嗚咽自ら勝へず母に答て曰く誠に無益なるを知る然れども葉延罔極の心其の痛みに勝へざるのみと性至孝母病むこと三日食すること能はず葉延も亦た食せず頗る書傳を視る自ら謂く曾祖奔洛韓は始め昌黎に封ぜらる吾は公孫の



子たり禮を案ずるに、公孫の子は王父の字を氏とす。こを得て、姓を命じて吐谷渾氏と爲る。中略其の國の西に黃沙有り、南北一百二十里、東西七十里、草木を生ぜず、沙州は此に因て號と爲る。屈直川に鹽池有り、甘谷嶺の北に雀鼠の同穴有り、或は山嶺に在り、或は平地に在り、雀色は白く、鼠色は黄なり、地に黃紫花の草を生ずれば、便ち雀鼠有り、白蘭土には黃金銅鐵を出す、其の國水草に隨ふも雖も大抵は慕賀州を治とす。

魏書の吐谷傳も略ぼ宋書と同じも、其中多少の相違を示す、例せば晋の義熙の初めに樹洛干の弟阿豺の立つ條に

阿豺、羌氏の地方數千里を兼并し、號して疆國と爲る云々。——以下地理問答もあり。

こあり、されば吐谷渾の強大に趣きたるは一に此阿豺時代に始まるが如し、又同人の其子を教ふる條に彼の箭を折らしめて協同力の利を悟らしむる記事あり。

阿豺の子二十人有り、緯代は長子なり、阿豺又謂て曰く、汝等各々吾が一隻箭を奉じて之を地下に折れ、俄にして母弟慕利延に命じて曰く、汝一隻箭を取て之を折れ、慕利延之を折る、又曰く、汝十九隻箭を取て之を折れ、延折るこ能はず、阿豺の曰く、汝の曹、知るや否や、單なる者は折れ易く、衆なれば則ち摧き難し、戮力一心、然る後社稷固む可し、言ひ終りて死す。

時に兄の子慕瓚立ちしが、秦涼亡業の人及び羌戎雜夷の衆を招集して、五六百部落を得、南は蜀漢に通じ、北は涼州、赫連部の衆に交り、勢ひ轉た盛んなり、こあれば、吐谷渾は阿豺以來續いて盛大に向ひたるこ疑ふ可からず、然れども太延二年、慕瓚死して、弟慕利延の立つや、一族中に内訌ありて、魏の世祖

は瓚の子等を援けて延を討ち、延は破れて白蘭に走りしが、當時斬首五千餘級、降衆一萬三千部落に達せり、尋で白蘭の地又破られて延は于闐國に入り、國王を殺して後、又罽賓を取れり、後魏の世宗頃の主

に伏連壽有り、其子夸呂の條には次の如く記せり。  
伏連壽死す、子夸呂立つ、始めて自ら號して可汗と爲る、伏俟城に居る、青海の西十五里に在り、城廓あり、雖も而も居らず、恒に穹廬に處る、水草に隨つて畜牧す、其の地東西三千里、南北千餘里、官に王公

僕射、尙書及び郎將、將軍の號あり。  
夸呂推髻、珠、皂を以て帽を爲る、坐は金師子の牀、其の妻を號して恪尊と爲す、衣織は裙を成す、錦、大袍を披く、後に辨髮す、首には金花冠を戴く、其の俗丈夫の衣服は略ぼ華夏に同じ、多くは羅纈を以て冠に爲る、亦た繪を以て帽と爲す、婦人は皆な珠貝を貫きて束髮す、多きを以て貴し、兵器には弓、刀、甲、稍あり、國には常賦なく、須れば則ち富室商人に税して以て克く焉を用ゆ、其の刑罰は人を殺し及び馬を盜む者は死、罪餘は則ち物を徵して以て罪を贖ふ、亦た事を量て杖を決す、刑人は必ず種を以て頭に蒙らしめ、石を以て高きより之を撃つ、父兄死すれば妻、後母及び嫂等は突厥の俗と同じ、婚に至りては貧にして財を備ふるこ能はざる者は、輒ち女を盜み去る、死者も亦た皆な埋殯す、其の服制は葬し訖れば、則ち之を除く、性貪婪、殺害を忍ぶ、射獵を好み、肉酪を以て糧と爲す、亦た種田を知る、大麥、粟、豆有り、然れども其の北界は氣候多寒、唯だ蕪菁、大麥を得るのみ、故に其の俗貧多くして富少し、青海の周圍千餘里、海内に小山有り、每冬水合の後、良牝馬を以て此山に置く、來春に至りて之を收む、馬皆な孕める有り、生む所の駒を得、號して龍種と爲す、必ず駿異多し、吐谷渾嘗て波斯の草馬



を得、放ちて海に入る、因て驄駒を生む能く、日に行くこと千里世に傳ふる青海驄なる者は是れなり、土に犂牛馬を出す、鸚鵡多し、銅鐵朱砂に饒めり、地は鄯善且末を兼ね、與和中、齊の獻武王相を作りて、荒遠を招懐す、蠕蠕既に國に附く、夸呂使を遣はして敬を致す、獻武王諭すに大義を以て其の朝貢を徵す、夸呂乃ち使人趙吐骨を遣はし、道を蠕蠕に假りて頻りに來る、又其の從妹を靜帝に薦め、納れて以て嬪を爲す、員外散騎常侍、傳靈璽を遣はして其の國に使す、夸呂又婚を請ふ、乃ち濟南王匡の孫女を以て、廣樂公主を爲して以て之に妻はす、此の後朝貢絶へず、吐谷渾の北に乙弗勿敵國有り、風俗吐谷渾に同じ、五穀を識らず、唯だ魚及び蘇子を食ふ、蘇子の狀は中國の枸杞子の如し、北に又阿蘭國有り、鳥獸と同じく、鬪戰を知らず、忽ち異人を見れば、國を擧げて便ち走る、土に出づる所のものなし、大に群畜を養ふ、體軽くして走るに工なり、之を逐へざるも得可からず、北に又女王國有り、女を以て主人を爲す、其の傳ふる所を知らず、然か云ふ。

吐谷渾は後周を経て隋に至りて尙ほ滅びざるが爲め、其の傳二書に載せて其の大略を記したり、雖も繁を厭ひて之を略し、以下少しく前文の略解を試みんご欲す。吐谷渾も伏連籌の子、夸呂の時代に入りては國家艱難の狀なし、せざれども、其の國運は非常に發展せり、去れば自ら可汗を號して廣大の地域を領したるが、追がに蠻風を蟬脱せず、見へて城廓あれども之に居らず、却つて穹廬を好み、其の中に住し、又水草を逐ふて牧畜を主と爲すなどは、如何にも舊風を持續するに似たり、而して推髻以下の風俗は洵に有益の文にして斯る點は慕容氏傳には見出すこと能はず、然るに兄國吐谷渾に右の類を見るは、大に他方の欠點を補ふに俱に、當時慕容氏の風俗も大體上斯る有様を見て不可なか

らん、但だ慕容氏は近く且つ絶へず漢族に接觸するのみならず、又漢族の慕氏を助けて其の文化を高めたる例あれば、早く之を吸収して、漢族化したることは事實ならん。

次に青海湖の水結後は、湖中の島に馬を放ちて良駒を得、又波斯の草馬を放ちて千里の馬を得ること、曰ふことも大に注目す可き點ならん。元來支那に於ては漢の武帝以來、西域の汗馬を得るに熱中する、宛も後世契丹が女眞の海東青を曰へる鷹を望むが如く、其の爲めには軍を發して其の國を伐ちたることもあり、隨つて西方諸國より中原の地帯に馬を貢すること殆んど絶へず、されば吐谷渾の良馬も恐らく中國に入りたるならんが、其良馬を得るに青海湖を利用したるは餘り世上に知られざる事柄を謂ふ可し、又吐谷渾の北方に乙弗勿敵國あり、又其の北に阿蘭國あり、曰ひ、又其の風俗を記したるは面白き點を申す可し、元來此の地方は舊丁零族の居地に屬して、今日にては外蒙古殊に國都庫倫の西部に位すれば、無論シベリア地方との關係ある可く、又其の狀態を稽ふるには當時の土俗を知る、こと大切なれども、恨むらくは前漢の丁令は之を明にせず、然るに茲に至りて其の時代事情を略記したるは實に空谷の梵音とも申す可く、研究上輕々に看過す可からざる點を申す可し、殊に五穀を知らず、唯だ魚を食ふ、蘇子を食ふ、曰ひ、又女王國有り、女主を置くなきは珍にするに足る可し。

十三

宇文氏 慕容廆の時之に雄を争ひて、終に敗績したる民族を宇文氏と爲す、此記事始めて魏書に出づ、故に先づ右の本文を擧ぐ可し。



匈奴の宇文莫槐は遼東の塞外に出づ、其の先は南單于の遠屬なり。

宇文氏を以て匈奴族より出づるを爲す、魏書説は餘り世上に有力ならず、故に十六國春秋前燕録及び最近の史學者間等には皆な之を鮮卑を爲せり、斯の言恐らくは正當なる可し、今宇文の居地上より考ふるに、匈奴族の子孫は後世移動の迹あり、西喇木倫邊に落付きたる例は嘗てなし、故に彼是對照して鮮卑を見る方適當ならんか、次に莫槐は晋書以下に莫麗あり。

同書に又曰く

世々東部の大人を爲る、其の語は鮮卑に頗る異れり、人皆な剪髮而して其の頂上に留めて以て首飾を爲す、長さ數寸に過ぐれば、截て之を短くす、婦女は長襦を披て、足に及ぶ、而して裳なし、秋には鳥の頭を收めて毒藥を爲り、以て禽獸を射る。

世々東部の大人を爲るは莫槐の家柄を指す、而して其語の鮮卑と異なるは地方的の差か、或は匈奴に見て斯く記したるか、或は後者の意味ならんも、右は尙ほ一考の餘地あらん、次の剪髮は男子の風習なるが、右は辮髪とも異りて日本のモトドリに類する結髪なるか、又婦女子が長襦を披て足に及び、而して裳を着けずあるは面白き風俗なり、次に毒藥の製造は多く各族間に見る例なるが、唯だ鳥の頭を取りて之を造るに曰ふは餘り聞かざる所なり。

次に又曰く

莫槐其の民を虐用し、部人の爲に殺さる、更に其の弟普揆を立て、大人を爲す、普揆死して、子丘不

勤立つ、平文の女に尙す、丘不勤死す、子莫麗立つ、本名は太祖の諱を犯す、莫麗弟屈雲を遣はして、慕容廆を攻む、廆撃て之を破る、又別部の素延を遣はして慕容廆を棘城に伐つ、復た慕容廆の爲めに破らる、時に莫麗の部衆彊盛、自ら單于を稱す、塞外の諸部咸な畏れて之を憚る、莫麗死す、子遜昵延立ち、衆を率ひて慕容廆を棘城に攻む、廆の子翰先づ外を成る、遜昵延其の衆に謂て曰く、翰素より果勇、必ず人の患を爲ん、宜く先づ之を取る可し、城は憂ふるに足らざるなり、乃ち騎數千を分ちて襲ふ、翰之を聞て、人をして詐て、段末波の使者を爲さしめ、逆に遜昵延に謂はしめて曰く、翰數ば吾が患を爲すこと久し、之を除かんことを思ふ、今來り討つを聞く、其れ善く戒嚴相待て、宜く路を兼て早く赴く可し、翰伏を設けて之を待つ、遜昵延以て信然を爲し、長驅して備へず、伏所に至りて翰の爲めに虜せられん、子翰使を馳せて廆に告げ勝に乘じて遂に進み、晨に及んで至る、廆亦た銳を盡して之に應ず、遜昵延見て方に嚴にす、衆を率ひて逆戦す、前鋒始めて交て、而して翰已に其の營に入る、火を縱つて之を燎く、衆乃ち大に潰ゆ、遜昵延單騎奔り還る、悉く其の衆を俘にす、遜昵延父子、世々漠北に雄たり、又先に玉璽三紐を得たり、自ら言く、天の相くる所爲り、毎に自ら誇大にす、此の敗に及んでや、乃ち辭を卑くし、幣を厚くし、使を遣はして昭帝に朝獻す、帝之を嘉みし、女を以て焉に妻はす、遜昵延死す、子乞得龜立つ、復た慕容廆を伐つ、廆之を拒ぐ、惠帝の三年乞得龜屯して、澆水を保ち、壘を固くして戦はず、其の兄悉跋堆を遣はして、廆の子仁を栢林に襲ふ、仁逆撃して悉跋堆を斬る、廆又乞得龜を攻めて之に克つ、乞得龜單騎夜奔る、悉く其衆を虜にす、勝に乗じて長驅、其の國城に入る、資財を收むる、こゝ億計、部民數萬戸を徙して以て歸る、是れより先、海に大龜を出す、平郭に枯死す、是に至りて乞得



亀敗る、別部の人逸豆亀、乞得亀を殺して自立す、慕容晃と相攻撃す、其の國相莫渾を遣はして晃を伐つ、而も莫渾荒酒縱獵す、晃の爲めに破られて死する者萬餘人、建國八年、晃、逸豆歸を伐つ、逸豆歸之を拒ぐ、晃の爲めに敗られ、其の驍將涉亦于殺さる、逸豆歸遠く漠北に遁れ、遂に高麗に奔る、晃其の部衆五千餘落を昌黎に徙す、此れより宇文氏散滅す。

遜昵延は晋書に悉獨官と記し、又乞得亀は晋書中乞得歸に作る、次に別部の素延は十六國春秋前燕錄には素怒延とあり、且つ衆十萬を率ひて、鹿を棘城に圍むと記せり、而して衆威な震懼し、人々拒志なしとあれば、此時の戦ひは慕容氏側に取りて餘程の困難を感じたりと見へたり、又太興二年、遜昵延が晋の平州の刺史、東夷校尉崔慙、及び高句麗と結合して慕容廆を滅ぼさんとしたる時、廆計を設けて、崔高二國を離間して還らしめ、宇文一國を爲りたる時も、猶ほ衆數十萬を率ひて城に迫る、連營四十里とあれば、當時宇文族の盛大なりしことは畧ぼ推測せらる、而して又數ば來りて慕容氏を攻むるが爲め、慕容族は勢ひ對抗の策を執る、と共に此敵國を亡ぼす必要を感じ、遂に戦勝の餘威に乗じて長驅之を漠北の野に追ひ詰め、舊國內の部落を悉く慕容氏の領土に徙し、始めて後顧の憂ひを斷ちたる爲め、爾來西進又南進、最後、帝位に登りて前燕の基を立つるを得たるならんか、尙ほ宇文族の居地に就ては熱河志一巻の五七、建置沿革の條——に記載するを以て左に掲げて參考に供す可し。

案ずるに宇文氏は本と遼東の塞外に居る、周書に稱す、莫那より徙りて遼西に居る、而も未だ其地を詳にせず、庾信が周の上柱國齊王憲の碑には、則ち謂く、晋の太康の世、黃龍に據有す、宇文氏の國都を考ふるに本と紫蒙城に在り、方輿紀要に謂く、柳城の西北に在り、是れ宇文氏の都する所亦た

尙ほ黃龍の北に在り、所謂黃龍に據有する者は、蓋し其の南境の及ぶ所なり、太康の世は、約宇文の莫圭——莫槐なり——の時に當る、莫圭は逸豆歸の滅を距ること纔に三傳に及ぶ、周書に謂く、莫那より九世、侯豆歸に至る、則ち莫圭より以前、當に黃龍の北に居る可きなり、太康の時より、黃龍に據有す、今の朝陽縣の東、土默特右翼の境も亦た宇文氏の地たるを知る、又前燕錄に、宇文の乞得歸屯して澆水を保つ、の文有り、今の赤峰縣の翁牛特の境も亦た宇文氏の地たるを知る、濡水の發源に至りては、今の豐寧縣の西境外に在り、拓跋氏は濡水の西に居る、而して宇文氏之と相接す、則ち東は朝陽縣より、西は豐寧縣に至りて、皆な宇文氏の地を兼ね得たり、而して特に偏く北邊に居る、其の時南境段氏に屬するに縁るのみ。

〔建國始末〕に右の文を引て後、又案文を附記して曰く

按ずるに、澆水は即ち饒樂水、一に弱洛水に作る、今の西喇木倫なり、今の英金河を以て之に當つるは、甚だ誤れり、大抵熱河の北部、中部に亘りて、俱に宇文氏の領域と爲す、則ち毫も疑義なし、太寧三年、乞得亀、孰の爲めに滅され、其の衆遠く西喇木倫以北に遁れ、分れて庫莫奚、契丹の二部と爲る。

宇文族の居地と滅亡期とは右に因て判然したるならんが、其子孫は六朝の末、北周の帝位に登りて、歴代帝王中の一に算せらるゝに至れり、顧ふに鮮卑族より出で、支那中原の地に帝たるものは始めに慕容氏あり、次に拓跋魏あり、而して最後は即ち宇文周ならんか、今參考の爲め、周書の文を次に掲げて前後の關係を明示せん、欲す。

周書——卷の一、文帝紀——に曰く



太祖文皇帝、姓は宇文氏、諱は泰、字は黑獺、代の武川の人なり、其の先は炎帝より出づ、神農氏、黃帝の爲に滅され、子孫遷れて朔野に居る、葛烏菟なる者有り、雄武、算略多し、鮮卑之を慕ひ、奉じて以て主と爲す、遂に十二部落を統べ、世々大人と爲る、其の後を普回と曰ふ、狩に因て玉璽、三紐を得たり、文有り、皇帝璽と曰ふ、普回心に之を異とし、以て天授と爲す、其の俗天を謂て、字と曰ひ、君を謂て、文と曰ふ、因て宇文國と號し、并せて以て氏と爲す、普回の子、莫闡陰、山の南より徙り、始めて遼西に居る、是を獻侯と曰ふ、魏、舅生の國を爲む、九世、侯豆歸に至りて、慕容晃の爲めに滅ぼさる、其の子、陵、燕に仕へて、駙馬都尉に拜す、玄菟公に封ぜらる、魏の道武帝、將に中山を攻めん、慕容寶に從つて之を禦ぐ、寶敗る、陵、甲騎五百騎を率ひて、魏に歸す、都牧主に拜し、爵安定侯を賜ふ、中略、太祖は德皇帝、陵の少子なり、(中略)身長八尺、方頰、廣額、美鬚、髯、髮は長くして、地に委し、手を垂るれば、膝を過ぐ、背に黒子あり、宛轉龍盤の形の若し、面に紫光有り、人望んで之を敬畏す。

右の文中、其の祖を炎帝と爲すは、例の祖先裝飾の手段に過ぎざれば、信ずるに足らず、然れども、其の俗天を字と曰ひ、君を文と曰ふが爲め、宇文と號すとの説は事實ならんか、次に侯豆歸——即ち乞得龜——が慕容皝のために撃滅せられたる後、其の子、陵は已むなく、慕容氏に臣屬し、又轉じて魏に仕へ、其の子、泰に及んで、遂に魏の禪を受けて、天位に登れることを知るに足れり、此の北周は北地より起るが爲め、に右の稱あり、雖も、亦た一に後周とも呼べり、并は三代の周と別たんが爲めにして、彼の北魏を後魏と名付けたるも、同意義なり、此國、長安の地に都し、北齊を滅ぼして、江北の地を統一し、五主二十四年を経て、其の位を隋に譲れり。

以上慕容氏以後は拓跋魏、宇文氏にも皆な鮮卑族の出なれば、六朝の昔し鮮卑は三代の間北支を占領し、後年復た契丹が鮮卑族より出で、之を取りたること史を讀む者の深く注目す可き點ならん。

## 十四

徒何の段氏 段族は鮮卑なり、故に資治通鑑——卷の百十九——宋紀、永初三年の條の胡注に次の如く記せり。

拓跋、與慕容、段氏、同出鮮卑、其後強盛、謂東種爲徒河。

徒何は徒河と同じ、但し何は河の誤寫に出づるか、將た音に依て字を當てたるか不明なり、管子には徒何と記するにより、何字の古きは確かなれども、後世は凡て河字に改む、而して魏書の徒何傳には其の古式を用ゆること何等か考ふる所あるに似たり。

魏書——卷の一百三——徒何段就六眷の條に曰く

徒河段、就六眷は本遼西(の鮮卑族)に出づ、其の伯祖、日陸眷、亂に因て賣られ、漁陽の烏丸、太庫辱官の家、奴と爲る、諸大人、幽州に集會す、皆な唾壺を持つ、唯だ庫辱官、獨り無し、乃ち日陸眷の口の中に唾す、日陸眷、因て之を咽み、西向天を拜して曰く、願くば主君の智慧、祿相をして、盡く移して我が腹中に入れん、其後、漁陽大に饑ゆ、庫辱官、日陸眷を以て健使と爲し、之に將たらしむ、遼西に詣りて食を逐ひ、亡叛を招誘して、遂に彊盛に至る、日陸眷死す、弟乞珍、代り立つ、乞珍死す、子務目塵、代り立つ、即ち就六眷の父なり、遼西の地に據有して、晋に臣たり、其の統る所三萬餘家、控弦上馬の士四五萬騎、穆帝



の時、幽州の刺史王浚、段氏の數ば己れが用を爲すを以て、深く之を德ミ爲し、乃ち務目塵を表封して、遼西公ミ爲し、大單于の印綬を假す、浚、務目塵をして、萬餘騎を率ひて、石勒を常山の封龍山下に伐たしめて、大に之を破る、務目塵死して、就陸眷立つ、就陸眷弟、匹磾、從弟、末波等ミ、五萬餘騎を率ひて、石勒を襄國に圍む、勒城に登りて、之を望むに、將士皆な仗を釋きて、寢臥し、警備の意なきを見る、勒其の懈怠に因て、勇健を選募し、城を穿ちて、突出し、直ちに末波を衝て、之を生禽す、之を座上に置て、與に飲宴して、歡を盡し、約して、父子の盟誓を爲して、之を遣る、末波既に免る、事を得たり、就陸眷等遂に軍を攝して、還る、復た報ぜず、浚、遼西に歸る、此れより以後、末波常に敢て南に向つて、洩せず、人其の故を問ふ、末波の曰く、吾が父西に在り、其の勒の己れを害せざるを感ずるなり、此の如くにして、就陸眷死す、其の子幼弱、匹磾、劉琨の世子群ミ喪に奔る、匹磾陰かに甲を卷て、往き、其の從叔、羽麟及び末波を害して、其の國を奪はんミ欲す、末波等之を知り、軍を遣はして、逆撃す、匹磾、劉群、末波の爲めに獲らる、匹磾走りて、薊に遷り、琨の己れを禽にせん事を懼れ、琨に請ふて、宴會し、因て、執へて、之を害す、匹磾既に劉琨を殺し、羽麟、末波ミ自ら相攻撃す、中略、末波死す、國人日陸眷の弟、護遼を立て、主ミ爲す、中略、建國元年、石虎、護遼を遼西に征す、護遼平岡山に奔り、遂に慕容晃に投ず、晃之を殺す、鬱闌、石虎に奔り、徙す所の鮮卑、五千人を以て、之に配す、令支に屯せしむ、鬱闌死す、子龜之に代る、冉閔の亂に及んで、龜衆を率ひて、南に移り、遂に齊地に據る、慕容儁、弟、立恭をして、衆を帥ひて、龜を廣固に伐たしめ、龜を執へて、之を薊に送る、儁其の目に毒して、之を殺し、其徒三千餘人を坑にす。

段氏は魏書に徒何段ミあれば、遼西徒何の産なること明かなり、而して其祖日陸眷は烏丸の奴ミ爲

りたれども、前文通鑑の註に鮮卑ミあり、又次に擧ぐる熱河志にも同業に記すれば、其の鮮卑族たること、是は殆ん疑ひなきに似たり、今參考の爲め、其文を次に掲載す可し。

熱河志——卷の五七——建置沿革の條に曰く

案ずるに、鮮卑の段氏は務目塵、遼西に據有してより、徒河——今の義州——に居れり、太安二年、始めて封ぜられて、遼西公ミ爲る、子、疾陸眷、之を繼ぐ——懷帝の時に當る——建興元年、慕容廆、子、翰を遣はして、段氏を攻めて、徒河の新城を取り——今の凌源の東——陽樂に至り、兵を引て還る、則ち其時の段氏は已に令支——今の遷安——に遷る可し、疾陸眷死す、其の從弟、末杯——即ち末波——其の叔、涉何辰を殺して、之に代る、——元帝の太興元年に在り——末波死す、段遼——即ち護遼、其の子牙を殺して、之に代る、是の時、疆域頗る廣し、其居る所の令支は今の平泉州境の外に在り、雖も、而も實は今の承德府の屬、南境の地を兼ね有す、前燕錄に稱す、慕容皝、攻めて、段遼の令支以北の諸城を掠む、永平府の北邊外は皆な段氏の地たるを知る可し、所謂西は漁陽に接し、東は遼水に界する者、蓋し自今、西灤平縣に至り、東建昌朝陽の南境に至りて、並に段氏の所有たる可し、其の北境は則ち宇文氏ミ爲す、東境は即ち慕容氏なり、——建國始末の分を取る、

以上段氏の居地に就ては、稍や其の詳を盡す、故に説明を要せざる可く、又馮君の建國始末には右の次に左の如く記載せり。

段氏の立國は日陸眷に始まりて、段龜に終る、約七十餘年、慕容氏、宇文の衆を并せて、國勢甚だ盛なり、雖も、然れども、晋の咸和九年、遼——段遼、即ち護遼なり——蘭——即ち鬱闌を指す——を遣はし



て大に虢の軍を牛尾谷に敗る、而して慕容氏の根據地——徒河——幾んど陥る所を爲る、咸康四年慕容皝後趙の石虎と相結ぶに及んで始めて其の國を亡ぼす、其の勢力の強、此に由て見る可し、晋書前燕錄、魏書の諸書を見るに、其の官名に「中軍將軍」「揚威將軍」「漁陽太守」「北平相」「代相」「上谷相」「郎中令」「燕郡太守」等有り、皆な遼の署する所、段氏も亦た官制を具へたるを知るなり。

陽裕は北平無終の人、學有り、識有り、忠清剛毅、段氏の五主に仕へて甚だ親重せらる。

陽鶩は無終の人、性儉にして、學を好む、器度沈遠、亦た段氏の器重する所を爲る、則ち知る、段氏の文化も亦た見る可き者あり、云々。

以上の文は以て其の解釋を要せざるを知る可し。

## 十五

乞伏族 乞伏の一派は陰山方面に割據したる鮮卑なり、其傳晋書に出づれども、人多く注意せず、然れども民族志としては之を脱するこゝ能はざるに依り、次に其の略を擧げて參考に供す可し。

晋書——卷の一百廿五載記第二十五——に曰く

乞伏國人は隴西の鮮卑人なり、在昔、如弗斯出、連吐盧の三部有り、漠北より南して大陰山に出で、一巨蟲に路に遇ふ、其の狀神龜の若く、大さ陵阜の如し、乃ち馬を殺して之を祭り、祝して曰く、若し善神なれば便ち路を開け、惡神なれば遂に塞で通さざれど、俄にして見へず、乃ち一小兒の在る有り、時に又乞伏部に、老父の子なき者あり、請ふて養ひて子と爲す、衆咸な之を許す、老父欣然、自ら依憑する所有るを以て、之に字して紇干と曰ふ、紇干は夏言の依倚なり、年十歳、驍勇にして騎射を善くす、弓を彎く事五百斤、四部其の雄に服し、推して統主と爲す、之を號して乞伏可汗、託鐸莫何と曰ふ、託鐸は神に非ず、人に非ざるの稱を言ふなり、其の後、祐鄰なるもの有り、即ち國仁五世の祖なり、秦始の初め、戸五千を率ひて夏緑に遷る、部衆稍や盛んなり、鮮卑の鹿結七萬餘、落高平川に屯す、祐鄰と迭に相攻撃す、鹿結敗れて南、略陽に奔る、祐鄰盡く其の衆を并せ、因て高平川に居る、祐鄰死す、子結權立つ——爾來三傳、四鄰の鮮卑を討て大に境域を擴ぐ——大寒立つ、會ま石勒、劉曜を滅す、懼れて麥田の元孤山に遷る、大寒死す、子司繁立つ、始め度堅山に遷り、尋で苻堅の將、王統の爲に襲はれ、部衆叛て統に降る、司繁(中略)堅に降る、堅大に悦び、署して南單于と爲して之を長安に留め、(中略)其の部衆を撫せしむ、俄にして鮮卑の勃寒、隴右を侵斥す、堅——司繁を將として之を討つ、勃寒降る——司繁遂に勇士川を鎮



して甚だ威惠有り、司繁卒す、國仁代りて鎮し、堅が壽春の役を興すに及んで、徵れて前將軍を爲り、先鋒の騎を領す、會ま國仁の叔父步願、隴西に叛す、堅、國仁を遣はして之を討たしむ、步願聞て大に悦び、國仁を路に迎ふ、國仁置酒、高會、袂を攘つて大言して曰く、苻氏往に趙石の亂に因て、遂に妄りに名號を竊み、兵を極め、武を窮め、八州に僭して、疆宇既に寧し、宜く緩んずるに徳を以てす可し、方に虚く威聲を廣め、心を遠略に勤む、蒼生を騷動して、中國を疲弊す、天の怒りに違ふて、人將た何を以てか濟はん、且つ物窮れば則ち虧く、禍ひ盈て覆へる者は天の道なり、吾を以て之を量るに、是の役や以て免れ難し、當に諸君を一方の業を成ん、堅の敗れ歸るに及んで、乃ち諸部を招集し、附かざる者は討て之を并す、衆十餘萬に至る、堅、姚長の爲めに殺さるゝに及んで、國仁其の豪師に謂て曰く、苻氏高世の姿を以てして、烏合の衆に困む、天を謂ふ可きなり、夫れ常に迷運を守るは、先達之れを恥づ、幾を見て作るは、英豪の擧なり、吾れ薄徳に雖も、累世の資を藉る、豈に時來るの運を親て作らざる可けんや、孝武の太元十年を以て、自ら大都督、大將軍、大單于、領秦河二州の牧を稱す、建元して建義、曰ふ、中略、武城、武陽、安固、武始、漢陽、天水、略陽、洹川、甘松、匡明、白馬、堯川の十二郡を置く、勇士城を築て以て之に居る、鮮卑の四萬衆五千を率ひて降る、云々。

明年諸羌を敗りて三萬餘戸を降し、又鮮卑の没弈干、東胡の金熙等連合軍を渴渾川に擊破して斬首三千、馬匹五千を獲たり、太元十三年國仁死して宣烈王を僞諡し、廟を烈祖と號せり。

弟乾歸は雄武、英傑、沈雅にして度量あり、國仁死して其の子幼冲なるが爲め、推されて大都督、大將軍、大單于、河南王の位に即き、改元して太初、曰ひ、金城に遷る、時に南羌の河敦侯五千餘落を擁し、牽屯山

に據て邊害を爲す、乾歸之を破りて聲名一時に揚る、吐谷渾及び鮮卑の大人等多く之に服す、爾來盛衰一ならず、雖も數ば強敵を破りて武威を輝かしたる功績は没す可からず、最後に兄の子公府の爲めに殺されたるも、公府敗れて、乾歸は武元王を僞諡せらる、在位の間二十四年なり。

次に乾歸の長子を熾磐と曰ふ、性勇果、英毅、機に臨みて能く斷ず、權略人に過ぎたり、義熙九年、吐谷渾を破り、又秃髮を降し、勢威頗りに張る、元熙元年、其第二子慕末を立てて太子を爲し、熾磐は元嘉四年に死したるが、其の在位は四年に過ぎず、尋で慕末は三年の後、赫連定所の爲めに殺されて國亡ぶ、乞伏國仁の僭位以來四世四十六年間なり。

以上乞伏の一派は終始戰鬪の記事に過ぎずして、風俗、習慣、制度、戸數等を知るこゝ能はざるは遺憾なり、然れども其の職名以下に據て按ずれば、大抵漢族と相類すれば、大體の文化、風俗等は中國と略ぼ同一と見て不可なきか、唯だ六朝時代に當りて甘肅地方に鮮卑族の一派盤据して、青海の鮮卑と俱に勢力を揮ひたるこゝは深く注意す可き點ならん。

十六

秃髮族 此の民族に就ては辭源——下冊午の部、禾字の條に次の如く記載したり。

秃髮は蕃姓、本ミ西河の鮮卑たり、其の先は魏と同く詰汾に出づ、長子疋孤、神元の時、河西に徙る、後に涼州に據る、國號を僭して南涼と爲す、唐の吐蕃は其の後裔たり、周春代北姓譜に見ゆ。

右に據れば秃髮は最初北魏の祖先と同樣、太祖聖武帝詰汾の後に、尋で長子疋孤の時に河西に



徙り、最後涼州の地に割據したる鮮卑族の一派なることを知るに足れり、而して晋書——卷の一百二十載記——秃髮の條には烏孤以下の三傳を載するにより、左に之を抄出す可し。

秃髮烏孤は河西の鮮卑人なり、其の先は後魏に同出、八世の祖匹孤、其の部を率ひて塞北より河西に遷る、其の地は東、麥田牽屯に至り、西は濕羅に至り、南は澆河に至り、北は大漠に接す、匹孤卒す、子壽闐立つ、初め壽闐の孕に在るや、母胡掖氏、寢に因て被中に産す、鮮卑被を謂て秃髮を爲す、因て焉を氏を爲す、壽闐卒す、孫樹機能立つ、壯果、謀略多し、秦始中、秦州の刺史、胡烈を萬斛堆に殺し、涼州の刺史、蘇愉を金山に敗り、盡く涼州の地を有す、武帝之が爲に吓食す、後馬隆の爲に敗られ、部下之を殺して以て降る、從弟務丸立つ、死す、孫推斤立つ、死す、子思復韃立つ、部衆稍や盛んなり、烏孤は即ち思復韃の子なり、位を嗣ぐに及んで、農桑を務め、鄰好を修む、——尋で後涼の主呂光の封を受く——後諸部を破りて、光の封を斥け、自ら大單于、西平王と稱し、年號を太初と曰ひ、兵を囁かし、武を廣む、——又光を降して後樂都以下三郡の羌胡數萬落皆烏孤に附く、次で四夷の豪雋、中州の才令皆な其の部下に屬して聲名隆々たり——烏孤、從容にして其の部下に謂て曰く、隴右は區々數郡の地のみ、其の兵亂に因て分裂し、遂に十餘に至る、乾歸は命を河南に檀にし、段業は兵を張掖に阻め、唐氏は息倫を假りて姑臧に據り、吾れは父兄の遺烈に藉て西夏を廓清し、弱を兼ね味を改めんと思ふ、三者何れか先んずるや、——楊統之に答へて獻策す、烏孤之を然りして并吞の志しあり、而も是の歳酒の爲めに馬より墜ち、位を其の弟利鹿孤に讓りて死す、在位三年、武王と僞諡し、廟を烈祖と號す、利鹿孤は隆安三年、位を襲ぎ、徙て西平に居れり、立つて二年、龍長寧に見はれ、麒麟綬羌に遊ぶ、是に於て群臣勸進し、隆

安五年を以て河西王を僭稱す、其の將鋒勿崙進んで曰く、昔し我が先君は幽朔より肇む、被髮左衽、寇冕の儀なし、遷徙常ならず、城邑の制なし、用て能く天下を中分し、威殊域に振ふ、今大號を建つ、誠に天心に順ふ、中路利鹿孤、鋒の言に従ひ、呂隆を敗り、又史嵩の説を容れて學校を興し、子弟を教ゆ、後國威益々張る、在位三年にして死す、康王と僞諡す、弟儁檀嗣ぐ。

儁檀は史に少にして機警、才略有り、其の父之を奇し、諸子に謂て曰く、儁檀の明識、幹藝は汝等輩にあらざるなり、曰へるが如く、頗る才學に長じ、又寛厚の量あり、故に湟河の太守爨の初めて檀に見ゆるや、其の手を執て曰く、君は神爽、宏拔、逸氣、凌雲、命世の傑なり、必ずや當に世難を尅清す可し、其の位を襲ふや、能く良臣を用ひて忠言を容れ、後秦の姚興が威力の熾んなるを見ては、一時節を屈して其の下風に立ち、或は南羌を討ち、又北涼の沮渠を破り、獲る所の馬三千匹、羊三萬頭を姚興に贈る、儁檀の姚興に服する、こゝ右の如し、雖も、而も車服禮章の制は一に王者の如くす、後沮渠蒙遜と戰て敗績し、次で大夏の赫連勃勃々の軍兵に破られてより、兵力次第に衰へ、且つ數ば回復を圖らんとして群臣の忠言を聽かず、志氣頻りにあせり、急功を貪りて却つて敵に摧かれ、最後西秦の熾磐に降りて殺さる、南涼の世に立つや、烏孤以來三世十九年にして遂に亡ぶ、時に晋の安帝の義熙十年に當れり、而して其文化は漢族に似て、又幾分の古俗を交へたるに似たり。

以上秃髮族の強勢は年限極めて短し、雖も、當時十六國の一として重きを爲したる事は最も注目す可く、又其の地は今の甘肅なるが、一方青海に割據したる乞伏族と俱に舊鮮卑族より出でたる事は、民族移働の實例上大なる參考に資す可きものなり、何となれば鮮卑は初期の本源地が、主として今の



察哈爾地方に似たれども、乞伏は慕容氏が遼西に入りたる後、青海に移り、禿髮は其の祖先塞北より南西に下りて、遂に甘肅の北部を領したる譯なるが、何に致せ、此の民族は支那黄河の地域を東西北より抱擁し、又慕容氏の如く、其中原に入りて、河南の洛陽まで取りたる實況は古代民族の動きとして洵に面白き有様を稱せざるを得ず、而して其の初めは、被髮左衽、冠冕の儀なく、遷徙常なく、城邑の制なし、あるが如く、如何にも野蠻の状態に似れども、烏孤の頃には已に農桑を務め、又罽檀の時は車服禮章一に王者の如くす、記すれば殆ん純然たる漢民族の文化を取り入れたるが如し、然れども茲に至りて又亡びたるは深く鑑誡を要す可き點ならん。

## 十七

後魏族 北魏の拓跋派を記するものは宋書を以て最古と爲す、次は南齊書、次は魏書にて、三書互ひに異同得失あれども、其の正確詳密なる點に於ては魏書を以て第一と爲す可し、唯だ斯の書は餘りに其の祖先を粉飾するが爲め、聊か本源由來等を誤る恐れあり、又宋書は魏族の根源を漢代の李陵より出づるに爲し、南齊書は又匈奴の子孫なるが如くに記載せり、是等も亦た誤傳、誤記を覺しく、此の一派は矢張り鮮卑族たるに、各般の對照上略ぼ過ちなきが如し、されども記述上の順序としては宋書を以て最古と爲すが上に、其古風俗の要點を知るに便なれば、以下同書より始めて、更に他書に及ぶ可し。

宋書一巻の九十五—索虜の條に曰く。  
索頭虜は、姓託跋氏、其の先は漢將李陵の後なり、陵匈奴に降りてより、數百千種あり、各名號を立つ

索頭も亦た其の一なり、晋の初め、索頭種に部落數萬家あり、雲中に在り、(中略)懷帝の永嘉三年、——索頭單于——猗馳の弟盧、部落を率ひて、雲中より雁門に入る、并州の刺史劉琨に就て樓煩等の五縣を求む、琨制するに能はず、且つ倚盧援を爲ん、欲し、乃ち上言す、盧の兄、馳、驢を救ふの功あり、舊勳宜しく録す可し、請ふ五縣の民を新興に移し、其の地を以て、之に處らむ、琨又盧を表封して、代郡公と爲す、愍帝の初め、又盧を進めて、代王と爲し、常山郡を増食す、其の後、盧の國內大いに亂る、盧死して、子又幼弱なり、部落分散す、盧の孫、什翼犍、勇壯なり、衆復た之に附く、上洛公と號す、北に沙漠あり、南は陰山に據る、衆數十萬、其の後、苻堅の爲めに破られ、執へられて、長安に還る、後、北歸を聽さる、犍死す、子、開字は涉珪、代り立つ、是れより先、鮮卑の慕容垂、中山と僭號す、晋の孝武の太元二十一年に垂死す、開十萬騎を率ひて、中山を圍む、明年四月之に尅つ、遂に王として、中州を有ち自ら稱して、魏と曰ひ、年を天賜と號す、九年代郡の桑乾縣の平城を治む、學官を立て、尙書曹を置く、開額る學問あり、天文を曉る、其の俗、四月を以て天を祠り、六月の末、大衆を率ひて、陰山に至る、之を却霜と謂ふ、陰山は平城を去ること六百里、深遠にして、樹木に饒めり、霜雪未だ嘗て釋けず、蓋し暖氣を以て寒を却けん、欲するなり、死すれば、則ち潛に埋め、墳壟なし、至る所に處す、葬送に於ては、皆な虚く、棺柩を設け、冢標を立て、生時の車馬器用は、皆な之を燒き、以て亡者を送る、開暴虐にして、殺を好む、民命に堪へず、是より先き、神巫有り、開を誡めて曰く、當に暴禍ある可し、唯だ清河を誅して、萬民を殺せば、乃ち以て免る可し、開乃ち清河の一郡を滅ぼし、常に手自ら人を殺す、其數をして萬に満たしめん、欲し、或は小輩に乗り、手自ら劍を執て、檐輦の人の腦を撃ち、一人死すれば、一人代る、一行毎に死する者數十なり、夜は恒に寢



處を易へ、人知るを得るこゝなし。唯だ愛妾を萬人に名く、其の處を知る。萬人、開の子、清河王に私通す。事の覺らるるこゝを慮り、開を殺さん。欲す。萬人をして内應を爲さしめ、夜開の獨處を伺て之を殺す。開死に臨んで曰く、清河萬人の言は乃ち汝等なり。是の歲、安帝の義熙五年なり。開の次子、齊王嗣字は木末。清河王を執へて自殺せしむ。嗣代り立つ。十三年、宋の高祖西、長安を伐つ。嗣先に姚興の女を娶る。乃ち十萬の騎を遣はして、結河の北に屯し、以て之を救ふ。大に高祖の爲めに破らる。事は朱超石等の傳に在り。以下大抵戰ひの記事なるを以て省略す。

次に南齊書——卷の五十八——魏虜傳に曰く

魏虜は匈奴の種なり。姓は托跋氏。晋の永嘉六年、并州の刺史、劉琨、各胡を屠りて、劉聰の爲に攻めらる。索頭、猗盧、子を遣はして曰く、利孫の將兵、琨を太原に救ふ。猗盧入りて代郡に居れり。亦た謂く鮮卑なり。被髮、左衽、故に呼で索頭。爲す。猗盧の孫、什翼犍、字は鬱律、旗、後に陰山に還りて、單于に爲る。匈奴の諸部を領す。泰元元年、苻堅、僞并州の刺史、苻落を遣はして、犍を伐ち、龍庭を破り、犍を禽にして、長安に還る。爲めに宅を立てて、犍に書學を教ふ。其の部黨を分ちて、雲中等の四郡に居らしむ。諸部の主師、歲終りて入朝し、并に犍を見るこゝを得。差や諸部に税して、以て之に給す。堅破れて、子珪、字は涉圭、舅、慕容垂に隨つて、中山に據る。還た其の部を領す。後稍や彊盛なり。隆安元年、珪、慕容寶を中山に破りて、遂に并州を有し、僭に魏と稱し、年を天瑞と號す。犍を烈祖、文平、白帝と追諡す。珪死す。道武皇帝と諡す。子木末立つ。年を太常と號す。死す。明先皇帝と諡す。子燾、字は佛狸、代り立つ。年を太平、眞君と號す。宋の元嘉中、僞太子、晃、大臣、崔氏、寇氏、と睦じからず。崔、寇之を立、高道人に譖す。道術有り。晃、福を祈らしむ。

るこゝ。七日、七夜、佛狸、其の祖父が竝に怒りて、刃を手にし、之に向て曰く、汝、何故に讒を信じて、太子を害せん。欲するや。夢む。佛狸、驚き覺め、僞詔を下して曰く、王者は大業、纂承を重し。爲す。儲宮嗣は百王の舊例を紹ぐ。自今、已往、事は巨細、悉くなく、必ず太子を経て、然る後、上聞せよ。晃、後に佛狸を殺さん。謀る。見はれて殺さる。燾死す。太武皇帝と諡なせらる。晃の子、濬、字は烏雷、直勤を立つ。年を和平と號す。晃、景穆皇帝と追諡す。濬死す。中略、什翼犍、始て平城に都す。れども、猶ほ水草を逐ふて、城郭なし。木末、始めて土着、居處す。佛狸、梁州の黃龍を破りて、其の居民を徙し、大に郭邑を築き、平城の西を截りて、宮城を爲り、四角に樓を起す。女牆の門には、屋城を施さず。又、塹なし。南門外に二土門を立て、内に廟を立てて、四門を開き、各々方色に隨ふ。凡そ五廟、一世一間の瓦屋。其の西に太社を立つ。佛狸の居る所、雲母等の三殿、又、重屋を立てて、其の上に居て飲食す。厨は阿眞と名く。厨は西に在り。皇后、可孫恒に此の厨に出て、食を求む。初め、姚興、塞外の虜、赫連勃勃を以て、安北將軍と爲し、五部の胡を領して、大城に屯す。姚泓、敗れて後、長安に入る。佛狸、攻めて、勃勃の子、昌を破り、勃勃の女を娶りて、皇后と爲す。義熙中、仇池公、楊盛、表して云く、索虜、勃勃は匈奴の正胤、是れなり。可孫の居は昔し、妾媵の殿、西方、鎧仗庫の屋は四十餘間。殿の北は絲綿布絹の庫、土屋一十餘間。僞太子の宮は城東に在り。亦た四門の瓦屋を開く。四角に樓を起す。妃妾の住居は皆な土屋。婢千餘人を使ひて、綾錦を織り、醢酒を販賣し、猪羊を養ひ、牛馬を牧し、菜を種へて、利を遂ふ。太官八十餘室。一室は四千斛。穀を半ばにし、米を半ばにす。又、懸食の瓦屋、數十間有り。尙方を置て、鐵器及び木器を作る。其の袍衣は宮内の婢をして之を爲らしむ。僞太子は別に倉庫有り。其の郭城は宮城を繞る。南は悉く築て、坊を爲る。坊には巷を開く。坊の大なるもの



は四五百家を容る、小なる者は六七十家、每南房は搜檢以て奸巧に備ふ、城の西南、白登山を去るこゝ七里、山邊に於て別に父祖廟を立つ、城西に祠、天壇あり、四十九の木人を立つ、長さ丈許、白幘、練裙、馬尾被を壇上に立つ、常に四月四日を以て、牛馬を殺して祭祀す、鹵簿を盛陳し、邊壇に奔馳し、伎を奏し、樂を爲す、城西三里に石を刻して五經及び其の國記を寫す、巖に於て石を取る、虎文石の屏基六十枚、皆な長さ丈餘、克く國中に用ふるを以て、内の左右を呼で、直眞と爲し、外の左右を烏矮眞と爲す、曹局の文書の吏を比德眞と爲し、檐衣の人を樸大眞と爲す、仗人を胡洛眞と爲す、通事の人を乞萬眞と爲し、守門の人を可薄眞と爲す、僞臺乘驛の賤人を拂竹眞と爲す、諸州の乘驛人を咸眞と爲す、人を殺す者は契害眞と爲し、主出を爲して、辭を受くる人を折潰眞と爲し、貴人の食を作す人を附眞と爲す、三公、貴人は通じて之を羊眞と謂ふ、佛狸は三公、大宰、尙書令以下を置き、太子と共に國事を殿中に決す、諸官人は皆な虜、漢語に通ず、一宮城三里内の民の戸籍は諸軍に屬せず、戎者は悉く之に屬す、其の車服には大小あり、鞞は皆は五層、下には四輪を施す、三二百人之を牽く、四方に緦索を施して傾倒に備ふ、輜車は龍旗を建て、黒を尙ぶ、妃后は則ち雜綵の幘、上部の覆を嚧と曰ふ、一を施して幘絡なし、幘は車蓋上の裝飾物にて、旌旗の類なり、又絡は織物製の綱と見て宜しかる可し、一太后出づれば、則ち婦女は鎧を著け、馬に騎り、鞞の左右に近づく、虜主及び后妃の常行には銀鏤の羊車に乗る、帷幔を施さず、皆な偏坐、垂脚、輦中の殿上に在る者も亦た跋據す、正殿には流蘇の帳、金の博山、龍鳳の朱漆畫の屏風、織成の帳、坐には氈、氈の褥を施し、前には金の香爐、琉璃の鉢、金碗を施し、盛りて食器に雜へて、客に設く、長盤は一尺の御饌、圓盤の廣さは一丈、四輪車を爲りて、元會の日、六七十人牽て殿に上す

蜡の日は歳の盡るを逐除す、城門に雄雞を磔し、葦索、桃梗、漢儀の如くす、佛狸より萬民に至るまで、世々雕飾を増す、正殿の西に土臺を築く、之を白樓と謂ふ、萬民位を禪りて、後常に其上に遊觀す、臺の南に又伺星樓あり、正殿の西に又祠屋あり、琉璃を瓦と爲す、宮門は稍や覆ふに屋を以てす、猶ほ重樓を爲るを知らず、竝に削泥采畫の金剛力士を設く、胡俗は水を尙ぶ、又黒龍の相盤繞するを規畫して、以て厭勝と爲す、中略初め佛狸の母は是れ漢人なり、木末の爲めに殺さる、佛狸乳母を以て太后と爲す、此れより以來太子立てば、輒ち其の母を誅す、一に云く、馮氏は本に江都の人、佛狸元嘉二十七年南侵して、馮氏濬を略し得て、以て妾と爲す、獨り全きを得たり、中略

佛狸已來、稍や華典を僭す、胡風、國俗、雜りて相揉亂す、中略、宏己巳の歳を以て、圓丘、方澤を立て、三夫人九嬪を置く、平城の南に干水有り、定襄の堺より出づ、流れて海に入る、城を去るこゝ五十里、世に號して紫干都と爲す、土氣寒凝、風砂恒に起る、六月雪を雨らす、都を洛京に遷さんことを議す、使ひに李道固、蔣少游を遣はす、報使少游は機巧有り、密かに京師の宮殿、楮式を觀せしむ、清河の崔元祖、世祖——南齊の天子なり——に啓して曰く、少游は臣の外甥、特に公輪の思ひ有り、宋の世、虜處に陥り、大匠の官を以てす、今、副使と爲る、必ず模範を欲す、宮闕、豈に瓊郷の鄙をして、象を天宮に取らしむ可けんや、臣謂ふに、且らく少游を留めて、使主に反命せしめよ、世祖和通の意に非るを以て許さず、少游は安樂の人、虜の宮室制度は皆な其れより出づ、初め佛狸、羯胡を長安に討て、道人を殺して、且に盡さん、元嘉の南寇に及んで、道人を得、鐵籠を以て之を盛る、後に佛狸、惡疾を感ず、是れより佛、教を敬畏して、塔寺、浮圖を立て、宏の父弘位を禪りて、後、黃冠、素服、持戒誦經、石窟等に居る、中略



宏最も精信粗ぼ義理に渉る。宮殿内に浮圖を立つ。中略。西郊は即ち前相天壇の處なり。宏偽公卿。二十餘騎を従へ。戎服して壇を繞る。宏一。周し。公卿は七。匝す。之を蹋壇。謂ふ。明日復た戎服して壇に登り。天を祀る。宏又繞る。こ。三。匝。公卿は七。匝す。之を繞。天。謂ふ。繩を以て相交絡し。木枝の根に紐し。覆ふに青。澗。を以てす。形制平。圓。下に百人の坐を容る。之を謂て繖。爲す。一に百子帳。云ふなり。此下に於て宴息す。次には廟を祠り。及び政を明堂に布く。皆な朝廷の人を引て觀視せしむ。使の至る毎に宏親く相應接す。申て以て義を言ふ。甚だ齊人を重んず。中略。

建武二年。中略。宏自ら衆を率ひて壽陽に至る。軍中に黑。氐。の行。殿。有り。二十人の坐を容る。輩邊は皆な三郎。曷。刺。眞。の架は白の眞。眊。多し。鐵騎群を爲し。前後相接す。歩軍は皆な烏。楯。槩。は綴接するに。黑。蝦。蟻。の幡を以てす。牛車及び驢。駱。駝。は軍資を載す。妓。女。三十人。許り。萬人城を攻めず。八公山に登り。詩を賦して去る。中略。

宏軍を引て城南寺に向ふ。前頓止まりて。東南角の溝橋上より過ぐ。伯玉先づ勇士數人を遣す。班。衣。虎。頭。の帽を着く。伏竄下より忽ち出づ。宏の人馬驚きて退く。數人を殺す。宏善射。將軍。靈。度。を呼で之を射る。弦に應じて倒る。宏乃ち過ぐ。宏時に大舉南寇す。僞咸陽王元禧。中略。大將軍劉昶。王肅。楊大眼。奚康生。長孫稚等。三十六軍。前後相繼ぐ。衆百萬。號す。其の諸王の軍は朱。色。の鼓。公侯は綠。色。の鼓。伯子男は黑。色。の鼓。並に鼙。角。有。り。吹。脣。地。を沸す。中略。大尉陳顯達。五郡を經略して。馬圍を圍む。宏復た大衆を率ひて。南攻し。顯達を破りて死す。中略。王肅の初めて虜に奔るや。自ら其の家の誅せらる。事狀を説く。宏之が爲めに涕を垂れ。第六妹。僞彭城公主を以て之に妻はし。肅を平原郡公に封じ。宅舍を爲り。香を以

て壁に塗る。遂に信用せらる。中略。

三史の釋義 宋書南齊書の記事は單に其のまゝにては根本の意義不明の點あり。故に以下魏書の文を參照して茲に解説を附けん。欲す。

宋書に。索頭虜は姓託跋氏。ありて其意義説かず。然れども前條の秃髮。放。に就ては。晉書に。秃髮の意味を。鮮卑被。を謂て。秃髮。爲す。とあれば。索頭も恐らく鮮卑語の借字音なる可し。但し三書共に其の意義を記せざるは當時已に不明なりしが爲めか。南齊書には。被髮左衽。故に。索頭。爲す。とあれば。是等は恐らく漢字上の解釋なる可し。故に探らず。次の託跋。に就ては。魏書。卷の一。序紀。に。北俗は土を謂て。托。爲し。后。を謂て。跋。爲す。故を以て。氏。爲す。とあれば。即ち。國土の君。を指す。こ。明かなる可く。隨つて已に土着の民たるこ。を知るに足れり。猶ほ魏書には。託跋氏の本源を。黃帝の子。昌意の少子。と書すれども。是等は全く探るに足らず。又太祖以前を二十六代。爲したれども。右は大抵信ず可からず。唯だ十四代の祖聖武皇帝。詰汾。及び十五代の始祖神元皇帝。力微等の如きは。古傳。として。稍や信を置くに足らんか。

次に宋書は。託跋族の祖先を。漢武時代の將軍にて。匈奴に降れる。李陵の後裔。なり。と記せり。此の説は甚だ古し。見へて。南齊書に載せたる。楊盛の表文にも。索虜。勃々。は。匈奴の正胤。なり。と記せり。されば其傳の古きは確かなるが上に。同書には。又次の如き記事を載せたり。



宏都を洛陽に徙す、姓を元氏に改む、初め匈奴の女名は托跋、李陵に妻はす、胡俗母の名を以て姓を爲す、故に虜は李陵の後を爲す、虜甚だ之を諱む、言へる有り、其れ是れ陵の後には輒ち殺さるゝ、是に至りて乃ち姓を改む。

顧ふに托跋氏に就ては古く匈奴の族を爲す説も、又匈奴の女を娶れる漢將李陵の後裔なりとする説も二様の別ありて、前掲楊盛の言も、宏改姓の説もは互ひに其の一方を述るものゝ如し、而して魏書は以上の二説を棄て、黄帝の子孫を爲したるが、要するに皆な誤りにして、鮮卑説こそ頗る正しきに似たり、勿論托跋族の割據したる地域は舊匈奴族の根源地に當り、又匈奴族の隨從したる人民も多數なる可ければ、東胡、匈奴の二族が混血したることは無論のこと、又漢族も相當に入り込みたる形跡あれば、大體上、三族雜揉の結果、終に以上の如き諸説を發生したる所以なる可し。

又魏書には太祖の遠祖、聖武帝詰汾が天女と契りて子を設けたりとの傳説を載せたるが、是等は全く他書に見ざるが上、後世清朝祖先の天女説も幾分の關係を保つに似たれば洵に面白きものなり、故に古傳にしては大に珍重する必要あらんか。

次に宋書には托跋族に對して晋代より筆を起したるが、魏書は前述の如く古くは黄帝の子昌意の少子より始めたり、それ等は固より採る可からざるも、其の漢民族との接觸は始祖の卅九年に曹魏と和親し、尋で四十二年、即ち魏の景元二年に、其の子文帝を魏に遣はして風土を親せしむあり、而して始祖は五十八年まで生存し、此間支那は魏より晋に移り、始祖は右の二代に涉りて交通したれば、大體上、托跋魏の遠祖は魏末より晋初に掛けて世に知られたり、見て可ならんか、次に宋書の擧げたる猗

馳と曰へる人物は即ち桓帝の諱名にして、魏書には一部を統べて、代郡内參合陂の北に居ると記せり、次に倚盧とあるは即ち桓帝の舍弟なる、穆皇帝の諱名に當り、魏書には一部を統べて、定襄の盛樂なる故城に居ると書せり、又桓帝に就ては更に左の如く記載す。

始祖より以來、晋と和好す、百姓又安、財富實、控弦の騎士四十餘萬、是の歲、穆帝始めて并州に出で、雜胡を北に遷して、雲中、五原、朔方に徙す、又西河を渡りて、匈奴、烏桓の諸部を撃つ、杏城より以北八十里、長城原まで、道を夾みて、碣を立て、晋と界を分つ。

穆帝倚盧の居城したる盛樂は、又成樂とも書す、即ち漢代に置ける定襄郡の郡治所在地にして、今の綏遠省なる和林格爾の縣地に當れり、されば山西省の北端なる長城外にして、黄河の東方に位せり、而して此の桓帝時代は國富み、兵彊く、爲めに杏城以北、八十里の間に碣石を立て、晋との國界を定めたりと謂へるは、大に注目す可き點ならん、又同帝の二年には文帝及び皇后封氏の葬を行ひたるが、當時晋室の顯官亦た多く之れに參會し、内外の人物集る者二十万人とあれば、其の勢力の程度は略ぼ窺知するに足れり。

又其の十年には桓帝猗叁が并州の刺史司馬騰と共に大に漢の劉淵の軍を西河の上黨に破り、其還るに當りては其臣衛雄を使ひて參合陂の西に於て石を累ねて亭を爲り、碑を樹て、以て行を記す、とあれば、縦へ當時は漢人を使用したりとするも、自己亦た之を理解する程度の文化は、略ぼ存在したりと見て不可なからん、されば此頃晋室より、桓帝に對して大單于の金印を贈りたることあり。

次に桓帝死して、其弟穆帝倚盧立ちたる後、大に範圍を擴げ、盛樂の地を北都と爲し、故平城を南都と



爲し、又灑水の陽黃瓜堆に新平城をも築けり。穆帝死して思帝弗立の子鬱律立つ之を平文帝と號す、次で惠帝煬帝烈帝を経て、宋書の所謂什翼犍に至る、其間大抵四五年間宛の即位に過ぎず、而して犍は平文帝の次子に當りて、昭帝と號す、魏書には

寬仁大度喜怒色に形はさず、身長八尺、隆準龍顏、立てば髪は地に委し、臥せば則ち乳は席に至る。

ごあり、其大兵肥滿にして、且つ女子に類する、奇相の體軀を示したるものゝ如し、犍の時、東は濊貊より四は破洛那に至るまで、款附せざるは莫し、ごあれば如何に當時其の大勢力を保ちたるかは、略ぼ推測するに足れり、又即位の二十六年には高車族を破りて、民人萬口、馬牛羊百餘萬頭を獲、又翌二十七年には没歌部を討て、牛馬羊數百萬頭を獲たり、又犍の在位は三十九年の長きに及びたるが、此歳不豫、時に秦の苻堅二十萬の大兵を率ひて來り襲ふ、犍、臣下を派して戰へごも敗績す、因て一時陰山に退き、堅軍の去るを待ちて雲中に還り、尋で崩ず、時に年五十七、太祖珪の即位に逮び、尊んで高祖と稱す、已に斯る有様なれば、宋書に苻堅の爲めに執へられて長安に赴くごの記事は、恐らく誤謬なる可し。

次に犍の子を開と爲し、太元二十一年、慕容垂の死に當りて中山を圍み、翌年之に尅ちて遂に自ら王と爲りて、魏と改めて年を天賜と號す、ごあれども、是等は、大分魏書と相違す、抑も天賜の年號は太祖珪の年號にして、其の子の時代にはあらず、又珪の子の太宗は、嗣と稱して、開と稱して、曰はず、又魏王の自稱は、太祖の登國元年にして、後の天賜年間にはあらず、隨つて慕容寶との戰ひも、其の以前には屬せず、全く登國十年の時に當れり、されば此邊の事情は、誤謬あれごも併し、陰山の却霜、以下は、恐らく當時の實相なる可く、殊に其の簡にして要を得たる記事は大に喜ぶ可き點なり。

次に宋書の所謂開は、即ち太祖珪の晩年、狂氣に近く、爲めに、臣下を殺す、同時に其の子清河王紹母子の兇虐を惡みて、又之を誅せんごするを知り、母子相謀りて太祖を弑したるごを誤聞して、太祖を父子二人と爲し、清河王母子の實狀を過りて、斯る記載を試みたるに似たり。

次の南齊書は、托跋魏に對して、亦た鮮卑なりと記せり、顧ふに右は當時二様の所傳ありたるが爲め、其の兩者を擧げたる次第なる可し、次に此書は、猗盧のごより記し初めたるが、同人は、桓帝の子、穆帝の本名なれば、太祖珪よりは、六代以前の繼續者なり、又、什翼犍の字を鬱律、旃記したれごも、鬱律は太祖平文帝の實名にして、珪とは異れり、而して平文帝は、同じ太祖と稱するもの、珪よりは、五代以前の人物にて、且つ旃字はなし、故に是等も一種の誤謬なるが、斯る人物傳の細微點は、民族志として一々列擧する必要なければ、省略す可きも、要するに、其可否を知らんごする人々は、第一に魏書を本とし、傍ら晋以下の夷族傳を對照するご宜しかる可し。

次に明元皇帝木末と曰へるは、なく、次の熹は世祖の本名にて、世祖は又太宗の子なり、次に什翼犍の時、平城に都すれごも、猶ほ水草を逐ふごあるは、或は眞實なる可きも、城郭なしごの斷案は、信ず可からず、何ごなれば、魏書には、什翼犍の建國四年の條に

秋九月、盛樂城を故城の南八里に築く。

ごありて、已に新城の外に故城の存在をすら明らかにし、且つ前後の狀勢上、城郭の存在は、寧ろ當然ご信じ得らるればなり。

次に佛狸、即ち世祖が、梁州の黃龍を破りて、其の居民を徙し、大に郭邑を築き、平城の西を截りて、宮城



を爲り、四角隅ならんに樓を起す。あるは、魏書の世祖紀、始光二年の條に

三年庚申故の東宮を營で、萬壽宮を爲り、永安、安樂の二殿、臨望觀、九華堂を起す。

とある場合を指すやも圖られず。雖も、拓跋氏の宮殿を作ることは、太祖珪の天興元年の條に

七月、都を平城に遷し、始めて宮室を營み、宗廟を建て、社稷を立つ。

とありて、已に當時詔を發して斯る造營を行ひたれば、必ずしも世祖の時をまつ可からず、併し乍ら南齊書の記事は、單に建造物、其物の狀況に就ては他書に比して精しければ、其點は大に珍重するに足れり。殊に當時皇后自身が庖厨、即ち臺所に出でて食を求む。とある風習は、如何にも簡易、輕便の態度にして、宛然之を目撃する感ありて面白し。謂ふ可し。

次に諸庫を記する條に、土屋とあるは、一方の瓦屋と記する漢式建築の反對物にて、恐らく舊式の東胡家屋ならんが、之れぞ漢代に穹廬と書したる物と同一なる可く、而して今日の平屋、即ち汽車の客車に類する蒲鋒屋根の作は、全く斯る名稱にて呼ばれたるものゝ如し。殊に興味尤も深き點は、此の土屋中に妃妾住居し、又婢千餘人を入れて、綾錦を織り、酩酒を販賣せしめたる點なり。又別に窖ありて、此ものの縱穴式倉庫なることは、已に拙著支那住宅志に記する所の如し。次に宮城は外郭に包繞せられたり。と曰へば、大體本丸、二の丸の制に類し、又市街地の坊を其の南方に設け、坊の大なる者を一區劃、四百家と爲したり。とあれば、其の規模も略ぼ推測するに足れり。

又城の西南、白登山邊に祖父の廟を立て、城西には祠、天壇を設けたるが、其の壇邊には四十九の木人を立て、而も高さ丈許とあるは、實に珍らしき事例と謂ふ可し。但し四十九の數は、願ふに天數七なれば

之れに又七を乗じて四十九と爲したるに相違なく、隨つて此の木像は天神を象りたること疑ふ可からず。次に白幘、練裙、馬尾被等を壇上に立て、四月四日大祭を行ふことは、恐らく鮮卑族間の古風習を示すものならん。

又城西三里に於て石を刻して、五經及び其の國記を寫す。とあるは、大に注意す可く、就中國記を斯る手段にて一般人民に示す。と曰へる例は未だ他に聞かざる所なり、而して當時の國記は固より不明なれども、恐らく人名地名以下多くは國語名のままにて魏書の如き純漢文式。とは多少異りたる特徴を示したるものならん。而して此南齊書に擧ぐる人名及び直眞、烏矮眞、比德眞、など曰へる語は、凡て托跋語、其まを記したるなる可し。次に當時の諸官人は皆な虜漢語に通ず。とあれば、漢族との接觸上には、全く意思の疏通を欠くが如き恐れは絶無なりしに似たり。

又當時の乗物中に五層の輦ありたるは、洵に珍らしき作にて、斯る例は恐らく歴代の漢族側にも見ざる點なる可し。其の四輪車を二、三百人にて牽く。と曰ふに至りては、如何にも大業の風にして、日本にて言はば、先づ大祭の山車。とでも申す可きものならん。或は此山車の起源も斯る大輦より變化し來るやも圖られず、それ等は又別に考證す可し。

次に太后の行幸には侍女等、鎧を着け、馬に騎りて、其輦の左右を衛る。と曰ふ風習も面白く、斯る例は世人全く氣附かざるものゝ如し。

次に天子、后妃の常行には、銀鏤の羊車に乗る。とあれば、平素用の出入車は銀象眼裝飾の車に乗り、且つ之を羊に牽かせたるものゝ如し、勿論羊車の例は晋室の天子も用ひたれば、是等は寧ろ漢式に倣ひ



たるものか、唯だ其記事の詳細にして宛も之を目前に髣髴するが如きは、洵に得難き好資料と申す可し。

次に晋城門に雄雞を磔し、葦索、桃梗、漢儀の如くす。あるは、其の解釋古く、應劭の風俗通に載せられたるは右を省略すれども、要するに、一方漢風を取り入れたる點も亦た多きが如し。

次に白樓の語は魏書中に往々見ゆれども、判然せず、然るに本書は右が土築の高臺にして、萬民隱居の後其上に遊觀する所と記するは、一種の解釋文と見るを得可し、猶ほ魏書には、赤城、黑城、黑鹽池、白樓などの名稱往々に見ゆれば、或は五行説に基きて其方位の築造物に斯る名稱を附するに共、何等か其の色彩をも示したるものゝ如し、現に白樓の如きは正殿の西方に築くあり、此の西方の色は即ち白にて、殊に世上より身退ぞきたる老者の遊觀に供せりと謂へば、旁々五行説より出でたることは全く疑ふ可からず。

又祠屋に琉璃瓦を用ゆこの文も有益のものなり、何となれば漢魏時代には未だ琉璃瓦の名稱なく、隨つて其作も未だ發明されず故に黄瓦の如きは漆塗の上に金箔を置きたるやの疑ひあり、然るに六朝時代に入りては陶器加釉の術進みて、屋瓦に迄、斯る琉璃製の品を使用し得たるを知る可し。

次に宮門は未だ層樓を作るまでに發達せざりしも、塑像、采畫の金剛力士を置くに洵に面白き事例と用す可く、此風習或は佛教の影響に出づるやも圖られず、雖も漢族間には別に古くより門神を置く風習あり、故に彼れ是れ取り合せて右様の力士像を設けたる次第ならんか。

又此の宮門には黑龍を畫きて厭勝と爲すあり、而して其意味は胡俗水を尙ぶ點より來るにあり。

ば、之も矢張り五行説に基きたるを知る可し、何となれば北方は水にて、其色は黒なればなり。

次に佛狸の母は漢人なるが、其父木末の爲めに殺さる、故に爾來太子立てば輒ち其母を誅す、あるは一の誤謬説にて、右は太祖珪が、長子太宗の母劉貴人に死を賜ひたること有り、其の理由は昔し漢の武帝が其子の幼冲にして自己の死後、母が權力を振はんことを恐れて死を賜はりたる例に倣ひ、已れの生前に斯る手段を執りたる譯なれども、太宗は純孝の爲め、哀泣自ら勝る能はずと記するが如く、非常なる悲みを感じたる程なれば、又已れが其子の母を殺すが如きことは全くなく、單に太祖一代限りの例に過ぎず、而も其實は漢例心酔の結果に出でて、已れは又妻子に當る清河王母子の爲めに殺害せられたることは、一種の廻る因果と謂ふ可し。

次に宏の時、園丘、方澤を立つ事ある、宏は即ち第七代の明君として世に知られたる、高祖孝文帝のことにして、此時代の漢風化は特に甚だしかりし有様なるが、殊に史上顯著なるは範圍擴張して諸夷族の入朝多く、又佛教尊信の爲め、寺廟を起すに俱に石窟寺を翫めたることなり、其外又儒學を重んじ、孔廟を建て、明堂を起すなど、文化の發展を圖りたるは魏一代中恐らく第一人者ならん、又北地の文化に遠ざかるが爲め、都を鄴の地に遷したるが、南齊書に使者李道固と俱に蔣少游を遣はしたりとあるは、事實宮殿建築の下檢分に相違なく、而して崔元祖の之を看破したるは、確に炯眼なるが、其語中に、特に公輸の思ひ有り、三日へる公輸は春秋の頃魯國の建築家として世上に喧傳したる人物なれば、少游も斯る古建築家に等しこの儀なり、爾後高祖宏は鄴に徙りたるも、更に洛陽にまで進出して茲に帝都を奠めたり。



次に宏の父弘ミあるは即ち顯祖のここにて、同人の時代より石窟寺の名稱史上に現はれ、或は武州山の石窟寺に幸し、或は鹿野苑の石窟寺に幸せり、されば南齊書の記事は斯る際の例を傳へたるならんが、其子高祖宏の時代に入りても亦た同様のここ有り、此の武州山ミあるは即ち今の雲崗の石窟なるが、當時に在りても已に高名なるものミ爲れり。

尙ほ序でなれば右石窟寺の由來ミ狀況ミを左に擧ぐ可し。

地名大辭典、石窟寺——二七四頁——に曰く

石窟寺。在山西左雲縣、東九十里、雲崗堡——魏書釋老志——曇耀、以復佛法之明年、——即興安二年——自山中、被命赴京、帝後奉以師禮、曇耀白帝、於京城、西武州、塞、鑿山、石壁、開窟五所、鑿建佛像各一、皇興中、又構三級石佛圖、爲京華壯觀、按石窟等、建於後魏、魏帝屢幸之、鑿山爲巖、因巖鑿佛、巖高者二百餘尺、可受三千許人、佛高者六七十尺、雕飾奇偉、冠於一世、水經注稱其山堂、水殿、烟寺相望、續高僧傳稱其楹比相連三十餘里、今則古洞荒涼、荆榛滿目矣、窟前有石佛寺、清順治八年、修養量所建、非魏之舊也、(下略)

次に建武二年、軍中に黑氈の行殿を設くミの條は、烏楯、黑蝦蟆の幡等、凡て黒づくめなるは何やら奇觀に感ずれミも、軍中、妓女三十人許りを伴ひ、八公山に登り詩を賦して去るミあるは又風流の氣分を示すものにあらずや。

次に宏の南進に當りて軍中の鼓色を或は朱色、或は綠色、又は黑色等に區別したるは一に軍隊の異同を示す譯ならんが、又一方は五行思想の加味されたる結果なる可し。

又王肅の爲めに第六妹を嫁して平原郡公に封じたる時、其の宅舍を作るに香を以て壁を塗るミあり、斯る風習は又當時の上流建築を知るに就て大に參考に供し得可きものなり、尙ほ魏書上の文は餘り多きに過ぐるを以て省略す可し。

十九

庫莫奚族。晋代遼西の北方遼河の上游、老哈河の流域に割據したる民族を庫莫奚ミ曰ふ、後略して單に奚ミのみ稱したるが、此種族は東胡の一派に屬して、相當の勢力を保ち、彼の大國北魏を犯したるが爲め當時太祖の爲めに擊破せられたるも後五部に分れて隋代まで其朝貢を絶たざりしは、他に比して命脈の長きを知るに足れば、以下古きに從つて魏書の分より左に之を掲記す可し。

庫莫奚國の先は東部、宇文の別種なり、初め慕容元眞の爲に破られ、遺落の者松漠の間に竄匿す、其の民潔淨ならず、而も射獵を善くし、好んで寇鈔を爲す、登國三年、太祖自ら出で討つ、弱洛水の南に至りて大に之を破る、其四部落の馬、牛、羊、豕、十餘萬を獲たり、帝の曰く、此の群狄の諸種は德義を識らず、互に相侵盜し、王略を犯す有り、故に往て之を征す、且つ鼠竊、狗盜、何ぞ患ミ爲すに足らんや、今、中州大亂、吾れ先づ之を平けて然る後、其の威懷を張れば、則ち服せざる所なし、既にして車駕南雲中に還る、燕趙を懷服するここ十數年間、諸種庫莫奚ミ亦た皆な滋す盛んなり、乃ち遼海を開て戍を和龍に置く、諸夷震ひ懼れ、各々方物を獻す、高宗、顯祖の世、庫莫奚歳ミここに名馬、文皮を致す、高祖の初め、使を遣はして朝貢す、太和四年、輒ち塞内に入る、辭するに地、豆、于の鈔掠を以てす、詔書切に之を責む、二



十二年安州營燕幽の三州に入寇す、兵數千人、撃て之を走らす、後復た款附す、毎に塞に入りて與に交易せんことを求む、詔して曰く、庫莫奚は去る太和二十一年以前、安營二州の邊民に參居して、交易往來す、並に疑貳なし、二十二年に至りて叛逆す、以來遂爾遠竄す、今款附す、雖も猶ほ塞表に在り、毎に塞に入りて、民に交易せんことを請ふ、若し抑へて許さざれば、其れ歸向の心に乖らん、聽して虞らざれば、或は萬一の警あらん、先任に依るを容さず、其の交易の事、宜く節を限る可し、交市の日は州より上佐を遣はして、之を監せよ、是れより已後、歲常に朝獻、武定の末に至りて絶へず。

右の文に據れば、庫莫奚は東部宇文族の別派に出でて、慕容皝——字は完眞、稱す——の爲めに破られたり、曰へば、其領土相接し居たり、見へたり、而して其の遺落松漠の間に竄匿す、あれば、今の熱河の圍場縣方面より蒙古地帯に入りたり、見へたり、今参考の爲め、辭源の解を左に掲ぐ。

(松漠)即ち千里の松林、亦た平地、松林、曰ふ、今の熱河圍場縣及び内蒙古、克什克騰地方、興安嶺は松多く、滋生徧く原麓に及ぶ故に名く。

斯く庫莫奚族が慕容氏に追はれたる爲め、西北方に徙り、茲に至りて北魏の拓跋珪と衝突したるに似たり、而して其の弱洛水、あるは歴史地理家の説に、老哈河なり、言へば、即ち遼河、上游の南流を指せども、其の一方に松漠の名見ゆれば、古は圍場方面に近き熱河の北部に接近する流域を指したるものと如し。

次に拓跋珪の庫莫奚を破りて四部落の牛馬羊豕を獲ること十餘萬、あるは、已に大祖紀に見へたれども、此文較や的確に似たり、以下は別に解釋を要せざるにより、次に周書の文を擧ぐ可し。

周書——卷の四十九——庫莫奚傳に曰く

庫莫奚は鮮卑の別種なり、中略種類漸く多く分れて五部に爲る、一を辱紀主、二を莫賀弗、三を曰ひ、三を契箇、四を木昆、五を室得、六を每部、七を俟、八を一人を置く、阿會氏なる者あり、最も豪帥に爲す、五部皆な其の節度を受く、突厥に役屬す、而して數ば契丹と相攻む、財畜を虜獲す、因て賞を行ふ、死者は則ち葦薄を以て尸を裹みて之を樹上に懸く、大統五年、使を遣して、其の方物を獻ず。此文別に釋義を要せず、然れども最後に死者を葦薄に包みて之を樹上に懸く、あるは一種の風葬に似て、其の方法異なるものなり、元來風葬は板上に死者を置く、所謂ムキ出しのものなれども、庫莫奚は幾分か進歩の民たるが爲め、斯く葦薄にて包みたるなる可し、我が北海道のアイヌ間には死體を棺に容れて樹に釣す例あり、又予は往年朝鮮に於て小兒の棺を樹に垂下して、其下に母親の悲泣するを見たることあり、或は北方の風葬には斯る例を示すものあるか。

猶ほ庫莫奚傳は北史舊唐書の類に載せられたれども、其文は凡て前書を襲へるが爲め、何等の特徴なし、然れども新唐書に至りては殆ん舊文を一變したるが爲め、對照上左に之を譯出す可し。

新唐書——卷の二百十九——奚傳に曰く

奚も亦た東胡種、匈奴の爲めに破られて、烏丸山を保つ、漢の曹操其の帥蹋頓を斬る、蓋し其の後なり、元魏の時自ら庫莫奚と號す、鮮卑の故地に居る、京師の東北四千里に直る、其の地東北は契丹に接し、西は突厥、南は白狼、河北は靺鞨、俗を同くす、水草を逐ふて畜牧す、種處に居り、車を環らして營を爲す、其の君長は常に五百人を以て、兵を持して、牙中を衛る、餘部は山谷の間に散ず、賦の入るなく



射獵を以て賞を爲す、稼は稔多し、已に穫れば山下に害にす、木を斷りて白に爲り、瓦鼎には飢——カ  
 ンは粥なり——を爲り、寒水を雜へて食ふ、戰鬪を喜ぶ、兵には五部有り、部の一俟、斤之に主たり、其の  
 國西は大洛泊に抵り、回紇の牙を距るこころ三千里、多く土に依て眞水を護る、其の馬は善く登し、其の  
 羊は黒し、盛夏には必ず保冷の陁山に徙る、山は嬀州の西北に直る、隋の始めに至りて、庫眞の二字を  
 去り、但だ奚と曰ふ、武德中高開道、其の兵を借りて再び幽州に寇す、長史王詵擊て之を破る、太宗の貞  
 觀三年、始て來朝す、十七歳を閱して凡そ四たび朝貢す、帝の高麗を伐つや、大酋蘇支戰に從つて功有  
 り、數年ならずして其の長可度者内附す、帝爲に饒樂都督府を置き、可度者を使持節六州諸軍事、饒樂  
 都督に拜し、樓煩縣公に封じ、李氏を賜ふ、阿會部を以て弱水州と爲し、處和部を都黎州と爲し、奧失部  
 を洛瓌州と爲し、度稽部を大魯州と爲し、元の俟折部を渴野州と爲す、各々酋領辱紇主を以て刺史と  
 爲し、饒樂府に隸す、復た東夷都護府を營州に置き、兼て松漠饒樂の地を統ぶ、東夷校尉を置く、顯慶の  
 間、可度者死す、奚遂に叛く、中略萬歲通天中、契丹反す、奚も亦た叛す、突厥と相表裏す、兩蕃と號す、延和  
 元年、左羽林衛大將軍、幽州の都督、孫佺、左驍衛將軍、李楷洛、左威衛將軍、周以悌、兵十二萬を帥て三軍と  
 爲し、其の部を襲撃す、冷陁に次る、前軍楷洛、奚莫李大醜と戰て利あらず、佺懼れて軍を斂め、大醜に詐  
 て曰く、我れ詔を奉じ來りて若ち等を慰撫す、而して楷洛節度に違ふて輒く戰ふは天字の意に非ず、  
 方に戮して以て徇ん、大醜の曰く、誠に我を慰撫せば、賜ふ所有るか、佺軍中の繪帛袍帶を出して之  
 を與ふ、大醜謝して、佺に其の師を還さんことを請ふ、軍を擧げて脱することを得、先を争ふて部伍な  
 し、大醜の兵之を躡で大に敗る、殺傷數萬、佺以悌皆な虜の爲めに禽せられ、默啜に送りて之を害す、朝

廷方に多故、討ずるに暇あらず、玄宗の開元二年、奧蘇愴落巧を以て降る、饒樂郡王、左金吾衛大將軍  
 饒樂都督に封じ、宗室出の女辛に詔して、固安公主と爲して、大醜に妻はす、明年身入朝して昏を成し、  
 始めて營州の都督府を復す、右領軍將軍、李濟を遣はし、節を持して、大醜を護送す、後に契丹の可突于  
 と闘て死す、弟魯蘇、其の部を領して、王を襲ふ、詔して保塞軍經略大使を兼しむ、牙官塞默羯謀叛す、公  
 主置酒して之を誘殺す、帝其の功を嘉みし、主に賜ふに萬金を累ぬ、會ま其母の相告訐するに與て罪  
 を得たり、更に盛安公主の女韋を以て、東光公主と爲して之に妻はす、中略之を久くし、契丹の可突于  
 反す、奚衆を脅す、并せて突厥に附く、魯蘇制する事能はず、榆關に奔る、公主は平盧に奔る、幽州の長史  
 趙含章、清夷軍を發し、討て之れを破る、衆稍や自ら歸す、明年信安王禕降る、其の酋、李詩、鎖高等の部落  
 五千帳、其の地を以て爲めに義州に歸す、因て王詩を以て、左羽林軍大將軍、本州都督に拜し、帛十萬を  
 賜ふ、其の部を幽州の偏に置く、李詩死す、子延龍嗣ぐ、契丹と又叛く、幽州の張守珪の爲に困めらる、延  
 龍降る、復た饒樂都督、懷信王に拜す、宗室出の女、楊を以て、宜芳公主と爲して之に妻はす、延龍公主を  
 殺して復た叛く、詔して它の酋、婆固を立てて、昭信王、饒樂都督と爲し、以て其の部を定む、安祿山の節  
 度、范陽邊功を詭り、數ば鑿鬪に與り、盛んに俘を飾りて以て獻す、其の君、李日越、料、俘する所の饒壯戍  
 雲南終を誅す、帝の世、凡そ八たび入りて朝獻す、至德、大曆の間に十二たび、貞元四年、室韋、振武を攻  
 む、中略、元和元年、中略、李氏を賜ふ、然れども陰かに回鶻、室韋に結び、兵西城を犯す、中略、大中元年、北  
 部諸山の奚、悉く叛す、盧龍の張仲武、酋渠を禽し、帳落二十萬を焼き、其の刺史以下の面、耳、三百、羊、牛、七萬  
 輜貯、五百乘を取りて京師に獻す、咸通九年、其の王、突董蘇、大都督、薩葛を使ひして入朝せしむ、是の後



契丹方に、疆、奚敢へて抗せず、部を擧げて役屬す、虜の政苛なり、奚之を怨む、其の酋、去諸引の別部内附す、媯州の北山を保つ、遂に東西の奚を爲る。

新唐書の奚傳に據れば、庫莫奚は東胡種中、烏丸族に屬するが如くなれども、其の實は明かならず、次に元魏の時、自ら庫莫奚を號す、此の名稱は一に自稱に出づるが如し、然れども其の説亦た確否不明なり、又、鮮卑の故地に居るにあれば、烏桓派が鮮卑派の故地に入れり、この説に當れども、恐らく始めより鮮卑派の一に屬するならんか、次に其の居地の範圍は案外廣きに似たれども、是等は其の最盛期の領土にはあらざるか、次に其の風俗が突厥と同一なり、この點は大に注意す可き點なる可し、併し乍ら細目を擧げざるが爲め、この程度の一致かを知る可からざるは遺憾なり。

次に穆慮に居りて、車を環らして營を爲す、あるは寧ろ契丹風俗に似たる所ありて面白く、是れ等は兩々相得て參考に資するに足れり、次に奚は水草を逐ふて畜牧す、あれども、又稼は稌多し、ありて、其稌は字典に稷別名と曰ひ、又玉篇には似黍不黏ともありて、大體上キビの一種に相違なければ、斯る耕作を爲し居たる事は確實ならん、又已に獲れば山下に窖にす、窖ありて、窖は縱穴式の倉庫なるを以て、斯る地下倉庫に貯藏する風習行はれ居たり、見へたり、次に木臼を造り、又燒物にしては瓦鼎を作り、之にて粥を煮たり、この事なれば、單に肉食のみにはあらず、前條の稌をも食し居たることは疑ふ可からず、而して用器の瓦鼎、あるは大に注意す可く、其の作は彼の鬲に類するものか、將た純然たる鼎形か、萬一文字通りすれば、恐らく漢式土器に見る素燒の鼎と相類したるなる可く、隨つて斯る器物が將來奚の居住地なる熱河北方より出づることなし、とは言ふ可からず、又同時に漢族以外の東

胡其他にも類例あることを知る參考に供し得可し。

次に其の馬は善く登し、ある登字は孟子の注に成熟也とあり、又博雅に登々衆也と記するが如く、多く繁殖する状態を曰へるならん、又其羊は黒し、あるは彼の山羊の類を指すか、何に致せ、牧畜を主とする時代なれば、斯る家畜の多數なるは當然と申す可し。

次に延和元年唐軍十二萬の兵を以てして、擊破せられ、大將害せられて、士卒を亡ふこと數萬とあれば、如何に彼等が強勢なりしかは、大抵之を推知するに足れり、而も唐室再び之れを討つこと能はず、却つて宗室の女を送りて、其の妻を爲すに至りては、如何に帝威の衰へたるか、言はずして明かならん、爾來奚の反服常ならず、而も次第に擴大し行きたることは、盧龍の張仲武に破られたる時の狀況に於て推察せらる、即ち帳落を燒かるもの二十萬、刺史以下の面耳を切り取らるもの三百、羊牛七萬、輜貯五百乘を獲り、以て奚族の内容を察するに足らん、猶ほ奚族の記事は新五代史に在り、其文重複に似て、又相互の理解を助くる點多きに依り、左に掲げて對照に便す可し。

新五代史一卷の七十四—四夷附錄第三、奚傳の條に曰く

奚は本匈奴の別種なり、唐の末に當りて陰涼川に居る、營府の西、幽州の西南に在り、皆な數百里、人馬二萬騎有り、分れて五部を爲る、一を阿蕃部と曰ひ、二を嚙米部と曰ひ、三を奥質部と曰ひ、四を奴皆部と曰ひ、五を黑紇支部と曰ふ、後、徙りて琵琶川に居る、幽州の東北數百里に在り、地に黑羊多し、馬趁前して蹄堅、善く走る、其の山に登りて獸を逐ふ事、下上飛ぶが如し、契丹の阿保機、強盛、室韋、奚、皆な之に服屬す、奚人常に契丹の爲に界上を守る、而して其の苛虐に苦む、奚王去諸、怨叛し、別部を以て



西。嬌州に徙る、北山に依て射獵す、常に北山の麝香仁參を探り、劉守光に賂ひて以て自ら托す、其族數千帳に至る、始めて分れて東西、奚を爲る、去諸の族頗る耕種を知る、歲に邊民の荒地を借りて、稼を種へ、秋熟すれば則ち來り穫て、之を山下に窖にす、人其の處を知るこも莫し、麝に平底の瓦鼎を以て、稜を煮て粥に爲り、寒水を以て之を解きて飲む、去諸卒す、子掃刺立つ、莊宗、劉守光を破り、掃刺に姓李を賜ひ、其の名を紹威と更む、紹威卒す、子、搜刺立つ、同光以後、紹威父子、數ば使を遣はして朝貢す、初め紹威、契丹の女、舍利逐不魯の姉を娶りて妻と爲す、後、逐不魯叛亡して西、奚に入る、紹威之を納る、晋の高祖入りて立つ、幽州、雁門以北を割て契丹に入る、是の時紹威逐不魯と皆な已に死す、耶律德光已に立つ、晋北歸す、搜刺馬前に迎調す、德光の曰く、爾ちの罪にあらざるなり、我に負く者は掃刺と逐不魯とのみ、爾ち乃ち其の墓を發き、其の骨を粉にして、之を颺げよ、後、德光、晋を滅す、搜刺常に兵を以て其の後に從ふ、復た中國に見へず、去諸嬌州に徙りてより、自ら別に西、奚を爲り、而して東、奚の琵琶川に在る者も亦た契丹の爲めに并せられ、復た自ら見るこも能はずと云ふ。

此書に奚は匈奴の別種なりとあれども、其の實鮮卑たるこも疑ひなきに似たり、次に陰涼川とある川は、又河字をも書きて右は現在の内蒙古札魯特右翼の西北一百六十里に在り、地名大辭典に載せられたれば、開魯の西北方、興安嶺の山脈に近き邊と見へたり、然れども亦た營府の西、幽州の西南とあれば、各地に點在したるが如し、當時五部、二萬騎の常備兵を置きたるも、契丹の勢力に押されて其下に附屬し、常に界上を守りたるが、其の虐待に耐へずして西、嬌州に徙るこもあり、此の嬌州は現在、直隸省の懷來縣なる由、矢張り地名辭書に載せられたれば、此頃は已に支那本土内に遷りたりと見へたり、而して善馬、麝香仁參以下に就ては別に解説を要せざれば之を略す。

地豆于族 此民族の記事は單に魏書に載せたる外、他に所見なく、魏書も亦た詳細を盡さざるを以て、其の東胡に屬するや否やは判明せず、然れども位置の點より觀察するに、現在の北滿に緣故あり、又他民族との分布状態より推考して、東胡派にあらずやと思惟せらるるが爲め、左に其の本文を擧げて次に他學者の説を掲載す可し。

魏書一巻の一百一地豆于の條に曰く

地豆于國は失韋の西、千餘里に在り、牛羊多し、名馬を出す、皮を衣服と爲す、五穀なく、惟だ肉酪を食ふ、延興二年、八月、使を遣はして朝貢す、太和六年に至りて、貢使絶へず、十四年、頻りに來りて塞を犯す、高祖征西大將軍陽平王頤に詔し、擊て之を走らす、自後時に京師に朝す、武定の末に迄、貢使絶へず。

(北史は此の文を轉載す)

此の地豆于に關しては、滿洲歴史地理——第一卷、三二四頁以下——に白鳥庫博士の説を以て左の如き記事を掲載せり。

地豆于 白鳥博士は此國の疆域を次の如くに考定せられたり、曰く、北は陶爾珉河を以て、烏洛侯と接し、南は西喇木倫を以て、奚、契丹に連り、東は沙漠を隔てて高句麗の屬地たる扶餘、即ち今の長春、農安等の地と相臨み、興安嶺を以て、蠕蠕と土壤を接せしが如し、博士は又、地豆于是突厥碑文に見へた



る Tutabi の音譯なる可く、其住地の同一なるを其の存在の相近きにより、隋唐時代に馨、稱せられたる民族を同種なる可きを詳論せられたり。

地豆于の疆域は魏書の記事のみにては判然せざれども、白鳥博士は之を馨族と視して斯く推斷せられたる次第ならんか、而して魏書に失韋の西千餘里とある、失韋の本據が今日のチ、ハル地方なりと曰へば、之れより計りて西方の千餘里は斯く白鳥氏の説きたる地方に推定せらるるならんか、何に致せ、歴史地理上の權威者なる氏の説に敬意を表して其言に従ふことと爲せり、然れども地豆于の魏に朝貢したるは延興二年以來にして、宛も高祖孝文帝宏の時代に當れば、當時其の隣國に位置する蠕蠕族、又は庫莫奚族と何等かの交渉ある可き筈なれども、斯る形迹の嘗て見へざるは聊か不審なり、次に牛羊多く名馬を出すなどは契丹、庫莫奚と同一にて、牧畜時代の彼等としては別に奇とするに足らず、而して皮を衣服と爲すこと曰ふは、一に北方寒地の居なるが爲めなる可し、猶ほ此の種族に就ては馨族を併せ述ぶる方適當と考ふるに依り、左に之を紹介す可し。

馨民族 舊唐書一巻の百九十九下—馨傳に曰く。

馨は匈奴の別種なり、潢水の北に居る、又鮮卑の故地なり、其國京師の東北五千里に在り、東は靺鞨に接し、西は突厥に至り、南は契丹に至り、北は烏羅渾と地を接す、周二千里、四面山有りて、其の境を環繞す、人多く射獵を善くす、好んで赤皮を以て衣の縁に爲る、婦人は銅釧を貴ぶ、衣の襟の上下に小銅鈴を懸く、風俗略ぼ契丹と同じ、都倫紇斤部落四萬戸有り、勝兵萬餘人、貞觀三年、其の君長使を遣はして方物を貢す。

此の書に馨族を以て匈奴の別種と爲したるは、例の東胡、匈奴の接觸地なるが上、二族の雜糅、混和、區區の形迹あるが爲、斯く明記したる譯にはあらざるか、然れども其の西方は六朝時代に蠕蠕族の領土と爲り、又東方は室韋族、此處に居れり、而して南方は庫莫奚の占地なれば、三面全く右鮮卑族に包まれたるが上、馨の居地も亦た鮮卑の故地なれば、矢張り右を同族と見て不可なかる可し。

次に其の風俗中、赤皮を以て衣の縁に作り、又衣服の襟の上下に小銅鈴を懸る風習などは、最も面白く、又銅釧を喜ぶ事も、北族中の一例として大いに参考に資するに足れり、而して大體上の風俗が契丹と同じとあれば、右の風習は又契丹族の間にも行はれたり、見えて不可なからんか。

次に滿洲歴史地理一巻の一、四三六頁には次の如き記事あり。

室韋の南方には馨と云へる部族あり、後魏の頃、地豆于と呼ばれ、今日の洮兒河以南、西喇木倫以北の地に住し居たり、又馨は全く別種の部族にて、白馨と呼ばれたるものあり、これ回紇——回鹘——民族の一種にして、今日の外蒙古オルゴン河地方に住し居たるものたるが、唐書卷二百十七下は之を馨部と混同して、今日の西喇木倫地方に住したるものゝ如く記したるは誤れり。

右の文中なる唐書は即ち新唐書にて、其の記事は回鶻傳中の一部に屬せり、今參考の爲め、左に之を掲ぐ。

白馨は鮮卑の故地に居る、京師の東北五千里に直る、同羅、僕骨と接す、薛延陀、保臬、支水、冷陁山に避く、南は契丹、北は烏羅渾、東は靺鞨、西は拔野古地の圓裘二千里、山は其の外を繞る、勝兵萬人、射獵を業とす、赤皮の緣衣を以てす、婦は銅釧を貫く、子鈴を以て襟に綴る、云々。



古書中には稀に斯る混同誤謬を示すこゝあり、殊に其名の等しき類は尤も注意す可き點なる可し、故に參考上茲に掲ぐ。

二十一

烏洛侯國 黑龍江の上流地豆于の北方に居住したる種族を烏洛侯と曰ふ、此民族は室韋の十四部中に烏羅護部と呼べる一部ありて、一に之を烏羅渾とも稱したるが、魏書に所謂烏洛侯は即ち右に相當す可しとのこゝなり、此説恐らく適當ならんが、今右に對する本文を左に擧ぐ可し。  
魏書一百卷一烏洛侯國傳に曰く

烏洛侯國は地豆于の北に在り、代郡を去るこゝ四千五百餘里、其土下濕、霧氣多くして寒し、民冬は則ち地を穿ちて室を爲り、夏は則ち原阜に隨つて畜牧す、豕多し、穀麥有り、大君長なし、部落は莫弗皆世々之を爲む、其の俗繩髮、皮服、珠を以て飾り、民勇を尙ぶ、姦竊を爲さず、故に慢りに野積を藏して、而も寇盜なし、獵射を好み、樂に箜篌あり、木槽、革而して九弦を施す、其の國の西北に完水有り、東北流して難水に合す、其の地の小水は皆な難に注ぎて、東海に入る、又西北二十日行にして于己尼大水有り、所謂北海なり、世祖の眞君四年來朝す、其の國の西北に國家先帝の舊墟、石室有り、稱す、南北九十步、東西四十步、高さ七十尺、室に神靈有り、民多く祈請す、世祖中書侍郎李敞を遣はして告祭す、祝文を室の壁に刊して還る。

附言 烏洛侯傳は北史一巻の九十四一にも載すれども、此文と同一なり、而して他には舊唐書に記する所少し

く異なるを以て左に之を擧ぐ可し。

舊唐書一巻の百九十九下一烏羅渾傳に曰く

烏羅渾國は蓋し後魏の烏洛侯なり、今亦た之を烏羅護と謂ふ、其の國京師の東北六千三百里に在り、東は靺鞨と西は突厥と、南は契丹と、北は烏丸と接す、風俗は靺鞨と同じ、貞觀六年、其の君長使を遣はして、貂皮を獻ず焉。

右二書の中、魏書には烏洛侯の位置が、地豆于の北に在り、と書し、舊唐書には南は契丹と記して、地豆于を曰はず、勿論地豆于是唐代に響と稱したるが爲め、右を略したりとも認め得られざるにあらず、而も同書の響傳には矢張り北は烏羅渾と接すとあれば、直接地豆于と接觸し居たるこゝは明かなり。

次に其の土下濕云々は確かなる可く、而して冬は地を穿ちて室を爲り、とある、此室は恐らく縱穴なる可し、次に穀類ありとの記事は大に注意す可く、其の南方寄りの地豆于には五穀なくと記するに拘はず、其の北方の奥地に居る烏洛侯に穀類あるは、或は東方の室韋邊より流入したる譯か、次に風俗中繩髮とあるは、其の髮を繩の如くに編みたる可く、又皮服は無論獸皮ならんが、更に珠を以て飾り、と爲すとあるは、最北の民族中には珍らしき例なり、勿論我が北海道のアイヌにも婦女子は多く儀式上に玉飾りを用ゆるが爲め、北部民族に於ても實例はあれども、烏洛侯時代としては珍ます可く、又其の風習は恐らく婦女子間なる可し、又樂に箜篌ありと記するは、彼の漢式の優品にはあらずとすも、當時彼等の間に斯る樂器の行はれたるは寧ろ意外なり。

次の地理上に就ては、歴史地理家の説に讓る可きも、國の西北に國家先帝の舊墟、石室ありと曰へる



は一に托跋魏の先祖を指したるに相違なく、随つて托跋の本地が烏洛國(外の西北、即ち柔然蠕々の地方に在りたるを知る可く、而も其石室の高さ七十尺、南北九十步、東西四十步と曰ふ偉大なる高層建築に至りては實に驚く可きものと稱せざるを得ず、猶ほ斯る高層建築が當時の北方民族間に行はれたる事は、匈奴族に屬する高車、丁零の間にもあり、旁々必ずしも文化高度の民族に限らず、其の特性上嗜好の大なるものは他の模倣を待たず、自發的に充分造り得らるゝ實證に供し得可し、世には模倣説にのみ囚はれて、右以外に斯る事例を認めざる學者あれども、是等は寧ろ偏見者流なる可し、次に祝文を室の壁に刊す。あるは、即ち壁書の類なるが、當時最北の地に斯る紀念を留めたるは洵に床しき感を生ず。

次に舊唐書の東は靺鞨とあるは如何なる譯か、右は寧ろ室韋と見るが正當なる可し、併し此の地理説に就ては左に歴史家の記事を掲載す可し。

滿洲歴史地理—第一卷、三二八頁—南北朝時代の滿洲と題する文に曰く

魏書百、烏洛侯傳に曰く、烏洛侯國、在地豆于之北云々、其國西北有完水、東北流合于難水、今の云々、白鳥博士は舊唐書、卷百九、室韋傳及び烏羅渾傳の文を參考して、烏洛侯は唐代の烏羅渾、又は烏羅護と同じく、完水は舊唐書の望建河、又は望建河にして、今のアルゲン河を指すものなるが故に、烏洛侯國は嫩江の流域に據り、其の北部は黑龍江の南に及べるものなる可しと考定せられたり、魏書の于巴尼大水、一名北海は恐らくは今のバイカル湖ならん。

次に西は突厥とあるは恐らく突厥の盛時を指したるなる可く、又北は烏丸とあるは、六朝に入りて

の烏丸は大抵分散混化したれども、其一部の最北部に遁れたるもの尙ほ舊名を襲ひたるならんか、此名は往々北朝の史上に見えたり。

二十二

柔然蠕々族 元魏の時、其の朔方に盤据して常に魏國の北邊を侵犯し、數ば戰鬪を繰返したる民族を柔然と爲す、斯の一派は同じ鮮卑族より出でたる人民なれども、餘りに無智蒙昧なるが爲め、魏の世祖より蟲類視せられて之を蠕々と呼ばれたる由、魏書に載せたり、其説恐らく誤りならんが、何に致せ初めは柔然と稱して、次に蠕々の醜名を得たることは略ぼ確實なるが如し、此の民族は始めて魏書に載せられたれども、其の記事の長篇に渉るにも拘はらず、大抵戰鬪敗退の歴史多きにより、茲には次に見へたる南史の短篇を前載し、魏書は都合上、後に引用することとせり、之れ簡單に其の要領を知るに便なるのみならず、蠕々の風俗習慣等を記したる特徴あるを以てなり。

南史—卷の七十九—北狄の條に曰く

北狄の種類は寔に繁し、蠕々を大族と爲す、蓋し匈奴の別種なり、魏の南遷により、因て其地を擅にす、故に城郭なく、水草に随つて畜牧す、穹廬を以て居、爲す、辮髮、衣錦、小袖の袍、小口の袴、深く鞞を雍す、——鞞は此場合靴と見て可なり——其の地苦寒、七月流澌——澌は澌の誤寫なり、澌は流水也、あり——河に亘る、宋の昇明中、王洪軌を遣はして使せしむ、之を引て共に魏を謀る、齊の建元三年、洪軌始めて至る、是の歲使を通じ、力を併せて魏を攻めんことを求む、其の相國刑基、祗羅回表言す、京房



の讖に云く、卯金卒して草肅應ず、圖緯を歴観するに、宋を伐つ者は齊なりと、又師子皮の袴褶を献ず、其の國後に稍や侵弱、永明中丁零の爲めに破られて、更に小國と爲る、而して其の居を移す、梁の天監十四年使を遣はして馬貂裘を献ず、普通元年、又使を遣はして方物を献ず、是の後、數歳に一たび至る、大同七年、又馬一疋、金一斤を献ず、其の國能く術を以て天を祭る、而して風雪を致すの前後、日に對する、後、則ち泥濘横流す、故に其の戦ひ敗るれども、能く追ふこと莫し、或は中夏に於て之を爲せば、則ち雨ふる、こと能はず、其の故を問へば、蓋し暎を以てす、云ふ。——暎は暖、同じ温なり——。

南史は唐の李延壽の撰に係りて、宋齊梁陳等、南朝側の歴史を記載したるものなり、故に北狄蠕々の記事などは極めて簡略なれども、其の要領を得るには、却つて便利なるを覺ゆ、而して蠕々を匈奴の別種なりと曰へるは例の謬見ならんが、以下の記事は略ぼ正確と認めて不可ならん。

次に魏の南遷によりて其地を擅にするを得、これあれども、蠕々の魏と數ば戦ひたる最盛時は寧ろ世祖太武帝時代に屬して、其の南都に遷りたるは高祖孝文帝の時代なれば、寧ろ蠕々としては衰運に傾きたる頃なり、次に城郭なく、穹廬に居るは先づ普通とするも、其の辮髮風俗は變遷上、洵に面白きを感じ、何となれば漢代の東胡族たる烏桓鮮卑は凡て丸坊主の風習なりしに、何時しか後世、滿人風習の如き辮髮と爲り、一方托跋族の如きは漢族化と同時に總髮を畜へたるが、後年女眞の分身なる滿洲族の辮髮は一に源を蠕々に發生し居る事を知るに足れり、次に衣錦云々は錦製の小袖の袍、小口の袴を衣るこの意味にて、盛装の場合、斯る贅澤なる衣服を着けたるに似たり、勿論後掲の魏書に載するが如く、其の織物は魏國より給與の品ならんも、其の作風は純蠕々式に相違なく、隨つて小袖の袍は恐らく

滿洲服に見る儀式の外套と同一なる可く、又小口の袴は同じく婦人用のズボンに類する作ならん、而して其の袴は割合に長きが爲、靴を隠す位にまで達し居たるならんか、已に六朝時代の蠕々が斯る風俗を爲し居たりと謂へば、後世の滿洲風俗就中辮髮衣服等は思らく西方蠕々族の名残りを踏襲したるに相違なし、一説に滿族の辮髮と衣服とは彼の蒙古族が最盛時の風習を傳へたりとの傳説ありて、萬一右が眞實なりとすれば、蠕々の直系は蒙古に傳へ、蒙古は更に滿族に移したる次第なるが、此の系統と本源と兩つながら明とされば、其の土俗學上に大効果あること言を俟たず。

次に其地苦寒、七月に至りて河流に流水を絶たずとあるは當時の氣候状態上先づ當然と見て可ならんか、又南齊の建元三年に師子皮の袴褶を献ずとあるは北狄蠕々の位置としては寧ろ不思議の感あれども、其の獅子は南方若くは西方より得て、更に南齊に献じたる譯ならん、又其中の褶とあるは急就篇の注に。

褶、謂重衣之最在上者也、其形若袍、短身而廣袖、一曰左衽之袍也。

とある類を指すなる可し、右の解は時代の古き點より見て最も有益なるが、今日滿支人間に用ゆる外套上の半身外套とも稱す可き、外褂子？の類は確に古代の褶に相違なく、又其の起源は蠕々時代より行はれ居たることを推測し得可し、尙ほ左衽の袍とあるは當時の文化程度上有り得可き點なれども、要するに袍も矢張り外套なれば予は寧ろ急就篇の注を取らん、欲す、又類篇には袴褶、騎服とありて、之も適説と思はるゝも、前解古きに似たれば先づ採用したる次第なり、併し袴褶を一の熟字と見れば、後解却て可ならんか。



次に永明——此年號は二つありて、一は南齊武帝の年號、他は北魏の末年の年號なるが、本書は南史なるが爲め南齊の分たること疑ふ可からず——中丁零の爲めに破らるる事ある、丁零族は古く漢代に於て匈奴の最北地方に居り、六朝時代には之を高車と稱し、隋唐後は回紇と號したるが、古文献上にては、六朝に入りても猶ほ高車と呼ばずして、丁零の舊稱を襲ひたるものあり、されば當時は分派上新舊の別を生じたりと覺しく、而して其舊派は依然丁零名をのみ用ひたりと見えたり、又此丁零が蠕々に隣接し居たることは右の記事にて略ぼ之を判斷し得可し、又大同——梁の武帝の年號——七年に名馬と共に金一斤を獻ずとあるは注目す可く、當時蠕々の地域内より砂金にても採集し居たることは確かなり。

次に風雪前、晴天後は泥濘横流す事あるは所謂雪解けの状態ならんが、斯る例は現に滿洲地方に於ても見る所、斯る際に車行の困難なることは實に名狀す可からず、顧ふに彼の高車族が多く、高車族の車を發明したるも、一に實地上の必要に迫られたる結果なる可し、以下更に魏書の條を抜記して前文の欠を補ふ可し。

魏書—卷の百三—蠕々の條に曰く

蠕蠕は東胡の苗裔なり、姓は郁久闐氏、始め神元の末掠騎に一奴の髮始齊眉なるを得る有り、本の姓名を忘る、其主之に字して、木骨閭と曰ふ、木骨閭は首禿なり、木骨閭と郁久闐と聲相ひ近し故に後の子孫因て以て氏と爲す、木骨閭既に壯なり、奴を免れて騎卒と爲る、穆帝の時期に後るゝに坐して、斬に當る、亡げて廣漠、溪谷の間に匿る、逋逃を收合して、百餘人を得たり、純突隣部に依る、木骨閭死す、

子、車鹿會雄健、始めて部衆有り、自ら柔然と號す、而して國に役屬す、後に世祖其の無知の狀、蟲に類するを以て、故に其の號を改めて蠕々と爲す、車鹿會既に部帥と爲る、歲に馬畜、貂、豹皮を貢す、冬は則ち徙りて漠南に度り、夏は則ち還て漠北に居る、車鹿會死す、中略地粟、袁死す、其部分れて二と爲る、地粟袁の長子、匹候跋、父に繼で東邊に居る、次子、纒紇提、是別に西邊に居る、昭成崩るに及んで、纒紇提、衛辰に附て我に貳あり、登國中を討つ、蠕々の移部遁走す、之を追ふて大磧の南、牀山下に及び、大に之を破る、其の半部を虜にす、匹候跋及び部帥、屋擊各々餘落を收めて遁走す、長孫嵩及び長孫肥を遣はして之を追ふて磧を渡る、嵩、平望山に至りて、大に屋擊を破りて之を禽にす、斬て以て徇ふ、肥は涿邪山に至り、匹候跋に及ぶ、跋落を擧げて降を請ふ、中略温紇提西に遁れて、將に衛辰に歸せん、嵩、太祖之を追ひて跋、那山に至る、纒紇提復た降る、太祖撫慰すること舊の如し、中略社崙即ち一纒の長子なり、遠く漠北に通れ、高車を侵して深く其の地に入る、遂に諸部を并せ、凶勢益々振ふ、北、弱洛水に徙り、始めて軍法を立て、千人を軍と爲し、軍に將一人を置く、百人を幢と爲し、幢には帥一人を置く、先登の者は賜ふに虜獲を以てす、退儒の者は石を以て首を撃て之を殺す、或は時に臨で捶撻す、文記なし、將帥は羊屎を以て粗ぼ兵數を計る、後頗る刻木を知りて記を爲る、其の西北に匈奴の餘種あり、國最も富彊、部帥を拔也、稽三日、兵を擧げて社崙を撃つ、社崙根河に逆戰して大に之を破る、後盡く社崙の爲めに併せらる、號して疆盛と爲る、水草に隨つて畜牧す、其西は則ち焉耆の地、東は則ち朝鮮の地、北は則ち沙漠を渡り、瀚海を窮め、南は則ち大磧に臨む、其の常に會する所の庭は則ち敦煌、張掖の北なり、小國は皆な其の寇抄に苦む、羈縻して之に附く、是に於て自ら丘豆伐可汗と號す、丘豆伐は猶ほ



魏言の駕馭開張の如きなり、可汗は猶ほ魏言の皇帝の如きなり、蠕々の俗は君及び大臣、其の行能に因て即ち稱號を爲す、こゝ中國の諡を立つるが如し、既に死するの後は復た追稱せず、太祖尙書崔立伯に謂て曰く、蠕々の人は昔來る時、號して頑嚚を爲す、毎に來りて抄掠し、牦牛に駕して奔道す、犍牛を驅つて之に隨へば、牦牛は伏して前む、こゝ能はず、異部の人、其の犍牛を以て之に易ん、こゝを教ゆる者あり、蠕々の曰く、其の母すら尙ほ行く、こゝ能はず、而るを況んや、其の子をや、こゝ不易に終り、遂に敵の爲めに虜せらる、今社崙中國の立法を學び、戰陳を置く、卒に邊害を爲す、道家の言く、聖人生じて、大盜起る、信なり、(中略)

初め高車の叱洛侯なる者、其の渠帥に叛し、社崙を導て諸部落を破る、社崙之を德して以て大人を爲す、步鹿眞社崙の子、社崙と共に叱洛侯の家に至りて、其の少妻を嬌す、少妻步鹿眞に、叱洛侯の大檀を擧げて、主を爲さん、こゝ欲し、大檀の金の馬勒を遣り、信を爲すを告ぐ、步鹿眞之を聞き、歸りて八千騎を發し、往て叱洛侯を圍む、叱洛侯其の珍寶を焚き、自刎して死す、步鹿眞、つひに大檀を掩ふ、大檀軍を發して、步鹿眞及び社崙を執へて之を絞殺す、乃ち自立す、大檀は社崙の季父僕渾の子なり、(中略)始光元年の秋、乃ち雲中に寇す、世祖親く之を討つ、三日、二夜、雲中に至る、大檀の騎、世祖を圍む、こゝ五十餘重騎馬首に通る、相次ぐ、こゝ堵の如し、士卒大に懼る、世祖顔色自若たり、衆情乃ち安し、(中略)神嘉三年五月、世祖復た蠕々を征す、――沙漠の南に次り、輜重を捨て、輕くして之を襲ふて、栗水に至る、大檀の衆西奔す、弟四黎先典の東落將に大檀に赴かん、こゝす、翰の軍に遇ふ、翰騎を縱ちて之を撃ち、其の大人數百を殺す、大檀之を聞て震怖す、其の族黨を將ひ、盧舍を焚燒し、跡を絶て西走す、至る所を知る

莫し、是に於て國落四散し、山谷に竄伏し、畜産野に布き、人の收め視るものなし、世祖、栗水に緣て西行し、漢の將寶憲の故壘を過ぐ、六月、車駕兎園水に次す、平城を去る、こゝ三千七百里、軍を分ちて搜討す、東は瀚海に至り、西は張掖水に接し、燕然山を渡る、東西五千餘里、南北三千里、高車の諸部、大檀の種類を殺し、前後歸降するもの三十餘萬、俘獲の首虜及び我馬百餘萬匹、八月、世祖東部の高車已尼陂に屯し、人畜甚だ衆きを聞き、官軍を去る、こゝ千餘里なるも、遂に左僕射安原等を遣はし、往て之を討ず、已尼陂に暨んで高車の諸部軍を望んで降る者數十萬、大檀の部落衰弱し、因て疾を發して死す、(中略)天延四年、車駕五原に幸し、遂に之を征す、(中略)車駕浚稽より北天山に向ひ、西白阜に登り、石に刻して行を記す、蠕々を見ずして還る、時に漠北大旱、水草なし、軍馬多く死す、車駕西沮渠、牧犍を伐つ、(中略)太安四年、車駕北征す、騎十萬、車十五萬、兩旗千里、遂に大漠を渡る、吐賀眞遠く遁れ、其莫弗、烏朱駕、頽衆數千、落を率ひて來り降る、乃ち石に刊して功を記して還る、(中略)顯祖――精兵五千人を選みて、戰ひを挑み、多く奇兵を設けて、以て之を惑はす、虜衆奔潰す、北を逐ふ、こゝ三十餘里、斬首五萬級、降る者萬餘人、我馬器械稱計す可からず、旬有九日、往返六千餘里、女水を改めて武川、こゝ曰ひ、遂に北征の頌を作り、石に刊して功を紀す、(中略)大和元年四月、莫河去、汾比拔等を遣はし、來りて良馬貂裘を獻ず、比拔等稱す、伏て承るに、天朝の珍寶、華麗甚し、積で之を一觀せん、こゝを求む、乃ち有司に勅し、御府の珍玩、金玉、文繡、器物、御厩の文馬、奇禽、異獸、及び人間宜しく用ゆ可き所の者を出して之を京肆に列し、其れをして歴觀せしむ、比拔之を見て、自ら相謂て曰く、大國の富麗、一生未だ見ざる所なり、(中略)永平四年九月、醜奴、沙門、洪宣を遣はして、珠像を奉獻す、(中略)神龜二年正月、阿那瓌等五十四人辭を請ふ、肅宗西堂



に臨みて阿那瓌及び其の伯叔兄弟五人を引見し階に升して坐を賜ふ中書令舍人穆弼を遣はして宜勞す阿那瓌等拜辭す詔して阿那瓌に細明光人馬鎧二具鐵人馬鎧六具露絲銀纏梁二張并に白毼赤漆槩十張并に白毼黑漆槩十張并に幡露絲弓二張并に箭朱漆柘弓六張并に箭黑漆弓十張并に箭赤漆楯六幡并に刀黑漆楯六幡并に刀赤漆鼓角二十具五色の錦被二領黃紬の被褥三十具私府の繡袍一領并に帽内面は緋の納襖一領緋の袍二十領并に帽内面は雜綵千段緋納小口の袴褶一具内中宛具紫納大口の袴褶一具内中宛具百子帳十八具黃布の幕六張新乾飯一百石麥麩八椀麩五石銅の烏鎗四枚柔鐵烏鎗二枚各々二斛を受く黑漆の竹楹四枚各々五升を受く婢二口父草馬五百匹駝百二十頭犂牛一百頭羊五千口朱醬の盤器十合粟二十萬石鎮に至りて之を給す。

神龜三年十二月阿那瓌上表して粟を乞ふ以て田種を爲ん詔して萬石を給す(中略)

二十三

魏書の蠕々解 魏書には蠕々を東胡の苗裔なりと記せり之れ恐らく正解なる可し然るに後代の南史が却つて匈奴の別種と稱したるは南傳の誤りならんか次に其祖木骨閭は首禿なりとありて禿は説文に無髮とあれば彼の東胡族本來の風習なる坊主頭を謂へるなる可し次に穆帝の時とあるは魏の太祖拓跋珪に先つ事六代の祖猗盧の時にて案外に古し次に初名柔然の種族號は木骨閭の子車鹿會の時代に屬し且つ自稱に出づとあれども其の意味の不明なるは遺憾なり次に蠕々名は一に世祖が其の無智の状態蟲類に等しと見て特に醜名を附したりとの言なれども此の説頗る疑はし何となれば蠕々は太祖拓跋以來數ば魏と戰ひて多くは敗績したるが如く記せども右は魏國側の文なれ

ば盡くは信ず可からず爾來魏國背後地の北方に大害を爲すこと數世宛も慕容氏に對する宇文族と相似たり元來是等の諸族は凡て東胡就中鮮卑より出でたる小分派なるが爲め日は一種の同志撃ちに類すれども慕容氏魏氏の如く夙に南方に居て漢文化に染みたるものは早くより文明に進み又北方漢民族に接近せざるものは所謂生蕃の地位を蟬脱すること能はず依然舊風を保ちたることは之れ自然の狀勢上免れざる所なりと雖も其の慄悍強暴なる點は寧ろ南住者以上なる可く隨つて蠕々は絶へず魏國を犯したる次第ならんが一方魏國よりすれば實に繁累に絶へず其爲め南進を妨げらるゝ所より之を最惡視する結果遂に蠕々なぞと曰へる名稱を興へたるならん此の蠕字は原意蠢動の貌ちなれども日本流に言へば宛もウジ虫の稱に似たり併しながら事實魏國は數萬の兵を動かして天子親ら征伐するを例とすれば決してウジ虫位に取扱ふ譯には行かず其實大に閉口し居たるに相違なし故に惡しみの極命名したることは殆んど疑ふ可からず。

次に地粟袁は車鹿會の玄孫なるが斯る歴代の系統順序は今一々記載の違なきを以て省略して他を曰んに登國中とある此の年號は即ち太祖拓跋珪の時代に屬し之を追ふて大磧の南牀山下に及ぶとある此の大磧は即ち大漠と同一にして蒙古の大沙漠を曰ひ牀山は其の位置不明なれども右大沙漠の南方に存在する山岳に似たり而して次に磧を渡るにあれば之を越へて更に北進したるものか。次に涿邪山とあるは外蒙古の西部に存する山名にて古く漢代に知られたるもの、如く又跋那山とあるも願ふに同一地方の山名なる可し次に高車とあるは既に前條に説くが如く漢代丁零の變名なるが社崙の時には此の方面をも廣く占領したるもの、如し又當時社崙は軍法を立て軍政を定め



たる有様なれば、其の漸次に進歩し來れることは確實なり、又百人を憧<sup>○</sup>、<sup>○</sup>爲す<sup>○</sup>、<sup>○</sup>ある<sup>○</sup>、<sup>○</sup>憧<sup>○</sup>字は即ち幡<sup>○</sup>、<sup>○</sup>憧<sup>○</sup>の熟字に示すが如く、全く、<sup>○</sup>旗<sup>○</sup>の義なるが爲、百人<sup>○</sup>、<sup>○</sup>旗<sup>○</sup>の下に集る規定を立てたるが如し、又退<sup>○</sup>、<sup>○</sup>儒<sup>○</sup>者は石<sup>○</sup>を以て頭<sup>○</sup>を撃ちて殺す<sup>○</sup>、<sup>○</sup>あるは恐らく古風の習慣に出で、或は石器時代の遺風にあらずや、<sup>○</sup>も考へ得らるゝなり、又將帥は羊<sup>○</sup>、<sup>○</sup>屎<sup>○</sup>を以て粗<sup>○</sup>、<sup>○</sup>兵<sup>○</sup>數を計る<sup>○</sup>、<sup>○</sup>あるは一に文記なきが爲めなれども、其の屎字は糞<sup>○</sup>、<sup>○</sup>同一にて羊<sup>○</sup>、<sup>○</sup>糞<sup>○</sup>が兎に似て固く且つ丸きが爲め、探て以て計數の要に供したるなる可し、併し其のこゝ極めて幼稚なるは洵に面白し、謂ふ可し、尋で刻<sup>○</sup>、<sup>○</sup>木<sup>○</sup>の風を生じたる有様なるが、之れぞ文字發生の第一期若くは第二期に屬す可く、爰に至りて文化の發展稍や速かならん、<sup>○</sup>する傾向を示すものなり、次に蠕<sup>○</sup>、<sup>○</sup>々の西北に匈奴の餘種あり、國最も富強あるは、彼の高車丁零は異りて、純匈奴の撃ち漏されか、或は南進者の取殘されか、二者中孰れかに屬するなる可し、而して蠕<sup>○</sup>、<sup>○</sup>々の君長社崙は之に戰つて大勝し、遂に其の地を占領して、疆盛<sup>○</sup>、<sup>○</sup>爲るゝあれば、確に富裕の民族たりしに相違なし。

次に右の民族と土地との占領後、其の西方は焉<sup>○</sup>、<sup>○</sup>者に接近したり、この事なるが、此の焉<sup>○</sup>、<sup>○</sup>者は即ち西域中の一國にて、辭源中に左の如く記せり。

焉<sup>○</sup>、<sup>○</sup>者 漢唐西域國名、土名、喀喇沙爾、在新疆大裕勒都斯河之中央、唐書謂焉<sup>○</sup>、<sup>○</sup>者國都城四面大山海水繞其外、今縣城形勢猶昔。

蠕<sup>○</sup>、<sup>○</sup>々の國境が已に焉<sup>○</sup>、<sup>○</sup>者の地、即ち今日の新疆省にまで到達するを見れば、如何に強大なりしかを知らるに足らん、況んや東方は朝鮮の地——此の朝鮮は今半島を指すにあらずして、滿洲の東部に割據したる高句麗を指すにあらずや、<sup>○</sup>推測す——又北は沙漠を渡りて瀚海を窮め、<sup>○</sup>ありて、普通瀚海は

大沙漠を指せども、此の場合には更にシベリアの地域を意味するものゝ如し、今地名大辭典を按ずるに瀚海の條に對して次の如く曰へり。

按ずるに、瀚海は本西伯里亞の貝加爾湖を指す、群鳥解羽の大澤を言ふなり、史記の驃騎傳の注證す可し。

又南は大磧に臨む、<sup>○</sup>あるは、其の解已に前述の如し、而して其の常に會する所の庭は則ち敦<sup>○</sup>、<sup>○</sup>煌<sup>○</sup>、<sup>○</sup>張<sup>○</sup>、<sup>○</sup>掖<sup>○</sup>の北なり、<sup>○</sup>あれば、實に堂々たる一大強國なりしを知るに足れり。

次に自ら丘<sup>○</sup>、<sup>○</sup>豆<sup>○</sup>、<sup>○</sup>伐<sup>○</sup>、<sup>○</sup>可<sup>○</sup>、<sup>○</sup>汗<sup>○</sup>、<sup>○</sup>と號す、魏言の駕<sup>○</sup>、<sup>○</sup>駁<sup>○</sup>、<sup>○</sup>開<sup>○</sup>、<sup>○</sup>張<sup>○</sup>の如きなり、<sup>○</sup>あるは所謂開<sup>○</sup>、<sup>○</sup>國<sup>○</sup>、<sup>○</sup>土<sup>○</sup>、<sup>○</sup>王<sup>○</sup>の意味、<sup>○</sup>略ぼ相似たるものならん、又君王大臣の職名は其人の行能に基く、<sup>○</sup>あれば、即ち勇<sup>○</sup>、<sup>○</sup>武<sup>○</sup>、<sup>○</sup>か、<sup>○</sup>溫<sup>○</sup>、<sup>○</sup>順<sup>○</sup>、<sup>○</sup>か、<sup>○</sup>又は才<sup>○</sup>、<sup>○</sup>智<sup>○</sup>、<sup>○</sup>煥<sup>○</sup>發<sup>○</sup>、<sup>○</sup>か、<sup>○</sup>敏<sup>○</sup>、<sup>○</sup>捷<sup>○</sup>、<sup>○</sup>か、<sup>○</sup>曰<sup>○</sup>、<sup>○</sup>へる意義名を用ひたるが如し。

又犂牛に駕し、<sup>○</sup>ある犂は廣韻に牝牛、<sup>○</sup>あれば雌牛を指したる次第にて、抄掠の際、斯る牝牛を撰びて乗りたるものか、次に聖人生じて大盜起る、<sup>○</sup>あるは即ち莊子の語を指す譯なるが、社崙は此の大盜の如し、この意義を謂へるなり。

次に叱洛侯、步鹿真、大檀等の關係は別に詳記する必要なきも、步鹿真是社崙の姪にて、社崙の死するや、其子度拔年少の爲め、部衆崙の弟解律を立て、<sup>○</sup>可汗<sup>○</sup>、<sup>○</sup>爲したるに、律の長兄の子、步鹿真、大臣樹黎、<sup>○</sup>謀て律を殺し、<sup>○</sup>已れ代りて王<sup>○</sup>、<sup>○</sup>爲り、樹黎に其政權を委したる爲め、叱洛侯は社崙以來の恩義上、眞の所置を惡み、社崙の季父、僕渾の子、大檀を立てん、<sup>○</sup>欲して懇親を圖り、<sup>○</sup>已れ意中の信實を表せんが爲め、金の馬勒を贈りたる次第なるが、要するに勒は轡のこゝなれば、金製の轡を遣りたるこゝ確實、<sup>○</sup>曰ふ可



く、而して步鹿眞が之を聞きて吐洛侯を攻圍せし所より、侯は敵せず見て自刎して死したるも、當時珍寶類を焚きたりとの記事は注意す可し、何となれば、蠕々は同民族たる托跋魏にすら虫けらの如く取扱はれたりと曰ふにも拘はらず、實際上の文化は純金製の轡をも用ひ又は珍寶をも襲藏する程度に在りし以上は、決して之を野蠻視すること能はず、其の上流者は案外進歩し居たること疑ふ可からず、併し乍ら此の大檀時代に魏の世祖の大討伐を受け、國落四散し、畜類野に布き、人の收め視る者なしとあるが如く、非常なる大打撃を被り、其の魏に降る者三十餘萬、俘獲の首、廣戎馬以下百餘萬、西に曰ふに至りては、實に驚くの外なく、蠕々族の衰微略ぼ想見するに足れり、爾來世祖の北征するや、石に刻して功を紀すること殆んど常例と爲れり、當時の碑石は未だ世に出でたる由を聞かざれども、將來の發見なしとは曰ふ可からず、故に列擧して參考に供せり。

次に注意す可きは、大和二年、比拔等の來りて、魏の寶物拜觀を爲したる條なるが、此こそ本紀になくして、斯に出でたるは、如何に魏國の文化が進み居たるかを知るに就て大なる參考資料に供し得可し、唯だ恨むらくは、其の細目なし、然るに神龜二年、正月、蠕々の正使に諸物を賜ふ文ありて、之れには一々品名を記せり、而して御物は無論夫れ以上の珍品ならんが、彼れ是れを併せ考ふれば、其益する所鮮少にあらざる可し、今其の賜物に就て一二の要點を申述べ可し。

細明光人馬、鐵人馬、鐵等の詳細は今日固より不明なれども、明光鎧と稱するものは彼の高句麗百濟等の間に行はれたる事、古文献に載せ、又其の甲冑は恐らく高句麗古墳の壁畫に見る形狀と大差なかる可く、而して其の本源は實に魏國に行はれたる六朝式より出でたるものならん、されば此の文のを知るに足る可し。

次に露絲銀、經梁、白眊、赤漆、梁、白眊、黑漆、梁、なごある梁は、説文に「矛也、亦作、稍、」ありて、ホコの類なるが、通俗文には「矛、長丈八、謂之、梁、」あり、又魏書「卷の五十八」の「楊津傳に、不畏、利、梁、堅、城、唯、畏、楊、公、鐵、星、」あり、猶ほ古くは魏の曹操が、吳を征する時、横、梁、賦、詩、例もあり、顧ふに其の武器は古く漢族間に行はれたるものを托跋魏にても襲ひたる次第ならんか、而して露絲銀、經、あるは柄卷の糸を現はし、夫れに銀、裝飾を施したる作なる可く、又白眊、赤漆、ある眊字は説文に「目少精也、一曰、不明貌、」さあり、又孟子に「胸中不正、則、眸子、眊焉、」あり、又漢書、息夫躬傳に「曠、眊、不、知、所、爲、」なごありて、白色の極めて淡くして、且赤漆塗り柄附の矛に相違なく、次の白眊、黑漆、梁、は單に同式の黑漆塗りと覺しく、其外弓、箭、楯、刀、劍、鼓、角、等皆な右に準じたる漆塗りならんが、當時の武器は其利刃の金屬以外、凡て漆塗りと爲したるは、洵に面白き例と謂ふ可し、猶ほ此書の高車傳には、赤漆扇五枚、なごあれば、武器以外にも漆塗りの品は多かりしならんが、併し斯る記事が本紀の條に欠けて、夷狄の傳中に載せられたるは一種の拾ひ物とも稱し得可し、次に五色の錦被、黃紉の被褥、あるは俱に寢具なるが、錦は追がに貴かりしと見へて、僅に二領を與ふるに過ぎざりし、以下、繡袍、緋の納襖、其他は凡て織物の類なるが、北魏は多數の待女を宮中の尙方に置き、皆な機を與へて自ら織らしめたりとあれば、右の賜物織の種類も恐らく同國製の品なる可し。



次に新乾飯以下は皆な食物にて、是等は當時魏人間に於ても常食に供したるに相違なく次に銅の鳥鎗コウシヤウある鎗は一に温器オンキの解を見れども辭源には

小釜也晋書釜釜銚鑿鎗皆民間之急用也。

さあるが如く六朝時代民間使用の小釜コシヤウと覺しければ之を食物に添へて蠕々に與へたりと見へたり、以下は別解を要せざれば之を省略す。

附 芮々族

芮々族のこゝは南朝側の歴史即ち宋書齊書梁書等に見えたるが更に北朝側の文獻周書隋書等には之を茹々ニョニョと記載せり而も共に類似の音に従つて文字を當てたる譯にして元來は柔然の一名より轉訛し來れりニョニョは方壯猷の韃靼起源考に論ずる所なり此説恐らくは當れるならんが初め自ら稱して柔然ニョニョと曰ひ尋で芮々ニョニョと稱し又茹々ニョニョと云ふ以上は彼の蠕々ニョニョ名も矢張り同音の借字ならんが唯だ斯る醜惡の文字を撰みたるは顧ふに魏國の柔然を憎惡する結果と稱せざるを得ず而して芮々蠕々ニョニョ同一説は古文献上之を明記せず又其の種族の根本も不同なりと雖も略ぼ同一民族と認めらるゝを以て左に一二の舊記を擧げて參考に供す可し。

宋書——卷の九十五——索虜の條に曰く

芮々虜は其の故地を有す蓋し漢の世の匈奴の北庭なり芮々は一に大檀ニョニョと號す又檀ニョニョと號す亦た匈奴の別種なり西路より京師に通ず三萬餘里僭して大號を稱す部衆殷強歲時使を遣はして京師に詣る中國に充禮す西域の諸國焉者鄯善龜茲姑墨東道の諸國竝に之に役屬す城郭なく水草を逐

ふて畜牧す氈帳を以て居ニョニョ爲す隨所に遷徙す其の土地深山ニョニョなれば則ち夏ニョニョに當りても平地に積雪す則ち極望數千里野に青草なく地氣寒涼馬牛ニョニョ枯草を齧み雪を噉ひて自然に肥健す國政疎簡文書を識らず刻木ニョニョ以て事を記す其の後漸く書契を知る今に至りて頗る學者あり北海ニョニョを去るこゝ千餘里ニョニョ丁零ニョニョと相接す常に南索虜——即ち托跋魏を指す——を撃ち世々仇讐を爲す故に朝廷毎に之を羈縻す其の東に槃ニョニョ國趙昌國あり流沙を渡るこゝ萬里又粟特國あり太祖の世竝に表を奉して貢獻す粟特は大明中使を遣はして生獅子ニョニョ火浣布ニョニョ汗血馬を獻す道中寇に遇ふて之を失ふ。右の記する所は前掲の南史魏書等と併せ見て互ひに其の欠略を補ふに足らんか又文中の生獅子ニョニョを獻すとあるは南史に所謂師子皮の袴褶ニョニョは自づから別なるに似たり。

南齊書——卷の五十九——芮々虜の條に曰く

芮々虜は塞外の雜胡ニョニョなり編髮左衽晋の世什翼珪塞内に入りて後芮々水草を逐ふて盡く匈奴の故庭を有す威西域を服す土氣早寒居る所穹廬氈帳ニョニョを爲り刻木事を記す文書を識らず馬畜丁肥種衆殷盛常に魏虜ニョニョと讐敵を爲す其の國相希利聖星算數術を解す胡漢の語に通ず常に言く南方當に姓齊ニョニョと名くる者ある可し當に興る可し昇明二年太祖政を輔く驍騎將軍王洪軌を遣はして芮々に使ひせしめ期を剋して共に魏虜を伐つ建元々々八月芮々の主三十萬騎を發して南侵す平城を去るこゝ七百里魏虜拒守して敢へて戰はず云々。宋書には芮々を匈奴の別種なりと曰ひ南齊書には之を雜胡ニョニョと記す後者恐らく適當なる可し。



契丹族 東胡族の最後を飾るに共に、其の民族の子孫を消滅せしめたるものを契丹族と爲す此の民族の名稱を變遷は暫く措き、其の由來を文化に就ては、予が嘗て滿蒙誌上に記載したる分世人の理解に便なる可きを信じて左に之を掲載す。

1

遼族の遠祖は周代の東胡であるが、漢初に及んで、匈奴の冒頓單于に撃破せられ、茲に烏桓、鮮卑の二派に分岐したが、爾後其の鮮卑が更に數派に別れて遼族其の他を爲つたことは、大抵東洋史家の説く所である、而して遼民族のことは六朝の元魏時代より史上に散見するから、由來は案外古きを知られども、併し最初は自ら契丹と號したる爲め、其の名稱上には必ずや相當の意義ある可しと思へども、今日に於ては判然せぬ。

附言 爾後燕京學報、第十三期を見るに馮家昇君の「契丹名號考釋」と題する文あるを知れり、故に以下右を抄出して參考に供すべし。

馮説の文は頗る長篇の上、又該博を極む、然れども契丹の名稱に關する歸着點は彼の遼史拾遺に金の太祖實錄を引て

遼以鎖鐵爲國號、鎖鐵雖堅、終有鎖壞云々。

と記載し、又他の諸書は大抵此の説を襲へども、右は全くの誤りに出で、實は契丹と稱する原義が鎖鐵に當り、遼の名稱は一に水名なりとの點を論定したる譯なり、尙ほ斯る語釋に就ては我邦の白鳥庫吉博士、又は西人の間に於ても略ぼ類似の説を唱へたる者あり、而も右は依然として遼字に對す

る鎖鐵説か、或は現在の蒙古語を幾變轉せしめて後、類音の語を當つる譯なれば聊か物足らぬ感じあり、而して馮説は右の點に關して斯る憾みなく、寧ろ徹底的の所あれば、先づ諸學者の諸説中に於ける白眉と稱す可きか、故に掲げて以て參考に供せり。

いま此の契丹族に就て、其の起源上の古傳を按ずるに、遼史地理志——卷の三十七——には次の如く記して居る。

相傳ふ、神人有り、白馬に乗りて、馬孟山より、土河に浮びて東す。天女有り、青牛の車に駕して、平地の松林より、潢河に泛びて下り、木葉山(下)の二水合流の所に至り、相遇ふて配遇を爲し、八子を生む、其の後、族屬漸く盛んなり、分れて八部と爲る、行軍及び春秋の時の祭り毎に、必ず白馬、青牛を用ふるは本を忘れざるを示すなり。

又契丹國志——契丹國初興本末の條——には次の如く記載す。

地に二水有り、中略、木葉山に至り、合流して一と爲る、古昔相傳ふ、男子有り、自馬に乘じ、土河に浮びて下る、復た一婦人あり、小車に乗り、灰色の牛に駕し、潢河に浮びて下り、木葉の山に遇ひ、合流の水を顧みて、與に夫婦と爲る、此れ其の始祖なり、是に八子を生み、各々分地に居る、八部と號す、一を祖——又徂に作る——皆利部と曰ひ、二を一室活部と曰ひ、三を實活部と曰ひ、四を納尾部と曰ひ、五を頻没部と曰ひ、六を内會鷄部と曰ひ、七を集解部と曰ひ、八を奚嗶部と曰ふ、遺像——始祖及び八子——を木葉山に立つ、後人之を祭るに必ず白馬を刑し、灰牛を殺すは、其の始て來る時の物を用ふるなり。



右の二書中、土河ミあるは、即ち今日の所謂老哈河にて、遼河の上流中、その南方に位するものを指し、又潢河ミあるは、即ちシラムレン——西喇木倫河——に當り、其の北方に位する本流を指せり、而して二水合流の箇所は開魯の西方ドブール廟の邊に當り、此所に木葉山あるが爲め、大清一統志には次の如く記して居る。

老河の潢河に合する處は、翁牛特の左翼にして、其の界を接す、木葉山は當に其の旁らに在る可し。今日滿洲國の行政區劃に於ては、興安省に屬すれども、舊時は熱河管内に當つて居る。

次に遼史には、男を神人ミ記し、女を天女ミ書して居るが、此の分、或は初傳の儘にはあらざるか、又遼史の青牛ミあるを、國志には灰色ミ記して居るが、歸する所は水牛皮のセメント色を指すにはあらざるか、此の灰色なるものは、後年、蒙古族の間に於て尊貴色に充當せられ、従つて其の古傳上にも顯はれて居るが、起源は遠く契丹の初期に發生したものと思はれる、次に遼史の松林ミあるは、國史の圖に松林數千里ミ記したる大森林を指し、遼史——卷の三十二——太宗紀の天顯十二年の條には

夏四月甲申地震、幸平地松林、觀黃水源。

とあるものに相當し、當時東蒙地帯には、松樹の大森林、數千里に涉り居たることは、尙ほ他書にも散見せり、されば此の地方の居民が、右を神聖視するは無論のこと、其の觀念は、聽て古傳中にも現はる結果を示した譯であらう。

次に遼史には、單に八部ミのみ記して、個別名を載せざれども、國志には之を記するにより、其の缺

を補ふ意味に於て、茲に列舉した次第である。

以上の古傳に依りて、契丹民族の起源地が、那邊に存在したるやは、略ぼ推測し得られた譯であるが、他方には、又別所居住の如くに記載する例もあれば、夫れ等は、後段に申述べることにする。

2

契丹國志の古傳には、前條の續きに、又左の如き記事を載せて居る。

後に一主あり、號して廼呵ミ曰ふ、此の主、特に一鬮體のみ、穹廬中に在りて、之を覆ふに氈を以てす、人見ることを得ず、國に大事あれば、則ち白馬、灰牛を殺して、以て祭るに、始て人形に變じ、出で、事を視る、已めば、即ち穹廬に入りて、復た鬮體ミ爲る、因て國人竊かに之を視れば、其の所在を失ふ、復た一主あり、號して喝ミ——一に喝に作る——呵ミ曰ふ、野猪の頭を戴き、猪皮を披きて、穹廬中に居る、事あれば、則ち出で、退けば、復た穹廬に入る、こと故の如し、後に其の妻、其の猪皮を竊むに、因て、其の夫を失ふ、如く所を知るもの莫し、次に復た一主あり、號して晝里昏呵ミ曰ふ、惟だ羊を養ふ、こと二十口、日に十九を食ひて、其の一を留む、次日復た二十口有り、日々之の如くす、是の三主者、は皆な國を治むるの能名ありて、餘は稱するに足る者なし。

斯の三呵者は何者なるか、又如何にして、此の古傳を生じたるか、その點は審かならず、然れども、國家創成の際には、必ず幾人かの俊傑あり、又能者ありて、其の成立を援くるものなり、故に或は斯る功臣傳が、蠻界の爲、右の如き類に變じたるには、あらざるか、今前傳を按ずるに、第一の鬮體者は、帷幕の功臣、第二の野猪戴冠者は、武功の臣、第三の牧養者は、兵糧、兵站に長じたるものを指すには、あらざるか、



何に致せ、前に夫婦相會して八部の祖を生み、次に三呵者を傳ふるを見れば、先づ斯く解釋するを以て穩當と爲すやに似たり。

以上は全くの古傳なるが、其の民族の居地に就ては、前條の如くラオハ、シラムレン兩河の合流點を中心と爲したるやの觀がある、然るに契丹國志——卷の二十三——國土、風俗の條には次の如く記して居る。

契丹は庫莫奚の東に在り、唐の所謂黑水靺鞨なる者其の地なり、七十二部有りて相制せず、云々。右の文中なる庫莫奚と稱する民族は矢張り、舊東胡の一派にして、晋の時代、鮮卑が遼西に居たる折、同族中の雄者、慕容晃の爲に擊破せられ、其の族散じて宇文氏と爲り、庫莫奚と爲り、契丹と爲りたるも、六朝の北魏以後は主として熱河殊に舊承德府管内を中心として住居したる民族なるが爲め、契丹は寧ろ其の北に當つて、東方にはあらず、又假りに庫莫奚が承德管内の北部に展びて、契丹が二水合流地より南に下り、其の爲め、之を東と曰ふも、唐代の所謂黑水靺鞨にはあらず、蓋し唐時の黑水靺鞨は今の三姓の地を根據と爲して、更に松花口の黑龍江に合流する地方を指し、契丹族には全く縁故なき箇所なり、故に國志の記事が誤りであることは明であるが、唯だ奚と契丹とが其の界を接し居たることは確實である。

3

契丹民族の古傳説は右の邊に留めて、次に彼等の文化上に就て、其の大略を申述べやうと思ふ。元來契丹は東胡族の分派なる鮮卑より出で、其の鮮卑は後漢以來、一時大發展を爲して、滿蒙北支

の大地域を領有し、其の爲漢族の一部も其の部下に隨屬し従つて文化も相當に進んだのであるが、三國時代に衰微して、其の智囊者たる漢族の智識階級去り、又之を用ゆる程の大君主なき場合は、再び舊時の蠻族に返ること、大抵夷族史上の實例に見る所である、されば契丹民族の如きも、他の蕃族例に漏れずして、其の初期は極めて野蠻の状態を呈して居る、今右に就て、二三の記載を掲げやう。

遼史——卷の二——太祖本紀の贊に曰く

遼の先は炎帝より出で、世々審吉國を爲む、其の知る可きものは、蓋し奇首よりす、云々、奇首は都菴山に生れ、潢河の濱に徙り、傳へて雅里に至り、始めて制度を立て、官屬を置く、木を刻んで契を爲り、地に穴ほりて牢を爲る、中略、盤祖、句德を生む、實に始めて民に稼穡を教へ、畜牧を善くす、國以て殷富なり、是を玄祖と爲す、玄祖、撒刺的を生む、民を仁しむ、物を愛す、始めて鐵冶を置き、民に鼓鑄を教ふ、是れを德祖と爲す、即ち太祖の父なり。

右は系圖上の記述で、漢風侵入後、祖先潤色の文であるから、一向當てには爲らぬが、併し木を刻んで契を爲り、地に穴ほりて牢を爲る、と曰ふ點などは、確に真相を傳へて居ると思はれる、又玄祖の時に畜牧を善くし、德祖の時に鐵冶を置く、已前に鐵器を知らぬと云ふ譯には非ずして、唯だ官府の制度として置いたこの意味であらう。

契丹國志——卷の二十三——國土風俗の條に曰く

好んで寇盜を爲す、父母死して悲哭する者は以て旺ん爲らず、但し其の屍を以て山樹の上に置き、三年を経て後、乃ち其の骨を收めて之を焚く、因て酒を酌んで祝して曰く、冬月の時は陽に







此の畜牧畝漁以て食を爲し、皮毛以て衣を爲し、車馬を以て家畜を爲すは、實に彼等が漠北生活當時の状況を語るものと謂ふ可し。

然るに太祖阿保機の時代に入りて、一時に文化の進展を致したるは、其の父。德祖其の祖。父。玄祖以來の力、自づから根底を爲すに雖も、實は漢族隨從の結果に基かずんば、あらず、今契丹國志——卷の一——太祖紀に記する所を擧げて之を證明しやう。

阿保機王を稱す、最も雄勇なり、奚及び七姓室韋咸な之に服屬す、太祖黃頭室韋を撃て還る、七部之を境上に劫かして、求むる事約の如くせしむ、太祖已むを得ずして、旗鼓を傳へ、且つ曰く、我れ王を爲る、こゝ九年漢人を得る、こゝ多し、請ふ種落を帥ひて、古漢城に居り、漢人其之を守りて、自ら一部を爲ん、七部之を許す、其の後、太祖七部を撃滅し、復た併せて一を爲す、又た北の方室韋女、貞眞を伐ち、西は突厥の故地を取り、奚を撃ちて之を滅し、復た奚王を立て、契丹をして其の兵を監せしむ、東北の諸夷皆な之れに畏服す。

斯の契丹七部の衆に別れて、漢人其俱に一部を形成したるは、抑も、太祖其の人の卓見を謂はざるを得ず、又尋で曰く

神冊元年、是の年、阿保機始めて自ら皇帝を稱す、國人之を天皇、王を謂ふ、妻、述律氏を以て皇后を爲す、百官を置き、建元して神冊と曰ひ、國を契丹と號す。

初め唐の末、藩鎮驕横互ひに相併吞す、鄴藩、燕人の軍士多く亡げて契丹に歸す、契丹日に益々強大なり、又、燕人、韓延徽を得たり、智略ありて、頗る文を屬するを知る、與に語りて之を悦び、遂に以て謀

主を爲し、舉動焉を訪ふ、延徽始めて契丹に牙を建て、府を開き、城郭を築き、市里を立て、以て漢人を處らしめ、各々をして配偶有りて、荒田を墾墾せしむることを教ゆ、是に由りて漢人各々生業に安んじ、逃亡する者益々少し、契丹の諸國を威服する、こゝ延徽に於て力有り云々。

支那周圍の蠻族中、聰明雄傑の君主出づる場合は、必ず漢族の智者を用ふ、古くは漢の中行説が匈奴に入りて謀主を爲り、又晋時の王猛が秦の苻堅を輔けて統一の功を立て、又宋の耶律楚材が元の帷幄に參して、彼の大國家を成立せしめたるが如きは、皆な其の例なり、されば契丹に於ける韓延徽は、其の器量固より王猛、楚材に如かず、雖も、阿保機の業を助けて、其の國民文化を發展せしめたる功績は、確かに存在したるに相違なし。

已に契丹の太祖其の人が漢人を基礎として、一部族を形成し、而も韓延徽の如き智者を謀主に加へたるが、爲文化向上して、舊俗を蟬脱し來つたが、太宗の時更に五代の後晋を滅す、同時に、其の文物上の優品を自國に奪ひ去りたる、こゝ有り、遼史——卷の四——太宗の大同元年三月の條に曰く、晋の諸司、僚吏、嬪御、宦寺、方伎、百工、圖籍、曆象、石經、銅人、明堂、刻漏、太常の樂譜、諸宮の鹵簿、法物及び鎧仗等を悉く上京に送る。

斯く支那文化制度上に屬する物を取り去つて、自國の文化を助けたるが爲め、爾後遼の制度も、風俗上には多少固有の習味を存したる類あれども、其の大部分が漢族化したる、こゝは殆んど疑ふ可からず、併し乍ら、宋の仁宗より、神宗間に生存したる吳奎の傳を記したる東都事略——卷の七十三——には、契丹人の服裝を記して



衣服は金冠を以て重しを爲す、紗冠は之に次ぐ。

書せり、當時契丹は聖宗より道宗時代に當れば、文化浸潤の甚だしき時なれども、右の二者は漢服にあらざりて、國服なりと曰へば、其の中期以後も、猶ほ舊風を保ち居たる類あることは明かなり、又遼一代に對する百般の文物、制度は今一々之を説く必要もなく、又其の遑なきが爲め、以下略して耶律大石のこゝを一言す可し。

遼の天祚皇帝、金に破られて播越す、時に大石諸大臣を議して、秦晋王淳を立つ、淳死して、其の妃蕭德燕京を守る、金兵來り迫るに及んで蕭妃走りて天祚に歸す、天祚怒りて蕭妃を殺し、且つ大石の淳を立つるを責む、大石説破す、天祚辭なく、酒食を賜ふて其の罪を許す、然れども大石自ら安んぜず、因て王を稱して西方に向ふ、抑も大石は其の字を重德と曰ひ、太祖八代の孫に當り、遼漢の書に通じ、又騎射を善くし、天慶五年の進士に及第す、故に純然たる文臣なれども、一度兵を率ひて西上するや、其數僅に二百騎、白達族の地を過ぎて馬四百、駝二十、羊若干を得たり、尋で回鶻の地に入りて其の王を説得し、西大食を征するが爲めに道を假る理由を述べ、馬六百、駝百、羊三千頭の貢獻を得て西進し、遂に西域の兵十萬を破り、爾後回々王の來り降るありて、帝位に即けり、之を世に西遼と稱す、時に大石の年三十八なり、延慶三年、師を班して東歸し、馬行二十日に逮んで善地を得、茲に都城を營みて、更に東方に還らんを欲したれども、志を得ず、在位二十年にして卒したるが、其の遠征の行に至りては實に特筆大書す可き價値ありと曰ふ可し。

蒙古民族 蒙古族の起源に關しては古文献上の記事一定せず、又學者の議論は大抵長篇に涉りて要領を得るに苦しむ、而して最も簡單明瞭なるは辭源の文なるを以て、先づ右を掲げて更に他説に及ばんを欲す。

辭源—申集艸部—蒙古の條に曰く

蒙古(三)種族、名唐の時に蒙兀室韋有り、此の族の起源を爲す、蒙兀の先世は嘗て東胡に服屬す、故に人種學家、其の滿洲と同一、東胡族に出づるを稱す、又突厥強盛の時に當りて、嘗て突厥に服屬す、故に史家又之を突厥族中に列す、金時に至りて、合不勒爲の部長あり、自ら大蒙古國と號す、蒙古は即ち蒙兀の音轉なり、於吉斯汗の時、兵力直ちに歐洲に達す、泰西人因て蒙古人を以て黃種の代表を爲し、黃種を通稱して蒙古利亞種を爲す。

右の文中に唐時蒙兀室韋ありて、此の族の起源を爲すとあるは事實なり、然れども其の先世嘗て東胡に服屬すとあるは如何にや、何となれば室韋は諸族混化の迹なしとせざれども、大體上東胡の一派なればなり、次に突厥の強盛なる時嘗て突厥に服屬すとあるは、新唐書—卷の二百十五上—の突厥傳に

契丹、室韋、吐谷渾、高昌、皆役屬す。

とあるを以て、事實を認めざるを得ず、而して右の蒙古を新唐書には蒙瓦と記したるが、要するに蒙兀、蒙瓦は共に同音の借字に過ぎず、又當時此の蒙古の居地に就ては滿洲歴史地理の中に次の如く記載せり。—第一卷、渤海國の疆域の條四三五頁。



興安嶺の外には、大室韋ありて、室建河即ち今日の額爾古納(Argun)河の流域に居れり、此河は俱倫泊より出で、大室韋の地方を通過する間に、河の南に蒙瓦(又)河の北に落坦(又)云へる部族あり、蒙瓦は即ち蒙古(Mongol)にして、モンゴルといふ名稱が、支那の記録に現はれたるは之を初めす。右によれば、蒙古族の祖先は黒龍江の上流中、其の南方呼倫泊より出づる河流域の邊に居りたること明かにして、蒙古地域としては最も東北寄りの個所を謂ふ可し。

次に元代以前の蒙古に關しては、嘗て王國維の記述したるものあり、其の文長篇なるが爲め、全部を譯載すること能はざれども、其の最も參考に供し得べき部分を左に掲記す可し。

遼金時蒙古考——觀堂集林卷の第十五——に曰く

舊唐書北狄傳に、室韋は契丹の別類なり、(中略)俱輪泊、屈曲して東流し、西、室韋の界を經、又東して大室韋の界を經、又東、蒙兀室韋の北、落俎室韋の南を經、(下略)次に新唐書の記事を載せ、更に二書に對する案文を掲ぐ、而も今之を略す

五代史の四裔を記する附録に、胡嶠の陷虜記を引く、契丹の東北、轅劫子に至る、其の人、鬐首披衣を衣、爲す、鞍せずして騎す、大弓、長箭、最も善射す、人に遇へば、輒ち殺して生のまゝ、其の肉を食ふ、契丹の諸國皆な之を畏る、契丹の五騎、一、轅子に遇へば、則ち皆な散じ走る、其の國三面皆な室韋。

案ずるに、此轅劫子は日本の箭内互博士の韃靼考に、遼史の梅里急、元朝秘史の篋兒乞惕を以て之に當つ、然れども、元初の篋兒乞惕は今の色楞格河の流域に住して、契丹の西北に在り、此の記の東北説は合はず、其の左右も亦た絶て室韋部落なし、惟だ唐書の蒙兀室韋は則ち西に大室韋あり

北に落俎室韋有り、東も亦た興安嶺東の室韋本部と相望む、三面皆な室韋の説を合ふ、又唐書地理志に賈耽の四夷に入る道里記を載す、云く、俱輪泊の四面は皆室韋、蒙兀室韋は、輪俱泊の望建河に出づる南に在り、又、南、契丹と接す、故に云く、其の國三面皆な室韋なり、然れば、則ち轅劫子は殆んど即ち蒙兀室韋の譌轉なり、後、蒙古と稱する所以の者を、梅古悉と曰ひ、謨葛失と曰ひ、毛割石と曰ひ、毛搨室と曰ひ、毛搨室韋と曰ひ、萌古子と曰ひ、官骨子と曰ひ、蒙國斯と曰ひ、蒙古斯と曰ひ、萌子と曰ひ、蒙子と曰ふ、皆な此の轅劫子の音と相關係す、梅里急、篋兒乞惕を以て之に當ること能はざるに似たり。

契丹國志二十の四至、鄰國地理の遠近中に、正北は蒙古里國に至る、國に君長なく、管する所亦た耕種無く、獵を以て業と爲す、其の居を常にせず、四季毎に出行、惟だ水草を逐ふ、食する所は惟だ肉酪のみ、契丹と爭戰せず、惟だ牛、羊、駝、馬、皮、氈の物を以て契丹と交易を爲す、南、上京に至る、四千餘里。

案ずるに、契丹國志は諸書を採輯して、此の條を成すに係る、今、未だ本づく所を見ず、當に趙志忠の陰山雜錄諸書に出づ可し。

遼史の道宗紀、太康十年、二月庚午の朔、萌古國使を遣はして來聘す、三月戊申、遠く萌古國使を遣はして來聘す。

凡そ史家、敵國の使ひ來るに於ては、則ち聘と書す、屬國は則ち貢と書す、此れ諸史の通例なり、遼史本紀は惟だ梁、唐、周、宋の四國に於ては聘と書し、後、晉、北、漢、西、夏は以て貢と稱し、或は冊を受けて貢と書す、南、唐は未だ貢と稱せず、雖も、亦た仍ほ貢と書す、漠北の諸部に至りては更に貢と書せ



ざる者なし、此れ萌古及び遼萌古に於て、獨り聘を書して以て蒙古の先、遼世に敵國たるを示すなり、又太祖紀の神冊三年、二月、達旦國來聘、聖宗紀の統和廿二年六月、達旦國の九部使を遣はして來聘す、亦た聘書する者は、元時の史を修むる諸臣、蒙古に韃靼の別を知らず、誤て韃靼を以て蒙古の先、爲すに縁るなり、故に亦た敵國の書法を以て之を書するなり、元人三史を修むる時、韃靼及び蒙古を言ふを諱むこも、余已に韃靼考中に於て之を詳論す、此の二條は乃ち史臣の刪削、未だ盡さざる者、然れども亦た其の書法を異にす、蒙古人の遼に貢するこも、當に此の二次に止まらざるなり、此の萌古、遼萌古を區別して二、爲すは、當時實に數部に分つを知る、遼志、營衛志に、鶴刺唐古部有り、欽定遼史國語解三に云く、蒙古語なり、鶴刺は遠きなり、則ち遼蒙古國は其の本語當に鶴刺萌古國に云ふ可し、然れば此は契丹人が分別の辭、爲す可く、而して蒙古人自ら稱する所にあらざるこも言を俟たず。

遼史の天祚紀、保大二年四月、金已に西京を取る、沙漠以南の部族皆な降る、上遂に訛沙烈に通る、時に北部の謨葛失馬駝食羊を驢る、六月、謨葛失兵を以て來り援く、金人の爲めに、洪灰水に敗れ、其の子陀古及び其の屬阿敵音を擒せらる。

同上、保大四年春正月、上都督馬哥軍に趨る、金人來り攻む、營を棄て、北に通る、馬哥執へらる、謨葛失來り迎へて、馬駝羊を驢り、又部人を率ひて防衛す、謨葛失を封じて、神于越王に爲す。

同上、天祚、既に大石林の牙兵を得たり、又陰山の室韃、謨葛失の兵を得て、自ら謂く、天助を得たり、再び兵を出して、燕雲を收復せん、謀る。

史愿の亡遼錄、三朝北盟會編卷の二十一に引く。天祚、保大四年に於て、大石林の牙兵を得、又陰山の韃靼、毛割石の兵を得たり、自ら天助を謂ふ、兵を出して、燕雲を收復せん、謀る。

東都事略附錄二、耶律延禧、大石林の牙兵、七千騎を得、又陰かに韃靼、毛褐室韃の三萬騎に結びて之を助く。

金史の太祖紀、天輔六年、遼の保大二年。五月、謨葛失、其の子、蒲泥格失を遣はして、方物を貢す。

同上、太宗紀、天會三年三月、遼の保大二年。韃靼、失を以て來附す、請ふて、印綬を授く。

案ずるに、謨葛失、毛割石、毛褐室韃は、當に毛褐室韃に作、可し下に見ゆ。上の蒙兀室韃、韃劫子、又下の萌古子、萌骨子、蒙國斯、三朝北盟會編卷の二百三十に見ゆ。蒙古斯の諸名に相應ず、亦た當に蒙古を指す可し、惟だ遼金二史記する所の謨葛失の事は、一に人名にして、部落名に非る者の若し、然れども、其の實は、然らず、續資治通鑑、長編記事本末、卷の一百四十三、宣和五年二月、兀室楊璞、館に到り、趙良嗣等に謂て曰く、西京路の疆土は、又原約の當に割く可きに非ず、若し我が家取らずんば、河西の毛褐室の家に分與するを待て、必ず厚く河西に餉るを得ん、謂く夏國の毛褐室は、韃靼を謂ふなり、云々、毛褐室は、即ち毛褐室韃、亦た即ち謨葛失は、是れ謨葛失、是れ部名にして、人名に非るの證なり、其の毛褐室を云て、韃靼、爲す者は、中國人、甚だ蒙古に韃靼を分別せざる故なり、又遼金二史の謨葛失を記するこも、人名の若く、然るは蒙古の祖先、封を受けて、遼金に入貢するは、元末深く諱む所爲るに縁る、故に其の辭を變ずるこも、此の如し、亦た猶ほ亡遼錄、東都事略記に、保大四年、天祚南下のこも、並に韃靼有りて、而して遼史特に之を刪るが如きなり、且つ謨葛失、毛割石の蒙古たるこも、尙ほ他證あり。







に張匯の金虜節要、洪皓記聞、王大觀の行程録等を以てす、蒙國編年には之を萌骨子モウコウシと謂ひ、記聞には之を育骨子イクコウシと謂ふ、今は行程録に従ふ。

右の文中に、蒙古は女眞の東北に在り、記するは恐らく誤りなる可し、何となれば、當時金は今の河南省の開封を取りて茲に都せり、するも、蒙古族の居地は其の北方に當りて、東方には移らざればなり、而して其人夜中に能く物を視る、と曰ふは前條の眼力精強の談より來る點なる可く、次に鮫魚の皮を以て甲カウを作るツクリとあるは洵に面白く、是等は甲冑沿革史上の一好資料たる可し。

同上、繫年要録卷の紹興九年——金の天眷二年——女眞の萬戸呼沙呼——北は四庫館臣校改大金國志には胡沙虎コサコに作る、當に要録の原文を是と爲す可し——北蒙古部を攻む——國志には育骨子イクコウシに作る——糧盡て還る蒙古追ふて之を襲ふ、上京の西北に至りて、大に其衆を海嶺に敗る。

同上、卷の一百、紹興十三年——金の皇統三年——三月蒙古復た金に叛す、金主亶將に命じて之を討ず、初め魯國王昌、既に其の子星哈都——大金國志には勝花都シヤンカドに作る——を誅す、郎君なる者、其の父の故の部曲を率ひて以て叛す、蒙古と通ず、蒙古はに由りて強て二十餘圍寨を取る、金人制するここ能はず——原註、王大觀の行程録に據て案ずるに、松漠紀聞達賚の長子大供瑪、初め囚はれ、赦に遇ふて出るを得たり、次子勛今、平章皓と爲る、今年六月歸る、乃ち此の事を見ず、未だ孰れかのなるを知らず、姑く附見して更に詳考を俟つ。

同上、卷の一百、紹興十六年——金の皇統六年——八月金の元帥兀朮の未だ卒せざるや、自ら中原教ゆる所の神臂弓の撃手、八萬人に將して蒙古を討つ、連年克つ能はざるに因て、是の月、汴京行臺尙

書省事蕭博碩諾——大金國志には蕭保壽奴シヤウホウソウヌに作る——を領して蒙古と和を議し、西平河以北の二十七圍寨を割て之を與へ、歲に牛羊米豆を遣る、且つ其の酋鄂倫貝勒を命冊して——國志には熬羅李極烈アロリキキリに作る——蒙古國王と爲す、蒙人肯かず——原註は王大觀の行程録に據る——。

同上、卷の一百、紹興十七年——金の皇統七年三月、蒙古金人始めて和す、歲に牛羊米豆、緜絹の屬を遣る、甚だ厚し、是に於て蒙古の鄂倫貝勒乃ち自ら祖元皇帝と稱す、天興と改元す、金人兵を用ゆること連年、卒に討ずること能はず、但だ精兵を遣はし、要害を分割して還る——原註は此れ王大觀の行程録に據る、録を案ずるに稱す、歲に牛羊五十萬口、米豆共に五十萬斛、絹三十萬匹、緜三十萬兩を遣る、恐は未だ必ずしも此の如く之れ多からず、今其の數を削り去る、第だ甚だ厚しと云ふ、更に詳考を俟つ。

以下擧ぐる所の記事甚だ多し、雖も已に蒙古が金と戰つて其の重責を得る時代に達しては、一々其の條文を列擧する必要なし、故に今凡て省略す、而して王國維の文は其人博覽強識の結果上、記事繁縟の憂ひを免れず、然れども夫れ丈け確實性を増加する譯なれば寧ろ喜ぶ可き次第なり、但し以上の記事に對しては別に前例の如き解釋を加へず、唯だ讀者の理解に委して次に韃靼族のこゝを一言す可し。

二十六

韃靼族 世上韃靼族を目して蒙古と同一視する者あり、又之を別個の者と認むるものあり、而して



學說亦た紛々たれども、其中我邦に於ては箭内互博士の論文最も較著にして、支那は王國維及び方壯猷氏の論文甚だ詳細を極む、其の他歐人の諸説に至りては自づから右の三説中に包括せらるゝ故に、専門家以外は別に之を通讀する必要なく、又箭内、王、方三氏の文も俱に長篇に失するを以て、斯には簡易を主眼と爲して、馮家昇氏の記事を採録し、更に其の欠は他説に因て補ふことゝ爲す可し。

馮説は「東北史中、諸名稱之解釋」題する文にて、雜誌禹貢の第二卷、第七號に載す、曰く  
韃靼。

韃靼、達旦、達旦、達達、打皆一音の轉なり、波斯人は「Tatar」曰ひ、歐人は「Tartar」曰ひ、英人 Parker は著す所の *A thousand Years of Tartars* p. 97 に於て、魏志の烏丸大人蹋頓「Tatun」は、即ち韃靼 Tartar の原音なりと謂へり、余漢書の匈奴傳を按ずるに、單于西南に行て、闐敦の地に留る、師古の註に云く、闐の音は蹋頓、は音對、後漢書馮異傳に「又匈奴于林闐頓王に降る」と、章懷の註に云く、匈奴の王號、山陽公の載記に曰く、頓字は確に作る、前書音義に「闐の音は蹋敦の音は頓、又音確」と、則ち蹋頓の二字は已に前後漢書に見ゆ、Parker 氏は蓋し臆説のみ。

解。韃靼名は唐代以後の種族名なるに、英人パーカー氏は前漢時代の古民族名なる烏丸の大人蹋頓の音が、偶ま幾分かのターター音に似たりとて、夫れに引付けたる爲め、右は單に臆説のみと論破したる譯なり。

吾人の知る所に就くに、韃靼名は始めて唐の玄宗廿年突厥の闐特勤碑に見ゆ、其詞に曰く「且つ泣き、且つ歎じて前方日出處にゆく、猛烈なる沙漠の民 Tabgac (唐家子) Tūpūt (托跋) Apar, Aprim, Kirghiz

(黠曼斯) 三姓 Kurikan (骨利幹) 三十姓 Tārbar (韃靼) Kytabi 等の民來り、既に歌ひ且つ泣く、右は Tabgac (唐家子) の民敵たり、左は Baz 可汗、九姓 Oguz (回紇) の民敵たり、Kirghiz (黠曼斯) Kurikan (骨利幹) 三十姓 Tatar (韃靼) Kytai (契丹) Tatabi は皆な敵なり。

其中の Tatar は即ち韃靼たる事、已に毫も疑義なし——以上箭内互蒙古史研究、韃靼考の文中に引く所なり——中國の文獻中最も早く見ゆる所のは、唐の會昌間に李德裕の一品集、卷の五に爲す、回鶻の喘沒斯特勒等に賜ふ詔書に「秋熟卿及び部下の諸官、并に左相阿波兀等の部落、黑車子、達靼等、平安好、又卷の八、劉沔に代りて、回鶻の宰相、頡于伽思等に與ふる書に「紇乞斯の專使將軍、踏布合祖の云く、發する日、紇乞斯即ち移りて合羅川に就き、回鶻の舊國に居り、兼て已に安西の北庭、達怛等の五部落を得——以上は王靜安の蒙古史料四種、韃靼考に亦た引く——其の後、舊唐書の僖宗紀、舊五代史、唐の武皇紀、新唐書の沙陀傳、新五代史の韃靼傳、遼史、契丹國志、元朝秘史等の書に各々記載する所あり。

遼史に阻ト有り、金史に阻鞑有り、王靜安——國維——先生元人韃靼と稱するを諱むを以て、改むる所と爲す、徐旭先生の著、阻ト、非、韃靼考——女子大學季刊、第一期——之を駁す、王靜安先生、又別に「論、韃靼、非、阻ト——中央研究院、歷史語言研究所、集刊、第二本、第三分——に謂く、阻ト、或は阻鞑は乃ち藏文の Soqpo 蒙古人を指すなり、無論阻ト、或は阻鞑は是否、韃靼と爲す、要するに繼續の搜索を待つ、吾人の注意する所は、則ち此の一部の名を以て、廢續の久しき、應用の廣き、其の他の名稱の及ぶ所にあらざるなり、其の始めや、興安嶺一帶に遊牧する一小部族に過ぎず、其の後、陰山々脈に蔓延す、



名に循て實を責むれば、此の韃靼は乃ち蒙古の部族に相近き汪古惕なり、元朝秘史には塔々兒を稱す、並に蒙古自身の稱にあらざり、宋人は右を知らず、妄りに所謂黒、白、生、熟等を附會、強分して、黒韃靼或は生韃靼を以て、専ら蒙古人を指せり、明人は更に宋人の説を沿ふて、元の後裔を指して、韃靼を曰ひ、歐人は更に擴大して、亞洲北部の古代民族を以て、統て、韃靼を曰ふ、Visjalonの Histoire de la Tartarie, Parkerの A thousand Years of Tartares の等の書、是れなり、則ち、韃靼の一辭、今日に至りて已に用て、亞洲北部の古代民族に對する一種の術語を爲れり。

蒙古名が室韋の部族名中より出で、韃靼名が突厥の碑文中より出づる以上は、古書が相互の一致を語らざる限り、右を以て、別個の民族を認定す可きが當然なり、然るに、兩民族の接觸もある可く、又其の一部が他の強盛民族の間に混入して、同名に呼ばれたる例もあらんが、斯る結果よりして、後世混亂し、遂に蒙古を韃靼とし、以て同一視し、又は同一名稱にて呼稱し、或は記載したる次第なる可し、然れども、確乎たる民族上の區別を知らんを欲する者は、先づ其の始めに還りて、相互の異同を明にする必要ある可し。

次に王國維の韃靼考に載する地理關係の點は、對照上頗る必要の點なるにより、左に之を抄出して、參考に供す可し。

觀堂集卷の十四所載。

更に地理上より之を證せん、唐時、韃靼の住地は、關特勤碑側の突厥文に據るに、兩記の三十姓、韃靼は皆黠戛斯、骨利幹の後、契丹、白靺鞨の前に在り、日本の箭内博士の謂く、黠戛斯は突厥の西北に在り

骨利幹は其の北に在り、契丹、白靺鞨は皆な突厥の東に在り、則ち其の間の三十姓、韃靼は當に突厥の東北に居る可く、又、金、元間の塔々兒の方位を全く同じし、其の説良に是なり、今、假りに此部を名けて、東、韃靼を曰はん、然れども、此の碑の突厥の文中に尙ほ九姓、韃靼あり、此の部の住地は考ふ可きものなし、然れども、唐書地理志に賈耽の四夷に入る道里記を引て云く、中に受降城の正北、東に如く、こゝに八十里、呼延谷有り、谷の南口に呼延柵有り、北口に歸唐柵有り、車道なり、回鶻に入る使ひの經る所、又五百里、鵬鵠泉に至る、又十里、磧に入りて、靈鹿山、鹿耳山、錯甲山を經て、八百里、山、鸞子井に至り、又西北密粟山、達旦泊、野馬泊、可汗泉、橫嶺、綿泉、鏡泊を經て、七百里、回鶻の牙帳に至る、此の達旦泊は回鶻牙帳の東南數百里に在り、疑ふらくは、韃靼人居る所を以て名を得るか、九姓、韃靼の居る所は、蓋し當に此に在る可し、今、假りに此の部を名けて、西、韃靼を曰ん、會昌一品集に見る所の達旦は其の一、黒、車、利、連稱する者は、東方の三十姓、韃靼に相當る、其の一、安西の北庭を連稱する者は、即ち西方の九姓、韃靼なり、而して唐末、五代以來史籍に見ゆる者は、只だ近塞、韃靼あり、此の族は東、陰山に起り、西、黃河の額濟納河流域を踰へて、北宋の中葉に至るまで、青海附近に散居す、今、假りに之を名けて、南、韃靼を曰ん、歐陽公五代史の傳ふる所、王延德が高昌に使ひする時に經る所、李仁甫の續通鑑長編の記する所、皆な是の族なり、而して遼史記する所の阻卜は其の分布區域、乃ち各々此の三部の韃靼に相當す、李信の謂く、遼の齊妃兵を領して、西鄙の驢駒兒河の西に屯して、塔、韃靼を捍ぐ、而して遼史の文學傳に、蕭韓の家奴の言に曰く、阻卜の諸部、自來之を有す、曩時、北は臚胸河に至り、南は邊境に至る、人多く散居して、統一する所なし、惟だ往來抄掠す、太祖の西征に及んで、流沙に至る、阻卜の諸部、風を望んで



悉く降る。是れ遼時の邊境以北、臚胸河に至る皆な阻トの部落有り、此れ唐時の東韃韃に擬す可し、又太祖紀に云く、天贊二年九月丙申朔、古回鶻城に次す、丙午騎を遣て阻トを攻む、蕭圖玉の傳に云く、阻ト復た叛す、圖玉を可敦城に圍む、蕭惠傳に云く、西阻ト叛す、都監涅魯古等兵に將さして來り、援く敵、可敦城の西南に遇ふ、又蕭撻不也傳に、阻トの酋長、磨古斯給降る、撻不也、鎮州の西南、沙磧の間に逆ふ、案ずるに古への回鶻城は即ち今の外蒙古の額爾德尼昭の西北、合刺八刺合孫——唐時の回鶻牙帳——鄂爾崑河の西岸に在り、可敦城は即ち鎮州の其の地なり、今未だ考定する可き能はず、雖も要するに鄂爾崑河の東、喀魯哈河の左右に在り、而して阻トは其の西南より來れば、則ち其の住地は當に可敦城の西南に在る可し、唐の時の達旦泊は正に此の方面に在り、故に此の部は唐時の西韃韃に擬す可し、又遼史の屬國表に、聖宗の開泰五年に書す、阻トの酋長、魁可來り降る、聖宗紀には黨項の魁可來るに作る、兵衛志に云く、西夏の元昊諒祚、智勇人に過ぐ、能く黨項阻トをして大國を掣肘せしむ、此れを以て、阻トに黨項互に擧げて連言すれば、則ち阻ト分布の廣き可き、正に唐宋人の所謂韃韃に同じ、金史の阻韃、若くは北阻韃を見るに至りては、則ち略ぼ唐時の東韃韃に當る、亦た即ち蒙古人の所謂塔々兒は、此れ亦た地理上に由て之を證明す可し、金史宗浩傳に云く、内族襄以爲、廣吉刺を攻破すれば、則ち阻韃は東顧の憂ひなし、是れ阻韃が廣吉刺の西に在りて、而して元朝秘史に翁吉刺の住地を記して云く、合勒合河の流れ、捕魚兒海子の處に入りて、帖兒格等翁吉刺有り、其の塔々兒の住地を記しては、則ち云く、阿亦里兀惕、備魯兀惕の兩種は、塔々兒、捕魚兒海子、闊連海子、この中間、兀兒失溫地面に在り——今の鄂爾順河——又云く、察阿安、阿勒赤、都塔兀惕、阿魯孩、四種

の塔々兒は兀勒灰、失魯格、勒只惕地面に在り——今の烏爾渾河、色野爾、塞河の合流處——皆な東喀爾喀河流域の翁吉刺に在りて、鄰を爲す、又載す、址克址兒地面——今の蘇克斜魯山——に塔々兒人有り、翁吉刺の德薛禪家を距る可き達からず、金史の載する所の阻韃の地望、一も合はざるは無し、故に遼金二史中の阻ト阻韃の韃韃たる可きは、地理上より之を證して餘り有り矣。(下略)

以上擧ぐるが如く、唐宋以來、東西南三地方の韃韃が非常に廣大なる地域間に分布し居たる可きは、殆んぎ疑問の餘地なし、而して右が又室韋の一派たる蒙古族と異なる點も、自づから瞭らかなる可し、然るに後年蒙韃二族を混同し、宛も同一族の如く記載するに、俱に世人も亦た斯く信ずるに至りては、大に其の然らざる理由を述べざる可からず、之れ古書の根本資料を基礎とする諸學者の説を擧げて、其の蒙を啓く所以なり、要するに蒙古族の本源は東胡に淵源し、又韃韃の根本は匈奴族か、又は他種の雜胡に出づる可き、略ぼ確實なる可し、而して東胡の子孫は契丹の滅亡と同時に、其の民族の迹を絶ちたる觀あれども、其の實東部蒙古と稱するものは、恐らく室韋系統の民族に相違なく、又西部蒙古は彼の韃韃民族系に屬する次第ならんが、其の對照上の議論は、他日折を見て詳記す可し。

今日現在の人種論なるものは、其の人々大抵歴史に暗く、隨つて同民族と稱する者の間に地方的の異同ありても、之を詳説する可き能はず、單に他族との混血位に論斷して、平然たるもの多し、此の混血は無論世界民族共通の實相なれども、系圖論は歴史を除きて、他に證明す可き手段なきを知る可し。



昭和十一年八月十五日印刷  
昭和十一年八月二十日發行

編輯兼  
發行人 大連市台山屯三七〇番地  
押川一郎

印刷人 大連市吉野町三十四番地  
高瀬又五郎

印刷所 大連市吉野町三十四番地  
松浦屋印刷所

發行所 南滿洲鐵道株式會社



14.5  
438



終